

平成 27 年 3 月 9 日（月曜日）

予算審査特別委員会会議録
（第 1 日目）

平成27年予算審査特別委員会第1日目

平成27年3月9日(月)

出席委員(9名)

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 鍬 太
4番 佐藤 広幸	9番 加藤 憲彦
5番 大場 清之	

欠席委員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	代表監査委員 林 恭司
総務課長 中山 進	監査事務局長 高橋 明彦
まちづくり課長 沼澤 繁夫	農業委員会会長 加藤 勝義
税務福祉課長 矢作 めぐみ	教育委員長 太田 二三男
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教 育 長 齊藤 涉
地域整備課長 矢野 正	教 育 次 長 伊藤 幸一
会計管理者 結城 恵美	選挙管理委員会書記長 中山 進
総務課財政管財班長 小野 芳喜	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 明彦	主 任 大場 由美子
--------------	------------

本日の会議に付した事件

- 議案第30号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
- 議案第31号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第32号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第33号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第34号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第35号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第36号 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

午後1時23分 開会

委員長 ただいまの出席委員は9名です。定足数に達しております。ただいまから平成27年度予算審査特別委員会を開きます。

直ちに委員会を開会いたします。

ただいま平成27年度一般会計外6特別会計の予算審査特別委員会の委員長に就任いたしました加藤でございます。精いっぱい努めさせていただきますが、進行上不行き届きの点など多々あると思いますが、皆さんからのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ここで審査方法についてお諮りします。一般会計は歳入予算を一括し、歳出については款項ごとに審査していただくこと、特別会計は会計ごとに審査する方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、ただいま申し上げました方法で進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第30号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第31号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第32号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第33号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第34号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第35号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第36号 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

委員長 議案第30号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第31号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第32号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第33号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第34号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第35号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第36号 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算。以上7会計の審査を行います。

議案第30号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

委員長 最初に議案第30号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出予算を審査します。一般会計歳入について読み上げ説明をお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、一般会計歳入の質疑に入ります。なお、質疑につきましては、ページ、款、項、目を明言し、簡潔にお願いします。

4番 それでは、12、13ページの固定資産税1,725万3,000円、大きい数字が減額となる見込みのようですけれども、この理由を質問いたします。

税務福祉課長 では、私のほうからご説明いたします。

固定資産税の減額分につきましては、今年度評価がえが行われました。その結果、新築増加部分または逸失減少分というふうなことで勘案したところ、その減額が100万円前後あったというふうなことです。

それから、土地につきましては、土地の下落修正というふうなことで、県下一斉なわけですけれど

も、そんなことから2%の減額を見てその金額を反映したために、総体的な減額予算となった次第でございます。

委員長 いいですか。ほかにありませんか。質疑ありませんか。

2番 12ページ、1款7項1目入湯税59万6,000円ということで、前年から見ますと16万円減っておりますけれども、若あゆ温泉関係の入場者が減るといふうなことでこういうふうな予算になったのかお聞きしたいと思います。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 前年度は75万6,000円というふうなことで計上させてもらって、今年度が59万6,000円というふうなことで16万円ほど減っているんですが、この入湯税の対象項目がお風呂に入るといふようなものではなくて、部屋を使用したときに入湯税が加算なるということで、大部屋を使用する方が年々減ってきているというふうな現状の中でこの数字を予算化したというふうなことになります。

2番 理由はわかりましたが、しからばふやしやすい対策といふか方策はないんでしょうか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 大部屋はご存じのとおり大広間になってございまして、振興公社の中では、この大広間の南側のほうの壁を少し通りを見通しよくすれば、景観的に舟形町、景観指定になっているものですから、そこを少し明るくして入場者をふやしたいというふうな意向がございまして。あの大広間を多く使ってほしいというふうな意向があるんですが、何せ若干予算も多くかかるものですから、それは年次的にというふうなことで今のところ対応しているんですが、今の話で何とかして大広間の利用のほうもふやしていきたいというふうな考えは聞いております。

委員長 ほかにありませんか。

3番 まず、1点目でございますが、20ページ。14の2の1でございます。総務費国庫補助金で、右のほう21ページでございますが、社会保障・税番号制度の補助金がございまして、1,600万円。26年度でもたしか800万円ほどとっておったようでございますが、この1,600万円で約2,500万円ほどになるんですが、この制度そのものの事業は27年度で完結するんでしょうか。

総務課長 国の政策に基づいて、国のほうで補助金をつくりながらこれに対応するものでありますけれども、今のご質問ですが、27年度中にはできるものは一部でありまして、28年4月の申告から一部使えるようにします。そのために、ことし12月から個人に個人の付番をして通知をすることにしております。本格運用につきましては、29年7月から本格運用するというふうなことになります。今回は、このシステムの改修にお金を国のほうでよこすというふうなことでありますけれども、町のほうではシステムのほかに条例等の整備も必要になるというふうなことでありまして、それらの時期まで粛々と進めるというふうなことになります。

3番 そうしますと、また来年度以降も補助金があつて事業が続くということで、このシステムの導入というのは、システムそのものを酒田のあそこに委託して導入するということなんでしょうか。

総務課長 今の行政システムがそのようになっていきますので、基本的には日情システムのほうにシステムを改修してやるというふうなことになります。今、基本的にいろんな番号が国のほうで、年金は年金の番号、いろんな番号が出ているわけですが、それらを統一するというふうなことになります。

委員長 ほかにありませんか。

2番 16ページの12の2の3教育費負担金108万円、学童保育保護者負担金というふうにありますけれども、この金額については今回から初めて徴収するようになるかと思いますが、この周知等についてはどのように行っているのかということと、あわせてこのことに対する利用する側の意見といたしま

すか、ありましたらお聞きしたいと思います。

教育次長 施設経費等負担金ということで、職員の保険分であります。1名3,000円で、30名12カ月で108万円というふうなことで計上させていただいています。（「周知」の声あり）

教育長 保護者への周知というふうなことです。このたびの4月から運用なるというふうなことで、それぞれの申し込みを全部出しておりまして、その中に細かく規定して一応申し込みを受け付けているというふうな形になります。

あと、一番最初には学童の方々に、12月の第1週に説明会をしております。その中で、このような形になりますよというようなことで周知するような形で説明会を設けておりますので、そこからスタートして今のような形でそれぞれの保護者に希望等をとって説明申し上げているという次第でございます。

2番 ぜひ、受益者負担というのはやはりこれは当たり前といたしますか、私から見てももらって当然なのかという感じはします。ただ、金額等については十分検討して出したのだらうなというふうに思いますので、ぜひとも利用される側に町の思いといたしますか、ぜひとも話をし、理解して進めさせていただきたいというふうに思います。それで、意見をお願いします。

教育長 その最初の説明の段階で、最上管内等のこの比較、そういったところも含めまして、一番低い段階の設定でしております。しかも、そこに合わせたほかに、例えば1日当たりおやつ代等もいろいろな形でとっておるんですが、そこを例えば町で負担するとかというふうなことを勘案しますと、管内で最も低い水準でお子さんを預かるという形でご理解いただいたのかなというふうに思っております。よろしくお願いたします。

委員長 ほかに。

1番 ページ数で22ページ、15の2の5農林水産補助金の関係ですけれども、一般質問でも農業行政に関していろいろ質問させていただいておりますけれども、まず中山間地区の取り組みは、舟形町はもうほとんどの中山間地で取り組んでおられるかと思っておりますけれども、今農地中間管理機構が始まり、農政対策が新しく名義変更、名前が変更になって対策事業となっている中で、農地集積協力金は40町歩ほどの出し手があって金額的に1,000万円近く伸びているものに対して、前々から言っているような補助事業並びに集落営農等々が進まない関係上、今しっかり支えて国で1.5倍じゃない、2倍、ことしは特例で金額を上乗せしている下段の機構集積支援補助金というやつが、ほとんど計画されていないという形の中です。今後のこういう施策をしっかりと使うためにも、今計画はどのように進めようとしているところでありますか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 この予算書にあります今、佐藤勇委員がおっしゃってございました機構集積支援事業補助金というのは、地域集積協力金のことではなくて、これは農業委員会の耕作放棄地パトロールとかというふうな予算でありまして、恐らく議員さん質問なさってくださいるのは地域集積協力金、この件だと思うのですが、それでいいですか。

1番 確かに地域集積の実績がないからゼロであった関係上、今ここの部分がそれに近いものがあるのか、ちょっとそれを聞いて質問したところでした。やはり地域集積協力金というものが、ことしの場合には特例で2倍というふうな数字で与えられているわけです。そういう取り組みを事前にしっかり計画して、農業振興していく上に今後計画していただきたいと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

4番 では、22ページの15の2の2民生費県補助金、23ページの移動販売車購入助成金200万円ですけれども、さきの説明ではファミリーマートに貸し与えるのか無償でやるのか、無償でやるんですか

か。そういうような補助金だったようですけれども、これはことし限りの補助金なんですか。それとも、毎年申請をすればこういった形での補助金がおりにくるというような補助金なのか、質問いたします。

まちづくり課長 このたびここにあります老人福祉費の補助金、これは県単の補助金です。この制度が、県のほうに補助金制度がありましたので、この制度を使って今回移動販売車の購入助成補助事業ということで考えております。

なお、県のほうの補助制度については、来年度以降の見込みはちょっとまだ聞いておりませんので、とりあえず27年度は行うというようなことで私のほうでは聞いております。以上です。

4番 商工会からのお話は町にも届いていると思うんですけれども、ファミリーマートが来た場合の既存の商店街との公平性を保ってほしいという、そういう要望が一番多いのだろうというふうに思います。そうった中でやっぱりこういった車をその特定の業者にだけぼつとやって、それで1年で終わってしまうというのは、やっぱり公平性に欠ける面があるんじゃないかなというふうに思います。なので、もし県にもう1回要望して出してもらえるんだったら、やっぱり個人移動車販売をしている方にもこういった補助金の適用になるように、やっぱり働きかけて、ファミリーマートがカバーできない食品層の移動販売というのを町単独でも与えていく必要があるんじゃないかなというふうに思うものですから、ぜひこういった補助金、またもし別な名前でもあればそういったものを使って公平性を期するような形で、移動販売車をもう1台、2台はふやしてもいいんじゃないかなというふうに思いますので、探していついていただきたいなという再質問です。

まちづくり課長 現在、補助制度、先行事例なんかも研究しながら検討中であります。それで、買い物弱者と言われる方がたくさんいらっしゃいますので、どういう品物が必要なのか、それからどういった地域にどういった方々がいらっしゃるかと、いろんなニーズ的な調査もしなければいけないというふうに思っています。

それで、そういった方々に安心安全な暮らしができるような、買い物ができるような補助制度を考えまして、それで公募をしたいというふうに考えているところで、まだこの事業についてはファミリーマートさんのほうに決定して契約を結んだということではありませんので、これから周知をして、それから募るというふうなことになります。

なお、ほかにも補助制度がないかこれからも研究して、そういった情報も収集したいと思いますので、よろしくをお願いします。

1番 同じく24ページ、款は同じく15の2項になるわけですけれども、多面的機能直接支払交付金。その一番上段にあります中山間の推進費に対して、多面的機能の取り組みが、給付総額では2分の1、単価交付が違う関係上そうなっているんでしょうけれども、その推進費が220万円となっております。交付金に対して推進がちょっと多いような内訳を聞きたいんですけれども、舟形町でこの多面的機能を最大限に活用した場合の金額を想定される範囲は幾らになっておりますか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 多面的機能の交付金の内容につきましては778ヘクタールで、単価なんですけど、これはいろんな組み合わせがありまして、舟形町で一番多い単価をとっているのが1反歩当たり4,500円です。これは佐藤勇委員ももちろん詳しくご存じかと思うのですが、農地維持支払い、あるいは資源向上支払い、それで①と②を同時に取り組む場合、あるいは③としての取り組みも3つ、一番最高で取り組む場合の単価なんですけど、これが9,200円になります。9,200円になりますと、今の平均的な単価が4,500円なので約倍ぐらいの額の単価の取り組みの内容では可能性があるということです。そうしますと、多面的交付金の全体事業費が約3,000万円なので、6,000万円ぐら

いは全て取り組んで最高の単価をすれば、成り得る可能性はあるというふうな状況です。

1番 今申された778ヘクタールというのは、今舟形町全体が取り組むとするとそういう数字になるという数字なんですか。今現在取り組んでいる数字なんですか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 今現在取り組んでいる面積です。778ヘクタール。あとは、中山間直接支払交付金が約400ヘクタール取り組んでおります。それで、778ヘクタールと400ヘクタールを足しますと、千数百ヘクタールほどの面積になりまして、舟形町の耕地面積の約8割前後はこの中間支払いと多面的の支援事業で行われているという現状です。

1番 いろんな推進等、地域的にいろんな取り組みの形があるかと思えますけれども、舟形町ではどうやって取り組んでいて、今最大に農政の施策を利用活用しているのかという質問をたびたび受ける場合があります。常々、3年に1回と言わず、毎年のように農政対策が変わります。できる範囲で町に金をしっかり引き込むためにも情報発信をしっかりと、全面積を計画しながらこういう活動を最大限に活用できるような推進策をしっかりと計画すべきだと思いますので、今後よろしくお願ひします。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 国のほうもこの農地維持保全には十分力を入れているという状況もありまして、さらに来年度は中山間地の直接支払いの更新というか、また別の機関で新たに現地調査を含めてする調査も来年度にあります。今の佐藤勇委員から話がありました内容も考慮しながら検討していかねばならないというふうなことで職員も考えておりますので、私も考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいというふうに思います。

5番 私からは、22ページの先ほど4番委員が言った民生費の経営補助金の移動販売車の件でお伺ひします。これも移動販売車をするためには、前回も我々はファミリーマートに行って現地視察などをしましたが、その中でも要望してまいりましたが、今回の移動販売車の中身、それは普通のものだと販売して老人世帯を回るのは結構なんですけど、ただ要望として魚・肉なりのそういうものの移動販売をしてほしいというような要望もあると思うんです。その辺の考え方はどうなっているのでしょうか。

まちづくり課長 やっぱり地域の方々はそのような生鮮食料品は特に要望が多いと予想されます。もちろんそういった商品を扱っていただけるような制度設計を組んで、それから新鮮な状態で売れるように冷蔵庫等を常備してもらおうというふうなことを考えております。

5番 課長、考えているだけでは前に進まないのよ。ただ、前回もいろいろ話し合ったときに、今のところはそれが難しいというような返答だったんです。前に言ったときには。やはり肉・魚は特殊なものだから、それは衛生法上のこともあるし、なかなか難しいと。かといって、難しいだけではうまくないんだよと。あなた方、企業家としてもその辺は考えるべきではないかと言って要望したんです。それが実際にどこまで進んでいるのかということです。

総務課長 この件については、あくまでも経営はファミリーマートさんですので、ファミリーマートさんの品ぞろえで動くこととなります。したがって、うちのほうでは大場委員さんのほうに、要望はするんでありますけれども、今現在担当の話ではそういう生ものを真空パックとかそういうふうにして傷まない状態での販売はできる可能性がありますけれども、なかなか難しいというふうな話をいただいております。これはあくまでも役場が経営するものではなくて、ファミリーマートさんが自分のところで経営をするものですから、要望はできてもそれを必ずやっってくださいというのはなかなか難しいのかなというふうに思います。

5番 今、課長の話はわかるのよ。ただ、せっかく移動販売車の車のほうは補助金をもってそういうふうになっているわけですから、だからファミリーマートさんにもその辺を強く要望、前回も私個人とし

てはお願いしてあったんだけど、なかなか今の言うとおりに厳しいと。ただ、それだけのやっぱり扱いをしても、衛生上の問題もあるのでというようなものも言いましたが、その辺をできるだけ町の要望で住民に不便を来さないような、せっかくするんですから、その辺を強く要望してお願いしたいなと思うわけです。

総務課長 しないというわけではなくて、要望はきちっとさせていただきますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それで、近々契約をする時間をとりますので、その中でもファミリーマートの幹部のほうに申し伝えたいというふうに思います。（「委員長、関連」の声あり）

8番 今のことに関連しますけれども、先ほどの4番議員さんの質問でまちづくり課長は、これからはこの助成事業については公募をするというふうな答弁をしていましたよね。今、総務課長の話ですと、やっぱりファミリーマートと。その補助先というかあれはファミリーマートのような気がするんですが、その辺どうなんですか。

委員長 若干休憩します。

午後2時02分 休憩

午後2時04分 再開

委員長 再開します。

まちづくり課長 私のほうで先ほど公募というふうに申し上げましたが、訂正させてください。ファミリーマートさんのほうからそういうふうな事業をやりたいというふうな相談がきまして、それでそういった制度を探したところ、その適合する補助制度がありましたので、それを受けて今回予算計上ということになるので、申請を受けて今回計上となります。

それで、公募というふうな形で先ほど申しましたが、公募については今回は行わないので、そこだけは訂正させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

委員長 そのほかありませんか。

1番 今の公募を受けないというのは、何の公募を受けないと今言っているんですか。

まちづくり課長 移動販売車の補助制度をつくって、それでこういうふうな移動販売車の事業をやるのではありませんかというふうな公募の仕方というふうなことでの公募という意味でありました。

1番 新聞というか、カラー刷りのチラシが回りまして、ファミリーマートフランチャイズに加入しませんかと、経営者を募集しますというチラシを私も見ました。時期的になぜ今なのかなど。前回の一般質問のところでも、公平性をもって配慮するという町長のご答弁もありました。もう計画した時点で、フランチャイズの勧誘を促す公募になぜ出なかったのかなど。今さら……、手を挙げるとしても考える余地がなかったかなというふうに、不自然に思っているところであります。

それはそれでおきまして、今移動販売車に対しては公募をしないと言ったのですけれども、フランチャイズを公募しているわけです。その経営者を募集しているわけです。経営者が車を利用できるのは、ファミリーマートさんが車を利用できるのかという感じを私はちょっと受けているところです。経営者とまず公募をして、手を挙げて経営者となる方が町から車を補助金で譲り受けて、それでファミリーマートの商品はその一部分に、車に積載すると。あと、自分で生鮮食料品を買い入れて、仕入れて、それで移動販売して歩くという契約も可能かと思います。いろんなやり方ができるんじゃないかと思いますが、今の答弁がちょっとずれているような気がしますけれども、もう一度お願ひします。

総務課長 このファミリーマートについては、ファミリーマートさんのほうで経営者を募集するとかそういうことでやっています。それで、この公募については、町は一切かかりません。あくまでもファミリーマートさんが舟形に出店したいと。それでフランチャイズでやると。それを募集するというふうなことで、最初から話し合ったときには、多分ファミリーマートさんはめどがあって、お話を聞いているかと思いますが、新庄とか尾花沢で展開されている方を想定してやっておったわけですが、内容的にはその話し合いが不調に終わったというふうなようでございます。それは、町のほうでははかり知れないことでありまして、あくまでもそこにファミリーマートさんがつくるというようなことでしたので。

それで、ファミリーマートさんのほうでは、うちのほうと契約をしてあそこにつくるというふうなことでありますので、そこにフランチャイズが入らなかったときにはどうするんだというお話をしております。そうしたときは直営でやるというふうなことで私のほうは伺っております。なので、その経営がどういうふうにしよとか、フランチャイズの人がその移動の車に生鮮食料品を売るとか、そういうことについてはファミリーマートさんとフランチャイズとして入る人のお話であって、それについての要望はできますが、そういうようなことであります。うちのほうでは、あくまでもその場所にファミリーマートさんが来たいというふうなことで、その土地を町の条例に基づいて貸すというふうなことになります。それで、あくまでも経営、やり方は全部、ファミリーマートさんのほうで決定をすると。赤字になろうが、町のほうでは補填もしませんし、それはファミリーマートさんの力でやっていくというふうなことになります。

1番 今回の議会報告会の中の質問の中にも、利益が生まれなかったら撤退されるんじゃないのというふうな、どこまで支えるのなんていう質問もあったように記憶しております。要するにファミリーマートの話が浮上した段階で、定住促進住宅並びに駐在所さんにご移動願わってという計画をしたわけです。ファミリーマートが、地域みんなが要望にかなえようとして、その話が先行し過ぎて、今の課長の話を伺いますと何か座礁しかかっているような感じを受けられます。当然心配されるような感じが、心もとなく感じるわけです。要するに経営を展開する段階で、もっと早くしっかりした考えでフランチャイズを検討するという考え。今、本町の魚屋さんも閉店したわけです。いろんな地域の方々が買い物をするところがないと、大変困っております。そういうところをしっかりと支えるためにも、しっかりとした考えで展開をかけていくべきじゃないですか。恐らくファミリーマートさんは、合わなかったら撤退しますよ。そこをしっかりと町長は支えていくと言っているような形で答弁しているわけです。今後どのような形で対応していくんですか。

総務課長 今、心配というふうに言われましたが、心配はご無用だと思います。というのは、町のほうとそこの定期借地権について契約をしますけれども、その中で何年間は必ず店を開いていただくというふうなことで契約しますので、ファミリーマートさんが赤字になった場合はファミリーマートさんのほうで支えていくというふうな話で進めておりますので、その契約期間は十数年間の定期借地権の中でやっていくと思いますけれども、その中でやめたというふうなことにはならないというふうなことです。

ただ、フランチャイズの人が赤字になってやめるようなことはあるかもしれませんが、それはうちのほうとファミリーマートさんのほうで契約しますので、ファミリーマートさんが責任を持ってそこに次の方を入れるというふうなことになっておりますので、そこら辺の心配はないというふうに考えております。

委員長 ほかにありませんか。

4番 26ページの16の2の1宅地売り払い収入470万円。これはどこの土地を見込んでいるのか質問いたします。

総務課長 これについては、内山団地を1戸120万円程度、それからひだまりタウンの1戸350万円を想定して470万円を計上しております。

4番 去年は内山団地1区画売れたということで、大変喜ばしいことだというふうに思います。

それで、一つ注意していただきたいことがあるので、それを言っておきたいと思うんですけども、西堀の住宅団地から、やっぱりあそこが造成されてどんどん家が建って、雪の投げ場所がないと。こんな所に住むんじゃないかって言う方まで出てきているような状態なものですから、やはりその雪の置き場所というんですか、投げ場所等を考えた売り払いを計画していただきたいものだなというふうに思うんですけども、例えばこの内山あるいはひだまり、そういったところまで考えた形での売り払い収入を見込んでいるということでしょうか。

総務課長 これについては当初からその区画を決めて、そのこのところを売るというふうなことで想定しておりますので、そのような形で売却を進めてまいりたいというふうに思っております。

ただ、その雪の対策については、なお現場のほうを確認しながら進めていきたいというふうに思いますが、まずは内山のほうについては、現在2戸しか入っておりませんので、雪の心配はないかと思えます。それから、内山の場合は奥のほうまで突っ込むような線形でございますので、道路の線形がそういったことで、特に問題はないのかなというふうに思いますが、ひだまりのほうについてはなお確認をしたいというふうに思います。

4番 やはりそういった形で、住んだ方々から、極端な言い方をするんでしょうけれども、こういった土地に引っ越さないほうがよかったなんて言われるような、やっぱりそういったところに移住させないためには、やっぱり雪対策というものをしっかりした土地区画のあり方であったり、建築する際の屋根の形状であったり、気をつけてくださいねという注意喚起であったり、あるいはあそこら辺は、内山団地なんかは田んぼや山林が多いから大丈夫だとは言っていますけれども、実際聞こえてくる話は、田んぼや畑のうちの土地には雪を投げないでくれ、投げたからトラブルになると。そういう話がよく聞こえます。そういったところをしっかりと把握しながら、こういった売り払いを積極的に進めていただきたいなというふうに思いますので、要望しておきます。

委員長 特にいいですね。（「いいです。あれば」の声あり）

総務課長 今のご意見をきちっと現場も考えながらやっていきたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

8番 28ページの18款2項2目ですけれども、ふるさと応援基金の繰入金1億3,400万円しておりますけれども、これの活用内容がありましたらお願いします。

総務課長 この繰入金の充当先でございますけれども、ふるさと納税をいただいたときにどういうものに使ってほしいというふうな願いがあるわけですけれども、そういった中で今回その金額がかなりありまして、この間ご指摘を受けたように、お礼の品についても充当させていただいているところですが、今回27年度の予算で充当しているのは健康増進事業に1,000万円、それから保育所設置事業に2,600万円、小学校管理事業に2,100万円、中学校管理事業に1,100万円、文化財保護に100万円、まちづくり推進事業に500万円、ふるさと応援事業のお礼の品に6,000万円。以上になります。

8番 今、課長からありましたように、子育て支援なりいろんな地域づくりに活用してもらいたいんですけども、その最後の何といいますか、お礼ですね。お礼の品物を送るのにまず6,000万円ほど使うと。これ、やっぱりこの前も言ったんですけども、この基金条例からいきますとおかしくないか

なというふうに思うんです。先ほど議案第 26 号で公共施設整備の基金の条例の一部を改正しておりますが、これもまず解体をするために使いたいと、その費用も認めるという意味で改正をしたんだというふうに思うんです。そういう観点からいきますと、片手落ちといいますか、やっぱり同じようにこのふるさと応援基金の条例もきちんと改正をして、それで使えるような形で、決して使って悪いというふうには私は解釈しておりません。それで、きちんと改正をしてしたほうがすっきりするのかなというふうに思うのですが、どうでしょうか。

総務課長 まちづくり課のほうと協議をしまして、その辺改正をする必要があるというふうなことになるれば、今のところこれで大丈夫かなというふうなことで対応しているわけですが、改めて検討して、改正すべき必要があれば改正をしたいというふうに思います。今指摘されたところについては、十分検討して進めてまいりたいというふうに思います。

8 番 やっぱり純粋にきちんと使えるお金、まちづくりに使えるお金だけを基金として積み立てるべきではないかというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

6 番 じゃあ、4 番に関連して。27 ページの宅地売り払い収入の 470 万円のうち、120 万円が内山造成ということ。3 棟目が売れるということになってはいるわけなんですけれども、今、雪問題で話が出ました。今現在 2 棟が建っているところは一番手前ですよね。手前で雪のやりどころが、四方八方やれるわけです。今度中に、あと奥のほうに 2 棟、2 棟と 4 棟分ありますけれども、その中にはやっぱり中 1 本敷いたばかりで、境は本当に……。あとは裏のほうは畑、反対側は防災樹林ということでありまして、本当に雪の場所があそこはないんですね。やはりそういうのはもう考えて、これからはふやすということにはちょっとできない気がするけれども、本当に雪をやる場所がないということです。排雪するところが、やるところがないけれども排雪したいということになるけれども、こういうことを。

あと、看板が前にあったわけですね。宅地造成のお客さん、あそこは結構何というのか、春から秋にかけてはよその人が車で通る人がおって、前に看板が立っていて、見ている人も中にはおりました。今は迂回して、看板も今はない状態です。それで、宣伝のためにも、インターネットとかの中では一応していると思うんですけれども、看板で通っている人に対して宅地の宣伝もやってもらいたいなど。要望でいいです。

総務課長 先ほどの件と関連するんですけれども、内山のほうはまだ区画数の割にはまだ 2 件しか売れていないということがあって、余り考慮する必要がないのかなというふうには、ちょっと表現がまずかったのかなというふうに思います。それで、その中の区画の中で雪処理なんかもできるようにしたいというふうに思います。

ただ、ご協力がいただけて、いっぱいそこに入りたいという人がいれば、そこら辺の奥のほうの隣地等の買収にするのがいいのか、協力にさせていただくのがいいのか、そこら辺については考えてまいりたいというふうに思いますが、まず当面は、今はあいているので、その敷地の中で雪処理をしたいというふうに思います。

それから、内山団地のほうの看板等がなくなったというようなことで、ちょっと私のほうも把握しておりませんでしたけれども、チラシ等は毎年何回か出して、払い下げのチラシをしているわけなんですけれども、看板等についても今後検討して、前向きにそこに設置できるようにしていきたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

8番 20ページですけれども、3項1目総務費の国庫委託金の中で、中長期在留者住居地届け出等の事務の委託金というようにあります。この内容についてお伺いします。

まちづくり課長 これはこのとおり外国人の方の住居地届け出、この事務の事務委託金として国から入る分であります。

8番 外国人だけですか。国内というか、国内の人の分には適用ならないということですか。

まちづくり課長 舟形町に居住している外国人の方の住居地登録というふうな方のみです。

8番 ちょっと変な話をしますけれども、実は数日前、私のところに使ってほしいというような方が来ました。それで、仕事の今は労力は足りているものですからお断りしたんですが、そのときに舟形町の印鑑登録もありまして、住所は駅前の伊藤屋さんになっていると。そういうようなことで、ちゃんと舟形町に住所登録をしていんだよというふうに言われたんですが、残念ながらそのときは無職でありまして、話によりますと伊藤屋さんのほうでも無職のまま長期滞在というのはどうかと心配しているというふうな話を聞きました。そういう方の住所届け出の事務委託かなというふうに思ったんですけれども、そういう方の扱いというのはどういうふうになっているんでしょうか。できればお願いします。

まちづくり課長 その方の相談というか、伊藤屋さんからも以前に来られました。それで、その方が長らく舟形町のほうに居住したいというふうな意思があるそうです。それで、伊藤屋さんのほうに住まいしていると。旅館の一室を借りて住まいしているというわけなんです、それで住所登録をしたいというふうな相談があったんですが、住所を置くのはその方の考えによりますので、伊藤屋さんのほうと相談してくださいというふうなことで説明はしたところ、伊藤屋さんのほうでも了解されて、舟形町のほうに住所を基本台帳上に登録されたというふうな経過であります。

8番 もう少しというか、そっちは別の事務なんですか。

まちづくり課長 いえ、それは一般的な住所登録と同じであります。転入されたということであります。

委員長 ほかにありませんか。

4番 それでは、16ページ13款1項の町営バス使用料144万円というふうになっていますけれども、今200円でしたか、使用料。たしか200円だったと思うんですけれども、割れば今度何人利用というのが出てくると思うんですけれども、この利用料収入というのが、例えばこの金額からもっと少なくなったとしても、人の交流人口がふえるような形での料金体系の見直しというのが必要な時期に来ているのではないかなというように思うんですけれども、要するにワンコインバスに今ちょっととなっているのかどうか確認しなくて質問しておりますけれども、200円だったら100円にして、そして交流をもっとふやす、もっと人々を動かすという、そういうふうな料金体系でもいいのかなというように思うんですけれども、どうでしょうか。

総務課長 町営バスについて今200円で、どこから乗っても200円で乗れます。それはよろしいんですが、実はこれにつきましては、県のほうからの補助金が入ることになりますけれども、その路線の中で収益性というのが見られます。それで、実際かかっている金額の料金収入で低いものについては、それは役場のほうでやっているんでしょうというので県の補助金の該当にならなくなります。そういったことで、ある程度の収入がないとまずいというふうなことがあります。

それから、前にそういったことを想定せずに、平成16年ころだと思いますが、200円に一気にやって、今まで300万円ほどもらっていたやつが、住民の利便性のためにバス停もふやして、それから料金も200円のほうに落としたというふうなことで補助金が全然もらえなくなったという時期があって、今は路線の中の一部だけ数万円ほどもらっているんですけれども、そういった形になりますので、

そこら辺についても収益性も考えていかないと、この収入だけでなく別の分も落ちるといふうなことになります。

それで、きのうデマンドバスのお話もちよっと出ましたけれども、デマンドバスは不定期バスなので、定期バスの補助金のほうに前は該当しなかったんです。今は少し、ある程度見てもらえるようになるんですけども、そういったことで自分たちの町で自己責任で安くしたものについては、県のほうの補助金は余り出せませんよというふうなこともあります。ただ、特別交付税である程度充当もされていますので、そこら辺のバランスを見て考えないといけないのかなというふうに思います。山形市みたいなどころであれば、ワンコインということで100円で乗って、どこでもおりてというようなことになろうかと思いますが、うちのほうの場合はそれがいいのかどうかというふうなことが一つあると思います。それで、今までやっていたものを200円にしたがために補助金が減っているというふうなことで、総合的に勘案をしていかないとまずいのかなと。今のやつは、前は松橋のほうから乗ると七百数十円もらっていたと思いますが、それが平成16年ころから200円一律にして、200円で松橋の方も西の又の方も乗れると。ただ、西堀から乗っても200円を払わなければならないというようなこともあって、そこら辺の課題もあったわけですけども、今はそれで運行しているというふうなことになります。

4番 たしか十五、六年ごろの伊藤町長のときの改定だなというように私も記憶しておったので、そのままずっときたんだなというふうに思います。それで、これだけ高齢化が進んで、バスに乗れるか乗れないかという、そういう問題もありますけれども、やっぱりそういったところをもう一度見直す時期に来ているんじゃないかなというふうに思います。それで質問しているんですけども、課長の答弁は常にまず同じなわけですけども、それではじゃあいつごろまでに、例えば報酬審議会と別にうちの我々だったり職員のだったり、報酬審議会みないなのがあるわけですけども、そういった料金体系に関しても、誰か第三者の意見を聞いてこういったものに反映させるということも必要な時期なんではないかなというふうに思うんですけども、時期的なものをどういうふうに考えていますか。

総務課長 今の段階では、いろいろデマンドバスとか、それから料金の関係とか、前にも答弁しておりますがスクールバスに混乗するとか、いろんなことで内部では検討しているんですけども、スクールバスについては座席の問題とか、それからインフルエンザになったときに子供たちにうつしてしまうのではないとかいろんな問題があつてなかなかできません。それで、混乗というやつは、やりたいんですけどもちよっといろんなそういう問題もあります。

それで、料金の見直しについては、144万円なので、逆から言って今5.5往復を今舟形町ではやっています。スタートからして、舟形から出ていって5.5往復今していますが、その5.5往復を3往復ぐらいにして、料金を無料にしてもいいのかなというふうに思うところもありますが、そうすると利便性が悪くなるというふうな問題もありますし、今5.5往復の中で実栗屋のほうに行ったり、横山のほうに行ったり、福寿野に行ったりするのが、全部は行っていません。おろぬいてやっています。

そういったことで、時間の設定等の問題もあって、じゃあどうすればいいのかということではなかなか職員のほうでも結論が難しいというふうなことになります。朝1回、昼1回、晩1回というふうなことになれば、この140万円ぐらいの経費はとれるのかなというふうに思うところもあって、皆さん住民の方が3回でよければある程度料金も今言ったワンコインとかできるのでありますが、数は欲しいというふうなことになってしまいます。自分が行きたい時間帯にはなかなか行けないというふうなこともあるので、そうすると今までの本数を走らせながらやっていくというふうなことになる、なかなか難しい。かといって、バスが乗っていないので廃止できるかという、そうもなかなか住民

の理解も得られないということで今の状態になっているわけですが、そういった改正も視野に入れるべきだというふうなご意見があれば、そういったことでも検討してまいりたいというふうに思いますけれども。

それで、そういったことが、方針がはっきり決まれば即はやれるんですが、あとは今料金を無料にすれば国土交通省の管轄から外れますので、町のほうでどういうふうな運行をしてもいいというようなことになりますので、そういったことが、料金を取れば国交省の認可がないとできないというようなことになりますので、その辺も含めて検討することになります。実際見直す場合、どういう見直し方がいいのか、これから議員さんの意見も伺いながら、その方向が決まればその方向でやっていきたいというふうに思っています。

4番 随分いろいろ考えていらっしゃるんだなというのがわかりました。

私、このごろ感じているんですけれども、各集落の高齢化なり足がなくなってもう動けなくなるといようなものが、もう想像以上に激しくなっている、進んでいるという状況なものですから、考えているうちにまたそれ以外の別な対策が必要になってくるのではないかなというふうに思うんです。ですから、ある程度料金を下げれば、あるいは無料にすれば、もっと町民がもしかしたら移動できるかもしれないという可能性を模索してほしいなという意味で言っているわけです。これをやらないで200円のまますっというって、バスにはよらない何かということも将来的には考えられるかもしれないけれども、やっぱり一度はバスというものを使っている人の声を聞けば、もうちょっと乗りやすくといようなそういう感じもします。一度やってほしいなというふうな思いで質問していますので、ぜひ何とかこのバスをワンコインなり無料なりでもいいですから、バスを利用した形で交流人口をふやしていくという挑戦をしてほしいと思いますけれどもいかがでしょうか。

総務課長 今のご意見も含めながら、アンケートをとるなり利用者の意見を聞きながらやっていく必要があるのかなというふうに思いました。

ただ、前に堀内のほうは700円とか、長沢のほうも400円ぐらい取っていたと思いますが、それを200円にしてもそんなに利用者はふえなかった今までの経過があります。何でかと言いますと、皆最近高齢者の方も免許をいっぱい持っていて、車もあって、そういったことで、あと嫁さんとか息子さんから医者の方に送っていてもらったりして、バスに乗ることがちょっと抵抗があるような方々が今高齢者になっているといような実態があるかと思えます。それで、高齢者になってもバスに乗らないで、みんな車で来ているような状態です。この料金を下げたからどのくらいになるのかなといような見込みはちょっとすぐには言えませんが、そういう状況もあるということだけをちょっとご理解をいただきたいというふうに思います。

それで、今言ったようなことについては、国交省のほうと相談をして試験運行とかというふうなこともできるかもしれませんので、そこら辺についてまちづくり課のほうと検討をしていきたいというふうに思います。

委員長 ここで3時まで休憩します。

午後2時36分 休憩

午後3時05分 再開

委員長 再開します。

4番 一つ確認させてもらいます。28ページの18款20の4の2土木費受託事業収入の直轄河川管理委託金ということで60万円ほど来ておりますけれども、どんな管理を委託されているのか質問いたし

ます。

地域整備課長 直轄河川管理委託金については、富田の国交省管理の堤防がございます。その堤防について、地元の団体のほうに、除草の委託を行っている団体が2団体あります。その団体に対しての委託金というような形になります。

4番 では、これはこのまま、そっくりそのまま草刈り代という認識でよろしいのでしょうか。

地域整備課長 国から入ってきた委託金は、そのまま2つの団体に交付するというような形になります。

委員長 ほかにありませんか。

2番 22ページ、15款2項4目労働費県補助金1,000円とありますけれども、これは緊急雇用創出事業補助金、昨年は5,000万円あったわけですがけれども、今回1,000円というようなことで、この事業について今後、あるのかないのか。この辺をまず聞きたいと思います。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 緊急雇用の事業そのものは、県のほうで事業はございます。ただ、舟形町で今の状況で該当する項目がないというふうな状況です。

2番 1,000円をわざわざつけているというのは、今後可能性があるというふうなことでつけている、いや全然ないから、ないんだけど1,000円だけつけておくかという感じなのか、どっちなのでしょう。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 国・県の制度が目まぐるしく制度が動いているものですから、年度途中でもいろんな制度が変わってきて、補正対応とか追加要望等の調査とかとあるものですから、可能性はなきにしもあらずではないかというふうなところで造目をさせていただいております。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認めます。一般会計歳入の質疑、審査を終結します。

一般会計歳出に入ります。

第1款 議会費の読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第1款 議会費について質疑、審査を終結します。

第2款 総務費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第2款 総務費の質疑に入ります。

5番 私からは、一般管理費の37ページの報酬審議会委員報酬としてこのたび上がっておりますが、今まで何度となく報酬審議会をやるべきだというような話し合いがなっていたと思うんです。それが今回の審議会は、消防経費なり町内会の一つの姿を検討したと、先ほど説明いただきましたが、それ以上のことは、話はならなかったのでしょうか。

総務課長 一つは、今回議案としては出しておりませんが、いじめ防止対策推進法に係る弁護士の派遣協定の関係で、弁護士の単価を一応1日2万円というふうなことで設定をしようと思っておりましたけれども、その条例のほうの議案等がちょっと今検討中でありましたので、その単価については特別職のほうに設定はしてませんが、その単価のお話を一応しております。

それから、町長の報酬についてもお話をしましたが、それについては今は町長みずからが自分の報酬を下げるということですのでしてはいますが、報酬審議会にかけて給与自体を下げますと、議

長さんはじめ議会議員、農業委員会、選挙管理委員会全てに影響することになります。基本的にその率でいっているというようなことになりますので、そこら辺については本人の意思に基づいて減額をする、減額をしない、そこら辺については本人の意思でよかろうというふうなことで、そういった話をしております。それで、委員の中には、報酬は報酬としてきちっといただいて仕事をしていただければそれでいいのではないかというふうな意見もありました。そういったことで、そういうふうなことも話をしたところであります。

それから、冒頭にありました報酬審議会についてでありますけれども、職員の給料が上昇していたり極端に下がっていった場合、そのある程度のルールがありまして、それで全国のほうの町村会とか、県の町村会とか、最上郡の町村会とかそういったところで審議をして、幾らにするというふうなことでしております。そういったことで、その職員の給料が下がったり、若干上がったり、その特別職の給料の報酬の改定までに至らなかったというふうなことで、平成8年4月からは選挙管理委員会の時間が延長した分以外は改正をしております。これは全国的な流れでほかもしておりますけれども、そういったことで、今回今の経済情勢で給料が大分上がっているようですけども、それに伴って人事院勧告で上がって、そういったことの特別職も改正すべきというふうなことで、全国的にそういった流れが出たときに、この報酬審議会を開くというふうなことになりますので、特別職の町長等のお話と、それからそれ以外のことも話したというふうなことでございます。

5番 先ほども申しましたが、20年ぶり、今までも議会で何回となく特別職の報酬審議会をするべきだというような話をしてまいりました。ところが、20年ぶりでこういう報酬審議会をしたとしても、一部改正だけではおかしいんじゃないかなと思うんです。やはり今、先ほども課長から言われたように、町長の俸給を下げると議員までもこれは連鎖反応があるんだと。いや、これはこれで別個だと思うんです。報酬審議会でも皆、ひな壇に上げて、一応話をせつかく報酬審議会でも会議を開いたならば、その辺は基本的には話を聞くきっかけをつくるべきだと思うんです。ただ、一部消防とか町内会長、それだけでは私はおかしいんじゃないかなと思うんです。だから、そういう姿を、町長もみずからその判断をしたと思うんですが、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

町長 今ご質問があった件であります。この報酬審議会ですけれども、大場委員もご承知のとおり、先ほど町内会長、消防員、あの額については平成8年4月1日から、それ以降改定はしていないわけでありまして、これは議員の皆さんも知っている方がおるかとは思いますが、町長の給料82万円、これも平成8年4月1日なんです。あれ以降、改定はしないと。したがって、今中山課長が言ったとおりに、町長の給料が決まりますと、副町長が70でしたかね。あと、収入役、教育長、率によって決まっております。さらに町議会議員の皆さんも、議長さんが37.何ぼですかね。あるいは副議長さん、それから議会議員、一律に決まってくるわけです。私も町長になってから、最上郡の首長さんにも、実は去年の地方公務員の給与が削減しました。それで、議会議員の皆さんも5%、私も5%しましたけれども、そのときのこの首長の給与と特別職、あるいは議会議員の皆さんの給与の体系が、いわゆる最上郡の申し合わせ事項で決まっているわけです。これを一度検討してみたらいいんじゃないかというふうに申しあげましたけれども、正直言って今の首長さんはその申し合わせ事項を知っている人はいません。ですから、最上郡ではなかなかまとまらないんです。じゃあ舟形町で突出してやるかというふうになってくると、いろいろ今度は人件費の問題があるものですからなかなか難しいというふうな面が今の現段階ではないかなというふうに思いますし、総じて最上郡のみならず、村山、置賜、あるいは庄内地方もそういう申し合わせ事項があるということであって、一町村だけ突出してやって、あとのほかの市町村からの何といたしまししょうか、いい面でも悪い面でもいろいろ物議を醸し出す要素

もあるのかなということで、とりあえず今の段階ですと、とにかくその申し合せ事項というふうなものをやっぱり準用していかないと、なかなかこの問題は解決しないのかなというふうに思いまして、今回の私が諮問した件については、町長以下特別職、あるいはその他の委員、これは答申はしませんでした。という経過であります。

5番 町長の言い分もわからないわけではありません。ただ、他の市町村は20年間も報酬審議会をしていないのか。今言われたように申し合わせ事項があるから、それはどこの町村もしていないとなっているのか。その辺もお聞きしたいんですが、ただ前々から報酬審議会をやるべきだと、今町長が言うように、町長が上がれば、下がれば、やっぱりいろんな連鎖反応が出てくると思うんです。ただそれは、報酬審議会をしないで意見を聞いてその結果を判断して、これは最後には議会で決議をするということになると思うんですが、だからそういう姿をまた何年間も報酬審議会、申し合わせ事項が最上郡でもそうになっているからできないということではなくて、やはりするときにはしなくちゃいけないんじゃないかなと、我々はこう感じているんです。だから、その結果によっては、議会の最後の決議の中でどう捉えるかは、それはそのときの議員の判断だと思うんです。だからやはり、20年ぶりにせっかくしたとすれば、今回はどうしてもそれが出てくるのではないかと、我々はそう期待はしていたところでした。ところが今度、こういう範囲内でおさまったということは、我々も納得はちょっと難しいなというような判断をしているわけなんです。その辺、他の町村も同じなのか。また、これからはそういう審議会というものをやる気持ちがあるのか。もう一度お願いしたいと思います。

町長 20年云々ではなくて、平成8年から町長の給料も大分上がってきたわけですよ。その根拠は人事院勧告なんです。職員の給料、これが毎年、毎年高度成長時代は上がってきた経緯があるんです。したがって、その当時は私の記憶では4年間ぐらいごとにどんどん上がってきましたよ。人勤が上がれば。当然、特別職で一番の最下位の給料は教育長でありますので、教育長と一番給料が高いのが総務課長、この拮抗がなくなってくるんですね。そういうような面で上がってきたという経緯であって、その後皆さんもご承知のとおり、この人勤も上がらなくなったと。逆に引き下がったという経緯もあるわけでありまして。

したがって、総じて申し上げますと、ほかの市町村も報酬審議会では開催しません。開催する根拠がないですからね。ですから、これからの課題とすれば、やはり……、もちろん首長としては言いますよ。あとは、もう一つは、最上郡の議会議員の皆さんがお互いにこれを持ち寄ってどうするかということも一つの案ではないかなと私は思います。でないとこの問題はなかなか解決できないだろうと思います。ですから、町長の給料を決定する経過は、多分、県議会議員の給料もちょっと関連が出てくるんです。私、平成8年、それから平成6年、平成4年のデータを皆持っていますけれども、その経緯を参酌しないと人件費、給料の問題ですから、なかなか今度は難しいというふうな面もあることも一つご理解願いたいなど。ですから、首長は首長の考え方で私も言いますけれども、最上郡全体の議会議員の中でもその論議をしてもいいんじゃないかなというふうに私は常々思っていました。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

4番 42ページの2款1項6目の集落支援員事業710万円について質問いたします。ちょっと調べている資料があるんですけども、まずどんな方にどんな仕事をさせようと思っているのか、質問を最初いたします。

まちづくり課長 集落支援員の制度は、特別交付税措置になる事業でありまして、ここでは2名分集落支援員を計上させていただきました。それで、1人は富長交流センターのほうに1名を配置する予定

でありまして、もう1人についてはこれからの人事異動の関係もありますので、町長のほうと相談しながらというふうなことで考えておりまして、富長交流センターについては富長地区の地域づくりを主にと、それから集落についてのさまざまな課題、それに伴う解決策というようなことを担当してもらう方を人選してということになると考えております。

4番 人が、マンパワーが必要な集落支援員制度だというように思うんですけども、国の指針なんかを見て、実例なんかを見てみますと、その地区の例えば役場職員上がりの人であったり、町内会長であったり、元議員の人であったりとか、そういった方を何か推奨しているような表記がありました。

そういった中で、もう1回質問しますけれども、この1人決まっている方というのは、以前どんな職業の方だったのかなというふうに思います。これ、1回目の質問に答えていないという意味での質問なので、その後どんな仕事を……、いいですか委員長。（「いいです」の声あり）いいですか。どんな仕事をさせるのかということに関して、町はもっと明確に、集落が衰退していつているというのは全ての人がわかっている状態なので、それを例えば総務省のホームページを見ると、アンケート調査をして調査をしたりとか、集落が活性化するような作業をしてもらったりとか、その集落支援員制度の中の項目がいろんな多岐にわたっているわけです。だから、舟形町はどういう部分の仕事をしてもらいたくて集落支援員を置くのかという、そこが明確なのかなと思って質問しています。ですから、その人が以前どんな仕事をしていた人1人で、どんな仕事をしていた人をもう1人に充てようと思っているのか。舟形町はどんな考えでどんな問題を解決しようと思って集落支援員を置こうとしているのか。2回目の質問です。

まちづくり課長 まだ、誰にどのような人ということでは人選は済んでおりません。ただ、先ほど申し上げたように、1人については富長交流センターのほうに配置しまして、そこで先ほど申し上げたような仕事をってもらうというふうなことであります。

あと、アンケート調査、それからさまざまな課題の調査については、具体的には今考えていませんが、やはり人口減少というふうな中で集落のやっぱり機能もいろいろな課題がありますので、今後特に限界集落等についても悩みがございますので、そういった集落を再生するにはどういった手法がいいのかということ、どのような形でわかりませんが調査をしまして、それで解決策を見つけないというふうな考えでおります。

4番 私がこれを詳しく聞くのは、やはりその地域、地域には町内会長がいらっしゃったりとか、民生委員がいらっしゃったりとかして、地域のある程度の課題を見出している方々がいらっしゃるというように思うんです。この集落支援員制度の委員というのは、それをもっと広い範囲で、富長地区1名ともう1名はどこの地区を担当してもらうかわからないんですけども、そこの地区の広い範囲での町内会長なり民生委員なり、あるいはほかの住民なりと交渉していかなくちゃならないというんですか、交渉していつて、そして町のと協議を図って問題解決をしていくという、私に言わせれば物すごく難しい仕事なものですから、それなりの人選をしっかりとやっていただかないとうまくいかないのではないかなというように思うものですから、その人選についてやっぱりあともう半月ぐらいで新年度がスタートするわけですから、それでまだ人が決まっていないところにちょっと心配なところを感じます。しっかりとやっていただきたいなというように思いますので、人選に関してもう1回、どういった考えで進めようとしているのか、思っている人がいるのか。そこら辺のところを質問いたします。

まちづくり課長 佐藤議員が言われたように、町内会長が持っている課題、それから民生委員の課題、本当にさまざまに出ます。そうった方々と十分に話し合っって課題を探っって、それでそのために解決策

を見つけれられるような人材の方を町長のほうと相談しながら人選したいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

1番 ちょっと確認させていただきたいんですけども、これは2名の方を町のほうで今から募集するという形ですか。これは富長小学校で加工場をされている振興公社のほうに委ねるということは……、というのは、ちょうど富長に置かれるというふうな言葉で今言われました。振興公社のほうで、富長で働いてくださる方を1名募集しているという話も、ちょうど金曜日あたりに聞こえてきたものですから、それとダブってはいないかと。一応その確認だけをさせていただきたいと思います。

まちづくり課長 私どもでは、町が直接人選しまして、それであそこに勤めてもらうということは、振興公社の方とは違います。

なお、地域おこし協力隊のような形でインターネットで公募して、中央から募集してというような形ではなくて、町のほうで見つけて、その方に集落支援員ということで委嘱するというふうな形でありますので、余り時間はありませんけれども、そんな形で人選は可能だと思います。

委員長 ほかにありませんか。

7番 46ページの防犯対策費。工事費として500万円ほど載っていますけれども、事業計画を詳しくお聞きしたいと思います。

総務課長 このことについては、CO₂削減とか、その環境問題に資するため、町内のほうの集落間は町のほうの防犯灯ですが、集落内の防犯灯について町内会の要望がありまして、LED化にしたいというふうなことがありますので、町のほうで今回補助率を上げまして、町内会のほうからもある程度負担をいただいて、それで集落内にある防犯灯をLED化に変える事業の補助金であります。

7番 この補助金を受けて町内会でLED化の防犯灯を整備した場合、手を挙げればこれは採択になるんですか。この辺お聞きします。

総務課長 私のほうで把握している防犯灯の数からいって、大体半分ぐらいを想定しております。町内会のほうでもある程度負担をしなければならないので、2年間ぐらいは事業をしなければならないのかなというふうに思っています。実際、町のほうで大体の概略的なところでは、1,000万円ぐらいは必要だというふうになっていますので、そのうちの半分を今年度にやるというふうなことであります。それで、今回4月のときに町内会長会議がございますので、そちらのほうで募集をかけて、負担金も来年度も一応しないとまずいようなボリュームですので、来年もするというふうなことを説明しながら、今年度していただけたところ、それから来年度に回っていただけたところを募集したいと思います。それで、万が一それが多かたり少なかったりした場合には、ある程度の補正もしなければいけないのかなというふうに思っております。

7番 うちの町内会でも役員会でこの防犯灯の話になりました。それで、もしいい補助率だったら手を挙げてみたいというような町内会長の考えもありますので、補助率がわかりましたらお聞きしたいと思います。

総務課長 今のところ補助率等については今検討中ではありますが、今までは30%ですので、そこからは相当引き上げたいというふうには考えておりますが、そこら辺については町内会のほうとも相談しながら、ある程度のところで設定をしたいというふうに思っております。

委員長 ほかにありませんか。関連ですか。

4番 関連ですので。この防犯灯事業に、いいことをやってくれたなというふうに思いますけれども、すこし一つ要望だけ、要望というか、強くこういったことはしないでほしいという要望だけをしておきます。

ある町内会というふうには表現させていただきますけれども、防犯灯を町内会で整備しました。それは24年度、25年度の町内会長の「町内会にある防犯灯の整備をするので何とかしてほしい」という要望に対して、町は「それは補助金を30%上げてやります」という回答をしておいて、今年度26年度、それだったらやりましょうということで町内会一旦は全部の防犯灯を改修しました。それで、「こういう回答をしているから補助金をもらえますね」と言ったら、「出せません」という答えを出したわけです。町内会長には出せるという回答をしておきながら、それに基づいて総会にもちゃんと提案をして予算まで組んで、「じゃあ補助金お願いします」と言ったら、「出せません」。その後「出します」、その後「上限が決まりました」と。こういう変え方はどうなんですかと言いたいんです。これと同じです。補助率をちゃんと決めてくださいということです。混乱します、こういうふうなやり方というのは。出しますと言っていて出さない、出す、上限を決める。それでやっぱり何というか、町内会は町内会の予算というものがあるわけですから、そこら辺どうしようかと混乱しますので、やっぱりきちんと決めて、そして町内会長会議に出すべきだというふうに思うし、それを要望します。以上です。

総務課長 町内会長会議までについては、きちっと補助率を決めて町内会長会議に臨みたいというふうに思います。

それで、今回の今、佐藤さんの件については、うちのほうの担当者のほうがちょっと補助要項の見落としによりましてご迷惑をおかけしてしまっていて、それで補助要項に基づいて追加交付をさせていただいたというようなことで、基本的に上限のところの要項もございませんでしたので、それで今回10万円にプラスして2万数千円だと思いますが、改めて変更交付申請をしていただいていたところでもあります。

今回については、職員の不手際によって大変ご迷惑をおかけしましたけれども、今後そのようなことがないようにしてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

4番 42 ページの2款1項6目まちづくり推進費の中の空き家解体事業補助金 200 万円について質問いたします。

当初予算の概要を読ませていただくと、対象が老朽危険家屋の管理について助言、指導、勧告を行った物件という制約がついております。この制約というのは、私が考えるにさらなる放置につながらないかというふうに心配するわけです。つまり、今解体しなくちゃならないと検討していても少し黙っておけば、助言・勧告をされれば補助金がつくということを、何かそういうものにつながっていくんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこら辺のところの検討はしたんでしょうか。

まちづくり課長 そのような心配も正直ございます。それでは、現在放置されている危険空き家の対策ということがまず一つあります。それで、その危険空き家を何とかしなければいけないというふうなまず一つがあって、それを放置しておけば住民、隣の方とか通行人とか住民に危害が及ぼされて非常に危ないと。だから、そういう危険空き家についてはやはり除却しなければならないと。やっぱりそういう公益性がございます。そこに公費を入れるということで、その公益性ということから判断できるかなというふうに思います。

あともう一つ、今言われたように、放置をしておけば要するに解体補助金をもらえるというふうなモラルハザードというか、倫理観の欠如というふうなこともございます。その辺はやっぱり全国的な問題になっていますが、放置しておけば皆さんが補助金をもらえるというのではなくて、やっぱり所得制限を加えようかなと思っております。だから経済的にゆとりのある人はやはり対象にならないと

いうふうなことで、所得制限でその辺は制限しようかなというふうに考えています。

4番 所得制限というのはある意味いいでしょうと思います。しかし、やっぱり積極的に使わない空き家はもう解体していってもらったほうが、その後の使い道が出てくるという意味では、やっぱり逆の発想というんですかね。また一般質問をさせていただきますけれども、やっぱり補助金をつけてどんどん解体して、積極的に解体していただくと、そういう政策のほうがむしろこの政策よりももっといい形で解体作業をして、空き地ができてくるのではないかなというように思うんですけれども、そこら辺の検討はどうでしょうか。

まちづくり課長 解体……、その辺ですね。解体を積極的にするとすると、先ほどの話とまた逆行して、要するに補助制度を緩やかにするというふうな状態になってくるので、その辺の基準をどこに置くかというところが非常に難しい問題でありまして、その所得制限についてやっぱり厳しくすればするほど要するに補助金を受けられる対象が少なくなりますので、そうすれば除却する物件が少なくなるというふうにはなります。それで、幅を広げればやはり先ほどの倫理観の欠如で、補助金をじゃあ待ってというふうになりますので、非常に難しい問題がありますので、やはりどこに基準を置くかということで、早急にそこら辺を他市町村の例等を踏まえて慎重に設定したいというふうに、ただいま研究中です。

委員長 ここで休憩します。

午後3時45分 休憩

午後3時45分 再開

委員長 再開します。

1番 私も同じく空き家対策に関して質問させていただきます。

今、危険家屋が、倒壊寸前の危険という言い方の空き家対策もあります。しかし、それ以外の中での空き家対策というものが今ちょっと問題になっているところがあります。ことしになって亡くなられた老人が、飼い猫がおられたと。それも1匹、2匹じゃなくて。まちづくり課長の対策、猫対策も大変ありがたいとございますというふうに礼を申し上げるところもありますけれども、飼い猫が、例えば狂犬病と犬にかまれた場合の対策もあります。ところが今は、医者に言わせると犬より猫のほうが危険だと、お医者さんがそういうように言います。そういうような中で、その飼い猫が飼い主がいなくなって野生化なって地域の人間に悪さをすると。衛生的な問題からひょっとしてかみつかれた場合と、いろんなものが想定される範囲があります。それに対しても強く入りいつての対策を検討している面はありますか。

まちづくり課長 紫山の……、済みません。場所を訂正します。削除お願いします。済みません、地名については削除お願いします。

私のほうに以前、仕事の関係で相談に来られた方については、やはり猫についてありました。それで、保健所等とその辺を相談したところ、保健所さんからも訪問してもらいましたが、なかなか所有者の方がその予防接種とかそういうふうなのを積極的にやってもらわないと、行政指導としてはなかなか難しいところがあるというふうなことで、何度か訪問してその辺の指導をさせてもらったケースはありますが、結果的には強制力ができないというふうな状態であります。あと、ふえ過ぎるといふふうな問題があつて、隣近所の方々にご迷惑をかけているというふうな相談もございましたので、その辺からも指導しましたが、その方の言い分としては、自分の猫は家から出さないようにしているというふうなことであつたり、その辺を言われるとやっぱり保健婦さんもそういうふうな迷惑をかけ

ないように飼って下さいというふうな指導ぐらいしかできなくて、なかなか抜本的な対策というところが実際は難しいところがありました。

1番 ちょっと若干ずれた部分があったかなと思うんですけども、亡くなられてしまって、猫だけが残った場合の猫に対しての対策を今後まちづくり課なり等々でしっかり保健所もしくはその機関の人と対策をして、地域を守っていただきたい。その対策が、なかなかこ入れができないというような状況が現実だそうです。そういうものも、今後しっかり空き家対策の中に取り入れてやっていただきたいというふうな形です。それに対しての回答は別に要らないですけども。

それと同時に、空き家の中で例えば今までいろいろ言われていたように、解体費用に対しての助成金等を盛り込みながらなかなか進まないという形。それは、持ち主さんがいての話だと思います。法律上、持ち主が亡くなられてその相続権者の方々全てが財産放棄するときに、その財産というものは、土地・家屋に関して町ではどのような対応をしていくことができますか。

まちづくり課長 そのケース等さまざまございます。それで、そういったケースについては、これからここに弁護士等報償費と計上しておりますので、その辺で弁護士さんとか司法書士さんとかそういった方々の協力を得て、どうやって解決するかアドバイスを受けながら、それからあと山形県のほうに空き家対策の協議会ができましたので、そういった助言を受けながら対策していきたいというふうに思っております。

委員長 簡単に。

1番 そちら辺をしっかりと対策をしていかなければいけないと思います。と同時に、今高齢化社会、独居暮らしの中で、身寄りもなく住まわれる方、これからそうだろうと想定される方が多く出てくるのが考えられると思います。その方々を見守るためにも、空き家対策をするためにも、ぜひ後見人制度なるものをしっかりと検討して、財産管理等をするような、法的な手続をしながらでしようけれども、そういうような中で対策を練る方向性も一つ視野に入れて検討していかないと、空き家がどんどん出てしまって財産管理者がいなくなって、結局町の手で処理するような形がどんどんふえてくると思います。しっかりそのほうからも考えるためにも必要ではないかなということ。認知症対策の中でも後見人という形が必要ではないかという方向で検討される場所もあります。空き家対策の中でも今後、ぜひそういう検討の方向性も必要だということが感じられます。そういう方向の監視もしっかり検討もなされてくださるようによろしくお願ひします。

委員長 答弁はいいですか。（「いいです」の声あり）

本日の審査はここまでとします。明日 10 日は午前 10 時より開会します。9 時 45 分まで、ご参集ください。

これにて解散といたします。ご苦労さまでした。

午後 3 時 5 2 分 散会

平成 27 年 3 月 10 日（火曜日）

予算審査特別委員会会議録
（第 2 日目）

平成27年予算審査特別委員会第2日目

平成27年3月10日(火)

出席委員(9名)

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 鍬 太
4番 佐藤 広幸	9番 加藤 憲彦
5番 大場 清之	

欠席委員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	総務課財政管財班長 小野 芳喜
総務課長 兼選挙管理委員会書記長 中山 進	代表監査委員 林 恭司
まちづくり課長 沼澤 繁夫	監査事務局長 高橋 明彦
税務福祉課長 矢作 めぐみ	農業委員会会長 加藤 勝義
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教育委員長 太田 二三男
地域整備課長 矢野 正	教 育 長 齊藤 涉
会計管理者 結城 恵美	教 育 次 長 伊藤 幸一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 明彦	主 任 大場 由美子
--------------	------------

本日の会議に付した事件

議案第30号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
議案第31号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
議案第32号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
議案第33号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
議案第34号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
議案第35号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
議案第36号 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

午前10時00分 再開

委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の予算審査特別委員会を開きます。

議案第30号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

委員長 昨日に引き続き、2款総務費の質問をお受けします。

6番 47ページ、きのうと続けて防犯事業の中で防犯灯整備事業補助金のことでお聞きします。

500万という予算がありますけれども、1灯につき、とりつけするのは何ぼぐらいかかるか。あと、大体丸の電球は40ワットを利用しているはずですが、LED化すれば電気料が何ぼぐらい違うのか、そういったところをお願いします。

総務課長 防犯灯につきましては1基大体1万七、八千円ぐらいで、ことしの場合の設計ですけれども、そのぐらいの金額で交換はできているようであります。

それから、電気料でありますけれども、今の電気料は毎回原油等の関係で値下がり値上がりいろいろしていますけれども、先月の単価で見えますと、1カ月1灯当たり蛍光灯の場合は271円かかっているようですけれども、それがLEDの場合は203円になりまして、68円ぐらい1カ月当たり1灯当たり安くなるというふうなことであります。

6番 それと、1灯につきとり付け料が1万七、八千円と言うんですけれども、そうすると3割で補助なるわけですね。そうすると、器具は町でまとめ買いをして、集落に町で安く買ってくれたからこれにして差額を精算するとかと、それとも、集落で電気工事業者にお願いして1灯につき何ぼとかとするわけですか。そうすると、各集落で頼む業者が違うと単価が違うと思うんだよね。器具の単価も工事代金も違うと思います。町で一括で2年計画でやったわけですが、それは、入札とか何かでやっているわけですが、集落では入札とかは無理なのでできないところがありますから、そのところをどういうふうなことで考えているのか、お願いします。

総務課長 防犯灯の設置については、当初の流れというのは、町内会長さん方で自分の集落は自分らでつけるので、それに対しては補助金をいただきたいということでやっているわけですが、集落間については、役場で、暗い夜道を歩くのは大変だというふうなことでつけるということでスタートしております。なので、集落内は自分たちでやると、集落間は役場でやるというふうなことで、今年度で集落間の防犯灯のLED化は全て終わることになります。

集落内の部分については、そういった当初の趣旨を鑑みてやると。うちのほうでも考えて、全部町のほうで発注するというのも検討はしましたけれども、一応最初のその趣旨があるということと、ある程度の負担金があるので、地域の方々が自分たちで負担分も町内会のほうで捻出しなければならぬことだから、必ずその地区、野、幅、長尾からずっとやっていくというふうなことにはいかないだろうというふうに思います。町内会長会議でそこら辺についてどの地区が、うちのほうで、きのうも申し上げましたけれども、補助金の額を明示して、それから、募集をかけてやり方等については検討したいわけですが、集落によつての灯数とそれから負担金の問題でなかなか一律にはいかないのかなというふうに思っています。

それから、自分たちの、今、長者原あたりを見ていただきますと、電柱という電柱に全てついております。これからCO₂削減と環境対策というふうなことで、電力をなるべく使わないような社会にするということを鑑みて、そこら辺についてもお願いして、自分たちで必要な灯数、それから、今、

紫山さんのほうでもいろいろありましたけれども、年金暮らしの方が多くて電気料もなかなか払えないというところがあって、そういったところについてはなるべく早く対応したいということであれば、そこら辺を最初にするわけでありませうけれども、そういったことで今言ったことも含めて検討して、ある程度の単価が示されればよろしいわけですが、やはり地区によっては 50 基もあるところと、それから数基しかないところと、そういったところでは高所作業車を持っていったりする手前、単価には相当違いがあろうかと思えます。そこら辺も含めて町内会さんのほうでもいろいろご検討いただいてやると。いろんな問題が出た場合については町のほうでも相談に乗って、やり方についてもいろいろ勉強してまいりたいと思えます。

6番 もう一点。これでおしまい。やはり 35 集落あるとすれば、20 平均すれば 700 個ぐらいにはなると思えます。皆全部すれば。そして、1 万 8,000 円の単価になれば、その 3 割というと 5,400 円ぐらい、その差額が 1 万 2,600 円。20 灯あれば 25 万 2,000 円ぐらいの集落負担になるわけなんですけれども、そうすると結構電気料が安くなると言っても、何年後、何十年後には安くなると思えますけれども、この器具代としてはちょっと今すぐ 25 万 2,000 円というと、大体 1 戸当たり、うちの住まいは 4,000 円ぐらいまず出さなければならぬわけですね。大体そういうのも一応 3 割以上の補助金をもらうような補助を、町ももう何回もじゃないと思えますから、このたびは集落にもいいし町もよくなることですので、まず 3 割以上の考えはないか、お願いします。

総務課長 今、補助率については検討中ですが、ここのところに 500 万を計上したというのは、補助率を上げて、なるべく CO₂ 削減、環境対策として町のほうで取り組んでいくというふうなことで取り組んでいますので、30%ということは想定しておりません。補助率はもっと上げるということで、どこら辺まで上げるかということについては、今詰めているところでありませうけれども、30%ということではなくて半分以上を目指したいというふうに思っています。

1番 同じくその防犯灯の質問になりますけれども、補助率を確定していないということですが、確定していない状況の中で予算を組むことは可能なんですか。

総務課長 想定している補助率はこちらのほうで持っていますが、この間まで、実は町長が環境省のほうに行って、補助金がもらえないかということで数回行ってあります。補助金がある場合とない場合とでは、やはりそこら辺についての補助率の差というのがあろうかと思えます。今はちょっとその補助金が見込めない状況になりましたので、町のほうでやるわけですが、想定している補助率はございますが、今の段階でまたお示しをできるような状況ではないと。ただ 500 万の範囲内で、できる限り防犯灯の LED 化を進めていくというふうなことでございますので、その辺についてご理解をいただきたいというふうに思えます。

1番 なぜそのように前後するのかなというふうな感じでおります。こういうふうな予算を組むのであればしっかりと補助率で普及を推進するような形をとらないと、地域での取り組みもなかなか計画性が出ないような気がします。

それと、地域の広さ、さっき言われたように灯数、計数、ちぐはぐな感じでぶれがかなりあろうかと思えます。一律 30%、今までは新設なりさまざまするときにはそういう決まりの数字があるわけですが。しかしながら、空き家がふえつつ町内の広さは変わらないわけです。町内会の負担が一律 3 割であるというの、これも検討する必要があるのではないかなと。いろんな事業の中でも町内会に対しての一律という形の助成の体制を、軒数とか広さに合わせた形の中で、負担増にならない、平均的に 1 戸当たりの負担が同じような形になるような体制をつくるのがベストじゃないかなと思えますけれども、どうですか。

総務課長 この辺については大変難しい問題でありますけれども、基本的には、町内会さんのほうでそこはやると、ただそれについて幾らか補助金をいただきたいということで始めている、その町内会の要望に応じてやっているというふうなことが前提にあります。その灯数等についても、やはり自分らのほうでこのくらいが必要だということで、じゃ、このくらいのお金が必要だということで、今つけている状況にあります。ただ環境の変化でなかなかそのお金も捻出できないというふうなことがあるうかと思いますが、やはりそこら辺については、町内会として全てを行政のほうで出すというわけではなくて、いろいろ考えていただいて、このくらいの灯数でいいのではないかというふうな節約的な考え方も必要ではないかというふうに思います。

そこら辺について今までずっと一律でやってきたわけですが、そういうふうな状況も今後検討しなければならないと思いますが、基本は町内会の分は町内会で、自分のまちづくりの防犯灯を含めて考えていただくというふうなことで、それらに対するいろんな支援は町のほうでしているわけですので、そこら辺の基本的な自立のまちづくりをどう考えていくかということについて、やはり皆さんと一緒に考えていかなければならないのかなと思います。その中でやはり不都合な部分については改正していかなければなりません、町のほうの財政的な考えもありますので、そこら辺を含めてどの辺が一番いいのかなということについては、みなさんからすれば全部してもらえばよろしいんでしょうけれども、そうすると灯数がふえたりいろんな問題が出ますので、次の更新のときの町の負担、将来的な負担も増すので、そこら辺も含めて一番どの辺がいいのかというふうなことについては、今後またいろいろ意見を伺いながら考えていきたいと思います。

ただ、町内会長さんのほうの流れとすれば、今のルールの中でLEDにしたいというふうなことで、ただ30%は厳しいのでもう少し上げてほしいというふうな連合町内会さんからの陳情でありますので、そこら辺について今の段階では、今1番委員の言われるような要望は、今のところは町内会さんから出ておりません。いろいろ町内会さんと議論を進めていきたいというふうに思います。

1番 きょうは3月10日、あしたで3月11日、震災から4年目を迎えます。このLED問題に関しては、都道府県のみならず国民全ての人間が改めて考えていく必要性の時代です。LED化するに、各町内会からの要望は多々あると思います。その中でやはり3割という負担をとるべきか、とらざるべきか。今、ふるさと納税も伸びております。その中で新規LED設置に関しては、できれば町の事業でしっかり支えて、あとの維持管理に関しては各町内会に委ねるというふうな方向性が私はベストかと思います。このLED問題について県のほうでも、送電売電いろんな形の中での新しい会社を立ち上げて構想を練っているという形があります。町のほうでもしっかりと考えて、地域を支える、地域を明るく照らす意味でも、これは町のほうで新規的な事業として、新設に関しては高くなってでも町の事業でやるべきだと思います。いかがですか。

総務課長 私もそういうふうには思います。ただ役場には限られた財源がありますし、やっぱりいろいろ使わなければならないお金の配分というものがあります。きのうもふるさと納税の配分についていろいろご説明をしましたが、どれがいいのかということはなかなか難しく、どれもしなければならぬ、農業政策もしなければならぬ、道路整備もしなければならぬ、住宅もしなければならぬ。いろんな中でやはりどうしても薄まきになってしまうところがあるんだろうなと思います。お金があれば全て町のほうでできるわけですが、それとやはり自立の町を宣言している手前、やっぱり自分の分の負担も当然していかなければならないのかなというふうには思っております。

それで、今1番委員さんが言ったように、なるべく負担を住民にさせたくないという思いで国のほうにアプローチをかけて、環境省にも町長から何回も言っていたいておりますので、ただそれがちょ

っと難しいというふうなことでありますけれども、いろんなことにアプローチをしてなるべく負担を少なくしたいというふうなことで取り組んでおりますので、その辺についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長 質疑、答弁もですけれども、簡潔にひとつお願いしたいと思います。ほかにありませんか。

3番 1点お伺いします。

ページ、50ページでございます。2の1の20地域交流センター管理費でございますが、右のほうの51ページでございます。内訳の中に管理人雇い上げ賃金がございますが、この賃金というのは3カ所の交流センターのどこのセンターの管理をする賃金でしょうか。

総務課長 これは3校今ありますけれども、3校の窓あけとかそういった管理の賃金になります。あと、人夫賃でありますけれども、これは草刈りとかそういった除雪にかかわるものとか、そういった委託でなくてちょこちょこしなければならぬ部分等について、この2つの賃金をいただいているということであります。

3番 3つのセンターということでございますが、まず、ここが一番下に工事請負費、これは堀内を解体するわけですね。堀内はなくなるわけですね。前に説明を受けました集落支援員、これを富長に配置するというのであれば、富長もその方に任せれば特に設置する必要はないのではないかなと思うんですが、そのあたり、ダブって管理をしているように見受けられますが、そのあたりの整理はどうされていますか。

総務課長 その辺はダブってしまっている部分もあろうかと思えます。ただ集落支援員の導入については、今まちづくり課のほうで検討していただいています。予算をつくるぎりぎりまで集落支援員の設置について検討していたというふうなことでありましたので、総務課のほうで管理をする上ではこのくらい必要だということで計上させていただいております。

したがって、堀内の小学校の解体いつごろをめどに着工できるかというふうな問題もありますし、富長小学校の集落支援員というふうなものについてもいつごろ配置になるかということもありますので、そこら辺の配置がなった段階で、ここら辺の不要になった部分については落とさせていただきたいというふうに考えております。

3番 そうであれば、きちんと整理をして対応するべきだと思います。そうであれば、集落支援員はまちづくり課に1名という先日の説明がありましたけれども、その方を長沢に張りつけをすれば、この事業というのは全然要らなくなると私は思うんですが、そのあたりを考慮して対応お願いしたいと思います。答弁要りません。

委員長 ほかにありませんか。

2番 まず最初に、LED化の工事の関係で、先ほどの答弁の中で、この500万というのは予算はとったけれども補助率がまだ決まっていないというふうな話の中で、その環境省のほうからの補助云々という話はその500万の予算のってくる内容の話であって、具体的にこの予算を計上する段階で、きちんと補助率が何ぼだということを出していかなければ、私は予算を組めないんじゃないかなというふうに感じるわけですから、なぜ今の段階で補助率がきちんと言えないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

総務課長 基本的には申し上げたいというふうなことがありますけれども、ちょっとその補助率だけの問題ではなくて、先ほども言いましたけれども、ある程度の本数を織り抜いて補助率を上げようかなと思っているところもあります。いっぱいある場合、今の灯数が大体480個ぐらいあるんですけれども、CO₂削減とか町のほうの考え方を整理をして、それにのっとった場合については結構上げて

いいのかなというふうに思いますけれども、それを全てやるといった場合についてはやはりちょっと下げざるを得ないかなというふうにも思っています。したがって、町内会長さんからの意見を聞いてある程度に、今までは3割でしたけれども、半分以上を目指してやるというふうなことでありますので、そこら辺については今の段階では、うちの担当のほうでも今LED化の工事中でそこら辺の仕組みの設計というのでできていませんので、今の段階では厳しいというふうなことでよろしくご理解いただきたいというふうに思います。でも、補助率については結構上げたいというふうには考えておりますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

2番 であれば、仮に補助率 50%にしますよと言って各町内会のほうから申し込みをとったとしますが、そのとった時点でこの需要額を把握した後に、各町内会に対するその500万という予算を超えることができないとすれば、逆に町のほうから、ことしは何本にしてくださいというふうな、この申し込みをしたところの状況を見て再配分というか調整するという形にしていけば、何ら問題なくこの事業が達成できるんじゃないかなというふうに考えるわけでありまして、でありますので、来てみてからどうのこうのではなくて、まず最初に補助率を出していきながら需要額を把握して、さらに調整していくという進め方で持っていけば、これは何ら問題なく進むんじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

委員長 暫時休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

委員長 再開します。

町長 このLEDについては、さっき中山課長が言ったとおり、町内で管理する部分については26年度でもう完了したわけです。それで、一番委員も言ったとおり、将来的な再生可能というふうな、CO₂の削減というふうなこともありますので、環境省のほうに四、五回ほど行きまして、町内版のLED化の推進事業について補助金がないかということで大分行きましたけれども、該当はなるんですが、補助対象基準が100%にならないんですよ。さっき1万何ぼ……1万七、八千円になりますけれども、いろんな器具とか取り付け費とかという面で半分ぐらいしかたしかならないんですよ。それで、全国的にLED化が進んでおりますので、単価も安くなったということで、何とかこの仕組みを、直営というふうなことになりますとなかなか該当にならないんですよ。町内会が自主管理するというふうになりますと、町内会に対する補助制度というふうなものでどうかということで、私のほうでも案を持っていったんですが、何せ補助対象経費が我々が想像したよりもずっと少ないんですよ。

だとすれば、単独でやっちゃいましょうというふうなことで今回計上しましたけれども、補助率については、さっき1番委員が言ったように、先端的な取り組みでありますので、今30%の補助をやりますけれども、私の願いは90から95%ぐらいやりましょうというふうなことで今考えておりますので、その辺はさっき中山課長が言ったとおりに、そういう目安をしながらも要望はどういう要望があるかどうか、これを精査しないと総事業費がわからないものですから。ですから、今500万計上して、3年間だったけか……2年間、2年間か3年間で全部完成したいと。補助金に該当があれば一気にしたかったんです、実は。それがなかなかできないものですから単独で、過疎債も対象にならないということでありますので、単独で実施したいと。ですから、要望を聞きまして、2年でできれば2年間できるだろうし、あるいは3年間になるかもしれませんので、その辺が今補助率云々というふうなことでなかなか答弁できなかったと。私の思いは、まず100%というのはなかなか難しいと思います

ので、高率な補助金で町内会長さんのほうに勧めをしながら取り組んでまいりたいというのが、私の基本的な考えであります。

2番 町長の答弁を聞きまして非常に安心したところであります。ぜひとも各町内会のほうにその内容等を周知していただいて、そして、この事業を早期に進めていただきたいと言うふうに思います。以上です。

委員長 ほかに質問ありませんか。

3番 款項目がちょっとわからないので大変恐縮でございますが、町で5台のライブカメラが今稼働してございますが、その経費というのはこの総務費の中で支出しているのでしょうか。まずそれを確認したいと思います。

総務課長 51ページの公共ネットワーク管理事業の中の2-1-17の公共ネットワーク管理費事業費の中に入っております。

3番 失礼しました。そうしますと、この5台が今稼働してございますが、その分の稼働にかかっている経費というのはどれくらいになっているのでしょうか。というのは、ある町民の方から、今5台動いているんだけど、サバラ、失礼しました。温泉からの眺望、県の景観眺望になったあの景色はすばらしいものだ。あそこにライブカメラをつけてインターネットで流せばもっと反響があるんじゃないかなということで、町の役場に相談に行ったら切られたということなんですが、余りそういう経費もかからない事業であれば、そういうところにどンドンと町民の声を入れて、そういう事業に取り組むべきだと思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

総務課長 維持費的なものについては、インターネットで流すだけなのでそんな経費はかからないのかなと思います。ただこのライブカメラを設置する分については結構かかるのかなと思います。それで、今現在、もう数年前にやっているので設置費用については今のところわからないので、後ほど調べてお答えしたいというふうに思います。

3番 私にその話をしてくださった方は、機械のほうにちょっと詳しい方であって、その方の話によりますと無料で貸し出しをしている業者があるということでございます。設置は無料で、あと運営費、電気料ぐらいを町のほうで負担すれば何とでもなるよという話も伺っておりますので、そのあたりもあわせて調べていただきまして、対応よろしくお願ひしたいと思います。答弁いいです。

委員長 ほかにありませんか。

4番 46、47ページの防犯灯対策費の防犯灯補助金整備事業、もう一回、500万について質問します。

課長の答弁を聞いてもう一度質問しなくてはならないなというふうに思いましたので、この30%の、当初予算の概要で30%を拡充の予定があるということで、50%とかなれば非常にありがたいなというふうに思って聞いていたら、課長の答弁では、町内会からの要望が多ければそれが下がる可能性もあるとかというような答弁しましたよね。（「補助率がですか」の声あり）そう、補助率が。ですから、この30%を今出しているわけですから、多ければ30%よりも下がるというふうに私には聞こえたんです。

それはいいとして、そうやって、きのうの質問で私は言いました。実例を出して、町の対応のまずさで非常に困惑した町内会があるというふうに言いました。これはやはり規約なり規定をちゃんとつくって、そして安心して町内会の防犯灯の改修工事をさせてあげるべきではないかなと思います。これは30%ですと言って、いやいや、町長が頑張ってくれて補助金あげてくれましたよと、だから、50%後で、残りの20%をまた町内会に補助金をあげますよと全部なるならいいですけども、ことしやって来年はだめだったとか、いや、そういうことを懸念するわけです。ですので、やはりこういった補

助金に関しては規定をつくって、その中できちんと町内会長会議あたりに提出するというのが筋だと思うんですけども、規定をつくるという考えはないですか。

総務課長 補助要項はつくります。それまでにつくるんですが、今ちょっと担当のほうそれができないということでお示しできませんけれども、防犯灯も補助要項はあります。ただその補助要項を今の職員が周知していなかったために、そういうふうなミスが起きたということですので、要項は補助金を出すまでには必ずつくりますので、その辺についても町内会長会議にはお示しをしたいというふうに思っています。

4番 町内会長会議の資料には、24年、25年、26年度も含めると、過去3年前から町内会が持っている、改修工事にも30%補助を出しますと3年間も出しているんです。それで、職員が知らなかったということが、非常にどういう指導をしているのかなというふうに、私、1つ思います。

そういった意味で、職員のそういう周知徹底と、その補助要項をちゃんとつくって、そして、それにのっとってやはりやると。また、補助率が上がれば規定をまたちゃんと直して、そして、継続的にできるというそういったことをやるというふうに約束していただきたいものですね。

総務課長 そのようにやります。

ただ今回については、第4町内会さんのほうで今までになく10万を超えるような補助金の額になったというふうなことで、今まで10万円を超えるものがなくて、その補助要項を見ずに、ちょっと私のほうも職員に確認しましたが、要項を見ないで、ずっと今までの担当者からの口伝えの要項の話を聞いて、「何ぼ出せばいいんだ」というふうなことで、10万円上限だという、昔からのそういうふうな扱いだというふうなことで聞いたので、そういうふうにしてしまったということでありましたので、要項を確認したところそういうことではなかったの、改めて変更申請をしていただいて、残りの分を今回出ささせていただいたというふうなことであります。今後そういうふうなことがないようにしますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

委員長 ここで休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

委員長 再開します。

4番 それでは、先ほど申し上げた町内会長会議までには補助金規定をつくって出すということですが、我々議会には今年度中に、やはりその補助金規定というものをどういふものかというものを提出してもらいたいということなんですけれども、どうでしょうか。

総務課長 今言ったようなことについては、一応トライはしますけれども、ちょっと確約は、統一地方選挙も入っていますので、総務課のほうでは選挙を優先にしなければならぬので、トライはしてみますが、確約はちょっと、そこら辺は勘弁していただきたいなと思います。

委員長 ほかにありませんか。

町長 この防犯灯でありますけれども、私も、第4町内会さんで26年度何か更新したというやつをちょっと気づいていなかったものですから、前後しましたけれども、考え方としましては、新設についてはさっき言ったとおり私の思いは補助率90%ぐらいと。それから、修繕については今の30%というふうなことで考えようかなというふうには思っていましたので、ですから、30%ということにこだわらないで、維持管理、新設の場合は別の補助率というふうな考え方でしょうかというふうに思いましたので、その辺もひとつ検討させてください。

委員長 休憩。

午前10時47分 休憩

午前10時48分 再開

委員長 再開します。

ほかにありませんか。

町長 私、さっき第4町内会と申し上げましたけれども、いろんなことも想定しまして、第4町内会という言葉削除するようにお願いします。

委員長 ほかにありませんか。

8番 46ページですけれども、この総合行政システム事業費の中の公会計システム改修委託料、この中身についてお伺いします。

総務課長 国のほうで、町のほうでは地方公共団体がやっている決算統計というふうなものがありますけれども、それが国のほうの有識者会議等で、一般の会社と同じような会計システムにする必要があるのではないかということの整理がなされまして、国のほうから公会計システムに移行しなさいということで、そのシステムを変えるものであります。

8番 今、課長からありましたように、要は企業会計的な財政分析をしろということだと思うんですが、ここに舟形町の財務4表、これはホームページからとったやつです。あるんですけども、もう一つ上山市のやつがあります。これは内容的には同じなんだそうですけれども、だから少し勉強させていただいたんですが、報告式と勘定式というふうなあらわし方があると。正直言いまして、非常に今舟形町でとっている方式というのは見づらいというふうに思うんです。何でこのシステム改修委託料について質問したかと言いますのは、その改修委託先でやり方というのが違うのかなというふうに思うわけです。できれば、もう少し見やすいようなシステムを導入できる業者に委託してはどうかと思うんですが、その辺、ちょっとお願いしたいと思います。

総務課長 まず一つ、公会計システムについては一番の問題というのは、役場のほうでは財産関係の金額に直すと言いますか、道路の部分とかを役場で作っていて、今まではそういったことは財産的な考え方というのはなかったわけですが、そういうやつを金額に改めたり建物の金額の評価をしたりというふうなことで大変ことになっているわけです。そういったことでなかなかできないわけですが、大きい市のほうは前からそういうふうなものを見据えてされているところがあります。やることは基本的には同じですが、そのホームページ等で表現する仕方については、やはりそれは市町村によって違うのかなというふうに思います。内容、やり方、財産の計算の仕方そういったものは全て指示されておりますので、あくまでも表現の仕方だと思います。そこら辺については勉強させていただいて、表現の仕方、住民の方々にわかりやすいような表現をいろいろ勉強して、システム会社のほうにも指示をしてやりたいというふうに思います。

別の会社というふうなことについては、今、伝票関係の会計と一緒にリンクしなければならないというふうなこともあって、ちょっとなかなかそこら辺は難しいのかなというふうに思っております。

8番 今、課長がおっしゃったように、表現の仕方であって数字的なものは何も変わらないということのようなんです。ただそのあらわし方においても、我々が使っているこの民間の会計システムでも、そのあらわし方を二通り選別できるようになっているんです。ですから、そんな難しいことではないというふうに思うんです。だとすれば、せつかくホームページ上に公開しているわけですから、できればこういうふうに、上山市さんを例にとっては申しわけないですが、いろいろと方針なり注意書き

とかかなり丁寧に書かれています。そんな意味で、1つの行政サービスの向上ということもありまして、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

2番 ページが42ページの地域づくり総合支援事業補助金350万ありますけれども、この事業についての補助金の使い道はどうなっているのでしょうか。こういうふうなものに使えるよという具体的な内容をお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 地域づくり総合支援事業については、町内会等でソフト事業を主に地域づくりに全般的に使えるように補助金の制度でありますので、町内会さんのほうでさまざまなこういう事業をやりたいというふうなことで相談に来られて、そういったものについてはほとんどご回答しているような状況にあります。

2番 あえてこの質問をしたというのは、補助金というふうな名称であれば使い方に制限があるというふうに考えるわけでありまして。要するに、今の補助金の考え方というのは、どちらかというとも補助金という考え方から交付金という考え方へ変わってきているというふうに思うわけです。要するに、交付金であればその使い道というのがその地域で考えていただくというような形なんです。当然その実績報告が必要でありますけれども、補助金というどうしても制限されてしまうわけでありましてけれども、これをもう少しその地域に任せるような形での補助金から交付金というふうな名称に変更していただいて、その地域づくりに使わせるというような方向が必要ではないのかなというふうに思うわけでありまして。

あと、もう一つが、今の時代というのは「補助金」から人、「補助人」というふうな考え方へ変わってきているようでありまして。そういった中で、もう少しこの地域づくりの使い道については補助金から交付金というふうな名称に変更できないか。要するに幅広い使い方ができるような制度にできないか、聞きたいと思います。

まちづくり課長 地域づくり総合支援事業については、補助対象は、先ほど私は明確に言いませんでしたが、3つございます。1つは、地域の課題の整理やその解決方法を探る話し合い、2つ目は地域課題解決のための事業等、3つ目は、地域の活性化を目的とした事業等。その他として町長が認めたものと、全部で4つの項目がありますが、先ほど説明したように、地域づくりに関係したものであれば、今申し上げた内容であれば大抵くれるかなというふうな感じでおります。

それで、補助金にするか交付金にするかということですが、それは財政のほうと話し合いをしまして、交付金にしたほうがいくなればそちらのほうも十分検討してみたいと思いますので、今年度は今までどおりこれでやらせていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

2番 確かに使い道は幅広く今の段階でもあるような感じの話ですけれども、現実に使ってみるとかなり制約があって、1集落10万円というふうな限度額が使えないというのが現実です。そういったことを考えていくと、隣の最上町では1集落50万ずつ、これを2年間各集落にやって、使い道はその集落に任せたというふうな話も聞いております。そこまではできないにしても、もう少し地域の独自性を生かした金の使い道ができる地域づくりの支援というふうなものも考えていくべきかなというふうなことで、ことしは無理にしても、今後検討していただきたいというふうなことで、ことしについて考え方だけお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 町内会長の方々ともその辺はご相談させていただきながら、財政のほうと協議をしながら十分に検討させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

委員長 ほかにありませんか。

7番 43 ページ、44 ページの……済みません。41 ページと 43 ページですか……41 ページ、まちづくり推進費の地域おこし協力隊事業と、今回新規に町単独で集落支援事業が予算化になりましたけれども、この事業の整合性をお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 地域おこし協力隊につきましては、詳しい要項が今手元にありませんのでちょっと概略だけ申し上げますと、都会のほうから若い青年をこちらの地方のほうに呼びまして、それで地域おこしとしておおむね3年間を任期として活躍していただくというふうなことであります。地方創生のほうでも都市部から地方のほうへというふうな人口移動というふうなことでありますので、今後、その地域おこし協力隊事業についてはまた拡大するというふうな情報もあります。

集落支援員というのは、集落に精通した方々を集落の再生とか活性化とかというふうなことでありますので、主にそこから考えれば地元の方がよろしいのかなというふうなイメージであります。

7番 地域おこし協力隊は、都会から若者が別の目線で地域を活性化したいというのが目的で導入された事業だと思いますけれども、この地域おこし協力隊の人選についても、将来舟形町に定住するような考えのある人を優先的にお願いして、町の活性化を図っていくというのが必要かと思われま

す。また、集落支援員と地域、集落と地域、これは同じ地域の活性化でありますので、お互いに横の連絡をとりながら、地域の課題解決のためにいろんな事業なり支援なりなさると思いますが、この横の連絡体制が密にしなければ何にもならないよなと思いますので、その連絡体制をどうするのかの考えをお聞きします。

まちづくり課長 今、7番委員さんが言われたように、地域おこし協力隊についてはやはり定住を目指すというふうなことで、今現在も頑張ってもらっております。

それから、横の連携ですけれども、当然地域の活性化というのは横の連携を十分に図っていかねばならないと思います。課題の共有化も当然のことながら、どうやったら活性化に結びつけられるかということは十分に話し合いをしながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願

いします。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時04分 再開

委員長 再開します。

質疑なしと認め、第2款総務費について質疑、審査を終結いたします。

第3款 民生費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第3款 民生費の質疑に入ります。

4番 70 ページの保育所費の中の71 ページ中段ぐらいにあります工事請負費 259 万 2,000 円、これは避難通路の改修工事のようですが、こういった形での改修工事になるのか、質問いたします。

教育次長 避難経路につきましては、現在、冬期間園庭のほうに避難するというふうにご検討いただいておりますけれども、積雪のため大変難しい状況にあります。園庭につながるコンクリートのスロープがあるんですが、ゲヤの雪がそこに落ちてくるというふうなことで冬場は使えない状況です。

ほんで、町道側の年長の部屋があるわけですが、その突き当たり、塀の裏側を回れるようなスロープをつくりたいということで、手すりのある、ちょうど裏側には駐車場と畑があるんですが、

そちらのほうに建物伝いにスロープをつくって避難経路としたいというふうに計画を立てております。

委員長 ほかにありませんか。

2番 62ページ、3-1-3、老人クラブ運営事業78万4,000円ありますけれども、まず一つは、老人クラブの会員数が減ってきているんじゃないのかなというふうな感じがしているわけでありまして。一例として、私のところであれば40までは若妻会、40から60までは婦人会、60以降老人クラブというふうになってくると、非常に抵抗があって入る人がいないわけでありまして。そういった中で老人クラブ、これだけの長寿命化の中で60以降老人クラブというふうなことが果たしていいのかということです。要するに、もう一つ、60以降、一例として75ぐらいまでは別の名称で組織を立ち上げるとか、そして75以降が老人クラブとかと、もう少し老人クラブのありようというものを検討すべき時期に来ているんじゃないかなと感じるわけでありまして。この辺について考え等ありましたらお聞きしたいと思います。

税務福祉課長 ただいまの質問ですけれども、老人クラブ数につきましては、奥山委員さんが言われるように、昨年度は14クラブ、この当初予算については12クラブというふうな想定で予算を組んでいるところです。それとあわせて加入の人数ということにつきましても随分減っているというふうな状況で、12ですから2つの町内のうちいずれかしか入っていないような感じになっているわけです。

年齢的にも、今申されたように、75歳以上から80、90歳ぐらいの方たちがやっぱり生きがいということで活動しているというふうな実態が見受けられます。ゲートボールのところもそうなんですけれども、趣味の活動であったりとかそういうふうな活動をしているわけですが、国のそもそもの老人クラブというふうな設定の年齢層がやっぱり高くなっているのではないかなということで、今実際的には見直しというふうなところも聞いております。

町といたしましても、それに準ずるわけではないんですけれども、これから介護のほうでもそうなんですけれども、60歳、退職した方々を地域の中で介護の支援のほうに協力をいただきたいというふうな狙いもありますので、それとあわせた形で年齢層の低い65歳から75歳あたりまでの年齢につきまして、趣味のサークルというふうなところの方もあるかと思っておりますけれども、新たにそういうふうな町のほうでお願いできるシステムということの考え方もありますので、今年度できればそういうふうなところから少し検討させていただいて、長く継続できるような仕組みをこれから介護というふうな部分も含めまして、老人、あとは健康づくり、そういうふうな老人の方が健康寿命を延ばしていくような体制づくりということが今後本当に必要なことでありますので、そういったところも含めて、これからちょっと時間をかけさせていただいて検討してみたいと思います。以上です。

2番 大変前向きな回答をいただきましてホッとしているところでありますが、ぜひとも切れ目なく何らかの組織に入るよう体制をやはりつくっていかないと、一旦やめてしまうとなかなかまたそれを加入させるというのは非常に難儀のような感じがするわけでありまして。そういったところで、ぜひとも切れ目なく入られるような体制というものも検討していただきたいということが一つと、老人クラブという名称、もう少し考えたほうがいいんじゃないかなと。一例として長寿会とか、もう少し、いかにも老人クラブというところちょっと変な感じがするので、こころもあわせて検討をお願いしたいなというふうに思います。

町長 今の質問の中で、私も前に言ったかもしれませんが、この老人クラブというのは定義はおおむね60歳から入るという基準があるんです。老人クラブの資格要件というか、「おおむね」、ですから、58でも59でもいいわけです。これがずっと延々と死ぬまで続いてきた。老人福祉法が制定な

ってから。ですから、基本的には、老人福祉法をまず名称を変える必要があるのではないかなとずっと私は思っていました。

それから、この後期とか前期と言いますね。これについても、今まで高齢者の方々が舟形町あるいは日本の国土を形成してきた非常に先人の皆さんでありますので、前期とか後期とかいう表現はいかなものかというふうになんか思ってきたんです。ですから、75歳未満は元気高齢者とか、あるいは75歳以上は長寿高齢者とか、そういう名前とかそういう字体の中でするのがいいのかなと。基本的には老人福祉法をやはり抜本的に変えて、今の地方創世の戦略会議がありますので、これからの時代ですので、そういうこともこれは国に申し上げてみたいというふうに思いますので、よろしく願いします。

委員長 ほかにありませんか。

3番 1点お伺いします。62ページの3-1-1、右のほうの説明の中の3番に民生児童委員活動報償がございます。163万7,000円でございますが、この額は例年同じ、決まっていることだと思いますが、まず1点は、この報償費というのは民生児童委員の方々それぞれ一律なのか。というのは、先ほど1番委員からもありましたが、震災から4年たちますが、ある民生委員の方から話があったんですが、あのときはもうすごく大変だったと、自分が担当しているひとり暮らしの老人がたくさんおって大変だったよという話がありましたので、自分のそのエリアで例えばひとり暮らしで見なくちゃいけない人数が多い人は少し報償が違うのか。そういう決まりがあるのか、そのあたりをお伺いします。

税務福祉課長 この民生委員の活動費報償費につきましては、県のほうから交付金と委託金ということでいただいているお金の中で、町のほうで使わせていただいているわけですが、県からは5万8,200円掛ける24人分、町からは1万円の24人分ということでここに充当しておりますけれども、内容的には個人のほうに支払うするという内容にはなっていないで、民生委員の活動ということで、これのほかにいろいろ県のほうから来ているお金もあるんですけども、それを事務局のほうで一括管理をしまして、研修費であったりとかあとは活動であったりとかそういうふうなことに使わせていただいているということで、それぞれ民生委員の抱えているところの人口割というふうなところもありますので、少ない多いところはあるんですけども、それは個人のほうにお金を交付しているという内容ではなくて、精算をしましていずれかは本人のほうに行くところもありますけれども、大筋といたしましては会の全体のほうで使っているというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

3番 そうしますと、あくまでも民生委員の方はボランティアであって報償は全然受けとっていないと。でも、課長の答弁の中で、最終的には整理をして何か分けるような話もありましたけれども、それはそういうふうに個人の方にお上げするんですか。全体会で管理をして運営するんだよと言っている一方、その後で整理をして分配するような話も今答弁の中にあつたんですが、そのあたりの見解どうですか。

税務福祉課長 ただいまの件ですけども、実際には会のほうでお金を預かっているわけですけども、任期が終わるときに大きな研修旅行ということの設定も毎回しているようですけども、そこで行かない方であったりとか、あとは残ったお金というふうなことで、精算というふうな形で本人のほうにはお返しをしているというふうな状況になっております。

3番 何かよくわからないんですけども、任期というのはそれぞれ違う人もおりますよね。例えば今100万あって、ここで私が委員であつてあしたで任期が終わりますよといったら、私の分だけそのプールした中から、さっき言った5万何がしに1万プラスで支払うするというわけですか。

税務福祉課長 任期は一斉の任期になっておりまして、このたびは25年12月に改選をしまして、そこから24人がスタートしているというふうなところで、退職される方がおりましたら、それはそこで精算というふうなことにはなろうかと思えますけれども、多分そんなにはお金は支給にはなっていないかというふうに思います。ですが、ちょっと実態がつかめませんで、私のほうで整理をさせて、資料を持ち合わせていないので、お昼休みの後でも調べてご説明をしたいというふうに思います。

委員長 休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時21分 再開

委員長 再開します。

税務福祉課長 済みません。先ほどの私がお話しした内容で訂正をさせていただきたいと思えます。

この民生費活動報償費につきましては、先ほども言いましたけれども、県のほうから5万8,200円、それに上乗せで町単で1万円ということで6万8,200円を24名の方に交付しているということで、実際には本人のほうに活動費ということでお上げをしております。ただその内訳をどういうふうなところに使っているかにつきましては、それぞれ研修費であったりとか事務局サイドに聞かないとわからないので、その辺をお昼休みの後にでもご紹介ということでご説明をしたいと思えます。

委員長 委員長許可。

3番 なぜこの話をしたかという、先ほども申し上げましたけれども、それぞれ24名の方のエリアがあって、担当しているひとり暮らしの方とか高齢者の方とかの人数が違うと思うんですよ。あるところは1人しか見る必要はないけれども、一方で20人も30人も1人で見なくちゃいけないというそういう声も聞きますので、この6万八千何がしをお上げしているようですが、今回報酬が変更になった町内会長小割のプラスがありましたけれども、何かああいう形で、お金で解決しようとは言いませんけれども、何かそういうエリアで見なくちゃいけない高齢者の方がたくさんいる人についてはもう少し何か配慮するとか、そういう考えはないのかお伺いします。

まちづくり課長 前任の関係で私のほうから説明します。

そういうふうな議論もありますが、1町内会1人というのではなくて、やはりその辺を勘案しまして区域割を厚生労働省のほうにしております。2町内会で1人、あるいは一部は大きいので町内会を1つというふうな、そういったケースに応じて柔軟に町内会のエリアを設定することができます。それで、何とかうまくできるように調整しているというふうなことであります。

民生委員は現在22名いますが、その22名で情報を持ち寄って、そういう区域はどうだというふうなことであります。ただ年によってさまざまな困難ケースがばらつきがあります。その辺は、1年1年で勘案してということができないので、やはり今申し上げたように、全体を通して先を見ながらこれでいいかというふうに、3年に1回ですけれども、任命するときに区域の再設定も考えて要望しております。

それで、確かにその年年で多い少ないはありますが、民生児童委員協議会全体として協力し合ってやるというふうなこともやっておりますので、そのとき大変多くて難儀しているとなれば隣の方が協力してやるということもありますし、あとは民生の会長が相談に直接、区域外であっても相談に応じられますので、そういうことで協力し合っているというふうなことでご理解いただきたいというふうに思います。

委員長 新たな質問でいきます。ほかに質疑ありませんか。

3番 まちづくり課長は大変、何と言いますか、紙に書いたようなきれいなことを言っておったようでございますが、私は実際に民生委員の方から聞いているんですよ。大変だ大変だと。1人で30人も見なくちゃいけないんだよと。震災のときなんかもう大変だった、夜中寝る暇もなく大変だったという話も聞いているので、それはそれで受けとっていただいて、やはり3年に一遍ではなくて、機会あるごとに集まっていただいてその実情なりをお伺いして、ブロックごとにその配置の人数があるのであればそのあたりの調整も検討していくべきだと思います。先ほど申し上げましたけれども、5万何がしの報償があるようでございますが、そのあたりも丸っきりのボランティア的な面もあるようなので、先ほど言った有償ボランティア的なものも今後検討していただきたいと思います。

まちづくり課長 民生児童委員はボランティアなんですけれども、先ほどのお金の件ですが、実費弁償という形で活動に要したさまざまな経費については厚労省のほうから手当があつておりますので、電話代とか交通費とかそういうふうで充ててもらっているということで、実際は先ほど矢作課長が説明したように、町はかさ上げをして、それで活動費として個人に支給をしております。

それから、ケースについては、やはりケース会議を毎回町の協議会をやっておりますので、その辺はやはり情報交換して、多いときは助け合うということはきちんと協力し合わなきゃいけないかなというふうに思っております。その辺、後でちょっと私のほうもやり方について矢作課長のほうとも、今までの経験もありますので、話し合っていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

委員長 ほかにありませんか。

8番 68ページの保育所費です。臨時保育士の雇入れ賃金ですけれども、一般質問でも申し上げましたとおり、この正規職員と臨時保育士の格差というものを是正する必要がないのかというふうに思うわけですが、その考えについてもう一度伺います。

教育次長 昨年平成25年度に、臨時保育士の賃金の見直しをさせていただいたことにつきましては、一般質問の中でもお答えしたとおりでございます。今後、国のほうでのいろんな情報を読みますと、マスコミ等でも臨時保育士の人員確保並びに低賃金というふうなことで大変問題になってございます。現実、当保育園の採用についての募集に際し、人員がいない、探すに難しい状況にございます。

やはりそういったところで、人材の確保という面で大変苦労しているところではありますけれども、ある程度最上管内の臨時保育士の賃金と照らし合わせながら有利な状況を、少しでも町が優位なところというふうなところでの考え方に終始するわけですけれども、正規職員との比較につきましては、やはり地方公務員一般職の給与表の兼ね合いもある中で、現場的には業務的なところで隔たりのないような状況にもなっております。

そういったちょっと矛盾したところはございますけれども、正規職員につきましては、教育委員会サイドで考えるというよりも、町全般としての職員の考え方を総務のほうから述べていただくこととさせていただきますが、臨時職員につきましては、やはり優秀な保育士を確保するために、最上管内の優位的なところで少しでも条件のいい状況をつくっていききたいというふうな方向でおります。

8番 今の現状を見ますと、前も言いましたように、正規職員と臨時職員の比率を見ましても、余りにも臨時職員が大部分なものですから心配しているわけです。今、次長の答弁で、きちんと状況は把握しているというふうに思うんです。その中で、やはり今舟形町で全面的に子育て支援なりを打ち出ししている中で、地域の平均とか地域を参考にしてというふうな言い方はちょっとおかしいのではないかとこのように思います。できれば1つ飛び抜けたような、目立ったような形で募集をしていかないとできないのではないかと。

きょう、山形新聞にもありましたけれども、震災の関連の中で保育士不足というふうな記事があり

ました。今次長の答弁にもありましたように、全国的にこの保育士というのは不足しているわけです。そういう中で、国のほうでも今後そういう部分に少し補助金を出すというふうな考えもあるようなんですけれども、であれば、前もって先行してそういう投資をしてもいいのではないかと私は思うんです。今のうちに保育士を確保しておかないと、町で言っているような特色ある子育て支援なり保育というものはできなくなるのではないかとというふうに思うんですが、いかがですか。

教育次長 保育所運営につきましては、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援法の施行に伴って、需要及び内容についてちょっと変わってくる部分がございます。今回の議案の上程につきましても、短時間保育、それから標準保育時間というふうなことでなっております、なおかつ保育料の減免的な制度も上程させていただいております。

そういった状況の中で、今後の舟形町ほほえみ保育園の運営について考えていきますと、保育料の減免等で未満児の需要が高まるというふうな想定もされます。そういった場合、今現在、ほほえみ保育園の 2 歳児の保育室というのがトイレがあって特殊な保育室になってございます。そこに今現在 19 名いるわけですけれども、その年代の出生が 34 名おります。ことし来年と同じ 34 名の出生の中で、さらに今回保育料の減免等を勘案しますと、19 名を上回るのではないかとというふうなことも懸念されます。とすると、今の未満児の 2 歳児の収容についてはもう限界に来ているといふような状況です。

そうすると、やはり支援センターのスペース等々を配慮していかなければならないと思うんですけれども、ここで今後の保育運営につきまして、病児保育というふうなことも今回子ども・子育て支援計画の中で考えていることで、ちょっと今の議論からは逸脱するかもしれませんが、今後そういった施設面での改修等をする際にそういったことも含めて検討していく必要があるというふうなことで、1 つ 1 つクリアするのではなくて、そのときの同じ解決できる課題も含めて検討していかなければならないということと、もう一つは今後の保育園の民間委託についての考え方を、町として保育園のありようもしくは運営の仕方をきっちり整理した中で委託を募集するというふうな考えていきたいと思っておりますので、今現在、子ども・子育て支援法の過渡期というふうなこともあって、需要をしっかりと把握した中で運営形態を検討して委託に結びつけていきたいというふうに、今現在は検討しているところです。

8 番 今、答弁にもありましたように、かなり未満児もふえる。今の勤務実態を見ても、決して楽な時間割にはなっていないように思います。そんな中で保育士が不足するとなれば、ますますその勤務が過酷になるというふうな可能性があるわけです。だとしたら、せめてやはり保育士の処遇ぐらいは考えるべきではないかとというふうに思うんです。民間委託とこれは切り離して考えるべき問題であって、民間委託をすればその問題は解決するという話ではないというふうに私は思うんです。

先ほども言いましたけれども、今、町でも子育て支援、それから婚活支援にかなり力を入れております。1 つの例としてするならば、保育士さんの花嫁、これをまず対象に募集したらどうかなというふうに思うんです。その保育士さんのカップルが成立したら、正規職員とはいかなくてもそれなりの処遇はしますよと。そのくらいのまず施策を講じてもいいのではないかなと私は思うんですが、町長、いかがですか。

町長 一般質問でも八鍬委員からありましたけれども、あのときも申し上げたとおり、きょうの新聞でもやはりこの保育士の人数が非常に不足していると。あと、介護福祉士もそうだというふうにお話が載っておりますけれども、いずれにしましても、うちのほほえみ保育園の職員のありようというものが、正規職員が 3 名で残りが臨時職員なわけでありますので、当然ハード面とソフト面両方の中でするとすれば、待遇改善がソフト面の一番大きなかなめになるわけであります。したがって、一般質問

でもお答え申し上げたとおり、最上管内で臨時職員の給料形態が一番多いというふうに思っておりますけれども、8割9割が臨時職員で構成しているというふうな実態の中で、来年度以降、今年度もそうでありまして、来年度そういう待遇の面での組織のあり方というふうなものも考えながら、保育士の確保というふうな面に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

委員長 ほかにありませんか。

3番 済みません。まだ昼前なのでお願いします。64ページでございます。3-1-3でございます。65ページの説明の中に、上から2番目に徘徊高齢者手数料2万7,000円がございますが、これは先般の私の一般質問で答弁がありました徘徊探知機関係の設置手数料なんでしょうか。

税務福祉課長 ただいまの件につきましては、斎藤委員さんが言われるように一般質問のほうで出ましたその探知機という内容でございます。

3番 一般質問の回答の中で、その探知機でございますが、常に身につけていなくちゃいけないという難点があって余り普及していないという答弁でございましたが、今実際にこの助成を受けられている方は町内で何名いらっしゃいますか。

税務福祉課長 今のところ、周知をしているわけですが、どなたもいないというのが実態でございます。

3番 そうしますと、その探知機の助成の額というのはここには出てこなくて、この手数料というのは、何て言うの、仕組みはよくわかりませんが、その端末というのは各家庭にあって、その探知機というのは高齢の方が身につけておいて、そこで感知をするという仕組みなんですか。この設置の手数料というのは受けるほうの端末を各家庭に設置する際の手数料2万7,000円を計画しているということなんですか。

税務福祉課長 この内容につきましては、探知機ということなんですけれども、本人がペンダント、ぶら下がるこういうふうなものにGPSという機能がついているわけです。それを身につけることによって、戸外に出た場合、見えなくなったときに、その仕組みを町のほうで感知しまして、そして居所を確認するという機能付のものでございます。そんなところで、内容としては携帯電話のような料金、その初期投資の分について5,000円ほどの金額を手数料として差し上げているというふうな内容のものでございます。

委員長 ほかにありませんか。

3番 済みません。なければお願いします。

そうしますと、この2万7,000円というのは、その感知をする端末というのは役場にあるわけですか。その個人個人というのは身につけているものが5,000円かかるんだけれども、この2万7,000円というのはその5,000円の補助分の2万7,000円なの。設置手数料だから、これは役場に設置しているための手数料部分だよという意味なんですか。ちょっとその辺がよくわからないんだけれども。

何を言いたいかというと、今5,000円の補助を上げているということなんだけれども、今実際に使っている方はいないということなんだけれども、金額の問題ではないと思いますけれども、こういうものは先ほども話があったような無料化、そういう方向で検討すべきではないかなという思いで質問したんですが、この2万7,000円の内容がいまいちよくわからないんだけれども。

税務福祉課長 先ほど申し上げましたように、携帯電話を買うぐらいの金額に対しまして、初期投資、手数料、加入手続のための金額を補助しているというふうなことなんですけれども、やはりそのものの啓発がなかなかできかねるところもありまして、本人が身につけていけばいいんですけれども、ちょっとうるさいような機能もありますので、なかなかそれを使いたいというふうな、本人よりもその

徘徊を抱えている世帯のほうでいなくなったときに困るということもあるので、そういうふうなところで普及を進めたいというふうに思っているところです。

今申されましたように、5台分を予算化しているわけですけれども、やはり5,000円ぐらいにしても周知が届かないというところもありますので、無料というふうな今のお話もありましたけれども、やはりその啓発を含めた中で利用していただくということの観点を考えた場合に、やはり料金のほうについてはもう少し検討する必要があるかなというふうなところに今も思ったところでございます。

というふうなことで、今後利用啓発も含めて、また、これよりもまさる器具もまた今出てきているというふうなところの情報もありますので、何らかの徘徊を防止するという観点からすれば、よりよいものを家族の方に提供するというふうなことでこれから考えて、それを補助金なりということで設定をしていくように努力をしていきたいと思えます。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第3款 民生費について質疑、審査を終結いたします。

ここで1時まで休憩します。

午前11時44分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 再開します。

今、総務課長のほうからライブカメラについて口答でご説明があるそうです。

総務課長 先ほどのライブカメラの件でありますけれども、調べた結果、初期の投資額については1台90万円、直接工事費なのでこれに諸経費が入ると思いますが、直工で90万かかっているということでもあります。設置費も含めてでありますけれども、そのくらいかかると。

それから、ライブカメラの維持経費でありますけれども、年間で5台で保守管理料が46万4,400円、それから電気代が3万8,149円になっていまして、1台当たり維持費が10万ちょっとかかるようでありますから、設置をした場合については、新たに今のシステムと同じものを入れれば、支柱を入れればもっと高くなるのかなと思えますけれども、器具の設置については直工で90万、維持費が10万ほどかかるというふうな状況であります。

前にそういうお話があったというふうなことですが、担当のほうで記憶にないのかどうかわかりませんが、そういった無償のカメラの提供というふうなことについてはちょっと承知をしていないということでありましたけれども、ただカメラも90万円はするようものを無償で提供するというふうなことで大変ありがたいんですけども、ただその無償で提供を受けることによって別の契約をしなければならないというふうなことになるとちょっとそれについては調べてみないと、どういう条件なのかということを知る必要があるのではないかなというふうに考えております。

それから、今は光ファイバーケーブルを使って、それはその中の線を専用にして、専用線でないのだめだというふうなことで専用線を使っているんですけども、若あゆ温泉のどの位置に専用線を結んでやるかということがありますけれども、その専用線を使う必要があるというふうなことでそれらの改修作業も出てくるのかなというふうに思えます。

一番の問題は、鮎釣りの場合は川の状況を知りたいというふうなことで、あと防災上の目的でもやっているというふうなことでありますけれども、これを観光の目的ということになりますと、画像が

ちょっと粗いと。それについては人が認識されるとまずいというふうなこともあろうかと思えますけれども、そういうふうなことで画像の問題もありますし、なかなかきれいに映せないのではないかと
いうふうなことがあります。

そういったことで、そういう観光で風光明媚な景観条例に載ったようなところを映したいというふうなことであれば、逆に、きれいな天気のとくに映したものを写真等で紹介するかインターネットでその項目を入れるとか、それから動画ということについては、今パソコンはそこにいっているので、パソコンのケーブルをカメラにつけて、ライブカメラよりもちょっと簡易なカメラであるほうが安いのではないかと、状況がわかる、景色がわかるというふうなことであれば。そういったいろんなことを検討していきたいというふうに思いますが、先ほどの質問ではライブカメラは1台直接工事費90万、維持費が毎年10万以上かかっているというふうなことでありますので、以上報告をさせていただきます。

委員長 2款は質疑、審査を終了していますが、この件について質疑を受けたいと思います。

3番 私も承知しなくて質問したわけですが、90万ほどかかるという回答でございますが、私が町民の方から伺った限りでは、その会社の名では確認していませんけれども、そういう貸し出しをする業者がおって無償で貸し出しをしてくれるという話を聞いたものですから、先ほど午前中にそういう提案をしたものでございまして、課長も、温泉からの眺望を映し出して、さまざま方法はあるようではございますけれども、カメラに撮ってという方法もあろうかと思えますけれども、そういう町のPRとして必要性を感じているのであれば今後検討していただきたいと思えます。

委員長 答弁は。

総務課長 今、答弁したようにいろんな形を検討して、PRのほうに活用できるようにしていきたいというふうに思います。

委員長 それでは、第4款 衛生費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第4款 衛生費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番 76ページの4-2-1ですね。清掃総務費という形ですが、直接この款に入るわけじゃないかと思えますけれども、河川の清掃関係はこの款で入るんでしたでしょうか。河川のやつです。違うんですか。わかりました。

庁舎の中の清掃に関しては、今はどのような体制でとられているかという質問をするとこの款に入りますか。(「勝手に質問してはだめ」の声あり) 済みません。

委員長 地域整備課長、入るんですか。

地域整備課長 河川清掃については8款のほうで入っていますので、そちらのほうになります。(「後で質問します」の声あり)

委員長 ほかにありませんか。

8番 78ページですが、清掃費の中の環境美化推進補助金であります。これに関連しますが、きのうもちょっと出ましたけれども、野良犬あるいは飼い主を失った猫の処分についてであります。

きのうの課長の答弁ですと、なかなか行政がどうのこうのというのは難しいという話でしたが、今そういう犬の散歩をした後の始末とか、あとはきのう1番委員からもありましたように、飼い主を失った猫が野良猫化するというようなことで、近所がかなり迷惑をしているというケースが出てきております。そんなことで、この環境美化等に絡んで何か対策がないものかと思えますけれども、

その辺をお願いします。

税務福祉課長 ただいまの件ですけれども、野良犬、野良猫というふうなことで買い主がいなくなった場合に対しましては、野良猫の場合には犬と同じように保健所の管轄になるようです。ですから、そういうふうになった場合には保健所ということですので、私どものほうに言っていただいて、連絡をして何なりの対策を講じたいというふうに思います。

8番 それに関して、1つは犬の散歩ですね。飼い主がいるわけですけれども、犬の散歩をすると中にはきちんと後始末をしている方もいるわけですが、残念ながらそういうマナーというかモラルとか、それらがなく方もおります。自分の近くに土地なりがある人は大変迷惑をしているわけですけれども、なかなか、きのうですか、きのうも近所の方を殺害するというふうなケースもありましたけれども、全国的にそういうふうなことでトラブルになっているというようなケースもあります。直接それをやめてくださいということをなかなか言いにくい風潮にあるのかなと思うわけです。

今、町のほうでも、のぼりですか、そういうふうな啓蒙ののぼり等を立てたりしているんですけれども、もう少し突っ込んだ手立てというものがなくないのかなというふうに思うんですが、その辺どうでしょうか。

税務福祉課長 やはり犬でありましたら散歩をしているケースをよく見かけます。ふん尿の関係で袋を携えておられる方がほとんどではあるかと思いますが、中にはやはりそういうふうなことになかなか頭が働かない方もおまして、何も持たないでという方もいるように聞いております。そんな中で、そういうふうな犬、嗜好的なところもありますので、犬猫を好きな方と、あとはもう毛嫌いをする方もおりますので、そんなことでトラブルというふうなことも今言われたようにあります。それで、啓発というふうな意味からも、モラルの問題ですので指導でしかないかと思いますが、実態を踏まえまして啓発を強化するように努めたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第4款 衛生費について質疑、審査を終結いたします。

第5款 労働費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第5款 労働費の質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第5款 労働費について質疑、審査を終結します。

第6款 農林水産業費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第6款 農林水産業費の質疑に入ります。

6番 87ページの若あゆ温泉の管理費の中の19の伐採委託料95万1,000円と工事請負費350万。350万が昨年の26年度の予算にも350万計上になっていますけれども、内容はどのような内容ですか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 若あゆ温泉等管理事業のほうの、まず最初は樹木伐採委託料なんですけど、これはあゆっこ村内あるいはコテージ周辺の樹木がありますが、老朽化や虫の害等で倒木が毎年心配されると。これまで随時補正等でお願ひしながらしてはいたんですが、雪解けにつきましてもう処理しなければならぬというふうなものが確認されておりますので、当初予算におきましてその倒木が心配される樹木の伐採費用となります。

次に、工事請負費の350万なんですけど、これはことしの350万につきましては原水ポンプのオーバ

一ホール工事ということで、これは何年かに1回やるんですが、そのような内容で350万を計上させていただきます。

6番 コテージ周辺、松食い虫ですか、あとはナラ枯れですか、立っているのが本当に少なくなったということですがけれども、私が思ったのは、果樹園がありますね。今はリンゴ、イチョウ、さまざま枯れてあれですがけれども、あの道路沿い、20本近くかな、伐採したのは。あの跡にイチョウを10本ほど、コブシの木ですか、植えておりますけれども、それは前に質問したときは、農林関係の補助金をもらっているから伐採はできないという話でしたけれども、去年の何月ごろかはちょっとわかりませんが、伐採してコブシの木を植えたわけですがけれども、その内容を説明してください。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 ただいまのご質問なんですが、昨年度、済みません、今年度なんですが、果樹側の積雪等の枝折れ等で相当果樹の状況が悪くなってきていると。特に道路沿いに植栽しておりますリンゴの木につきましては、道路沿いということもあって非常に枝折れが激しいというふうな状況にありました。それで、今年度なんですが、道路沿いのリンゴの木を処分いたしまして、そこに桜の苗木を10本植栽させていただきました。果樹園につきましては、その道路沿いから離れた奥のほうにラ・フランスが35本まだ存在しております。数週間前も剪定等で管理しております、手を入れながら収穫もできるようにそちらのほうは今後も管理していきたいというふうに考えております。

6番 じゃ、そうですね、中学生議会でも答弁がなされておりますけれども、こういう一帯を観光地、景観の策定、総務課のほうで景観の展望というふうなことで話は出ておりますけれども、そういう中でまず今後さまざまな面で事業というものを、あそこら一帯を、私は下の果樹園をなくして花いっぱい運動で花壇をつくっておるとかという話を申したときがありますけれども、この近くにことし、来年あたりで大きい事業を考えているかいらないか、ちょっとお聞きします。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 あゆっこ村を含めた若あゆ温泉等周辺の今後の整備計画なんですが、今、野尻委員さんがお話ししていただいたように、草花等で色彩を色どっていくというふうなものもございます。そのほかにも観光地としましてはさまざまなやりたいことも確かにございます。ただ今あの辺一帯も20年を経過しているということになりますと老朽化が激しくて、ちょっと財政的に今の維持管理で修繕をして維持していくというところで、ほかに大々的に新たな観光で整備していくというものについては、したくてもまだちょっと今の段階ではできないという状況もありまして、結論から言いますと、今現在、来年度以降、1つの大きな開発計画というものの具体的に予算化しているものはございません。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番 私からは80ページの水田農業対策費についてお伺いします。

農業再生対策事業補助金として545万ほど予算化しておりますが、この事業の中身をお聞かせ願いたいと思います。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 この農業再生対策事業補助金545万円、これは3事業、3項目にわたってございます。事業費的に一番大きいのが農地集積支援対策事業ということで、農地を貸し借りした場合、来年度につきましては借り手のほうに1反歩当たり1万円を予定しております、これは285万円予定しております。その次に額的に多いのが、水田転作作物種子助成事業というふうなものでございます。これは種子・株等の費用について半分を助成するというふうな項目で、重点振興作物について半分助成するという項目で、この額については250万円計上しております。そのもう一つの項目としましては、エコエリア対策事業というふうなことで、有機栽培や特裁などで栽培している

作物につきまして1反歩当たり 5,000 円あるいは1万円というふうなもので、計 10 万円を計上しております、合計で 545 万円というふうな内容になってございます。

5番 この事業が、昨年度の米の値段の軽減によって農家が困っているという姿の中で、そういう再生のことも入っているのかなという感じがしたから今お聞きしたわけですが、前に議会決議で、いろんな舟形町の今回は約3億円ぐらい減収するというふうな話の中でありましたが、その補填を何とかならないかということで議会の中で決定して、町長のほうに上げたときもありました。山形県の中でも補填をしている町村もあります。舟形町は町としてはそういう姿をどういうふうに考えているんでしょうか、ちょっとお聞きします。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 前の議会で、米下落に対して議会さんのほうから提言をいただいております。下落に対して町はどのように考えているのかというふうな提言になっているわけなんです、一時金的な支援というものにつきましては、今委員さんがお話になったとおり、ほかのところでもやっているところもございます。山形県では、ここに来て米の種子の4分の1を急遽支援するというふうなことで、これは山形県全下なんです、そんなことでやっているんですが、舟形町の支援の内容につきましては、その一時的な支援というよりも継続的な支援をしていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

今、稲作がそのような私から申すまでもないような状況になっている中、これからどのように長く農業を進めていけるかというものに対しては、今の平均現有規模での稲作のみでの農業経営では非常にもまならないというふうなところでありまして、今年度認定農家さんが三十何名もふえたという中では、ほとんどの方が園芸作物に取り組みまれていく改善計画をされております。その園芸作物を取り組みやすくするよというふうなことで、来年度新規の園芸作物の取り組みの支援事業を新規で計上してございます。そのほかにも農業支援的な考え方につきましては一般質問でご回答した内容にもあったんですが、いろんな項目にあるんですが、ちょっと長くなるので、一番重点を置いているのは園芸作物の振興、これに力を入れて農業の全体の所得向上に継続的な、単発的なものではなくて継続的な支援をしていきたいというふうなものが町の農業に対する考えでございます。

5番 課長からは、ただ議会で提言した、今単費的な問題になるわけです。だからその辺がどういう検討をしたのかなと、私なりに分析しても何も出てこない。これは舟形町の農政というものは長期展望に立った姿で、やはり食糧の自給の向上と、これは当然考えなくちゃいけないんです。だから、今言ったように複合系的なものは当然もうどんどんと最上地方が多く頑張っており、山形県の農協管内でも最上郡が一番複合系に取り組み姿勢が多いというようなことも言われております。そんな中で長期展望はいいんですが、今差し当たっての1つの姿で、その辺がどういうふうに行行政の中で相談しながら考えてきたのかなといったものを、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 町でも、これからの農業のあり方について毎日のように話をしているわけなんです、これは県のほうも国のほうも同じでありまして、これからの農業の危機感は感じてございます。体質強化支援事業と皆さんご存じかと思うんですが、それも国でこの1月に入ってから、取り組んで農家さんの支援を図れと。そしてまた、さらには県では、先ほど話した種子の経費助成あるいは昨年の暮れから実施しております融資制度の経営資金の提供などなど、最近いろんな施策をとられています。町でもその県や国の動きにおくれないように、農家さんにすぐそのようなことが反映できるように、非常にことしの農政は忙しすぎるくらいに忙しいんですが、忙しくても後から後からそういう新制度が来ると。でも、おくれないように対応しているところでございます。

委員長 ほかにありませんか。

3番 1点お伺いします。ページ88ページでございます。6款1項、昨年度まで16目に活気あふれる農業推進機構事業がございましたが、今年度の予算に計上なってございませんが、昨年度までの事業は廃止して、何か別に体制で向かうのか、そのあたりをお伺いします。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 6款1項15目であります。営農指導推進事業というふうな名称で計上させてもらっておりますが、ことしまで活気あふれる農業推進機構というふうな事業でずっと取り組んできております。

この件につきましては、活気あふれる農業推進機構につきましては、皆さんご存じのとおり、発足から6年経過しております、当初の目標であります農業経営の単価あるいは農業所得の向上等々の各項目の一定の成果を得てきていると。今まで生産実績のなかったオカヒジキあるいは行者ニンニクあるいは山形地鶏というなものも生産体制に入ってきていると。モデル農家さんにも取り組んでいるというふうなことで、今年度はこの活気あふれる農業推進機構の総括の場というふうなことで、機構全体でその意志を固めながら取り組んできているところであります。

今年度までの実績を先につなげていくために、来年度からはまた広く指導体制を広めていくために、仮称なんですけど経営相談所を設置しまして、今までの取り組みも含めて、今度は認定農業者さんがふえてきます。これも園芸作物というものが併用して、今までの稲作中心のものではなくて、複合経営での契約がほとんどになってきていると。そういうふうな認定農家さんの指導等も含めて広く指導体制をとっていこうというふうな体制で、来年度からは営農指導推進事業というふうなことで営農相談所の設定をしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

3番 そうしますと、4目でございます農業振興費の中にも同じように営農推進指導員賃金というのがございますが、この方と、今活気あふれるから変わった指導推進員の賃金がございますが、この方との指導のすみ分けは何かあるんですか。違うものを指導していくという何か明確なものはあるんですか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 4目……4項、済みません。4項の農業振興費のほうにございます営農推進指導員と、さらに15目のほうにございます推進指導官というふうに計上させていただいております。同じ農業に関する指導者の配置ということになるわけです。特に4目に置かれている賃金に対応する方につきましては、もちろん農業振興全般というふうなことになりますし、さらに15目に置かれている指導官というものにつきましても、重複することは絶対はないというわけではないんですが、まだ特化した作物等も、これまで立ち上げてきたものもただ「あとは知らねえよ」と言ってもあれなんで、もっともっとサポートしていかなければならないというふうなことで、そのすみ分けはもちろんこの産業振興課農政班の中で位置づけていくんですが、その相談所の位置づけにつきましては、舟形町営農改善協議会でございます。これは三十数年ほどになる歴史ある舟形町の農業を指導する協議会がございます。これは舟形町の農業の指導員あるいは農協さんあるいは山形県等々の協議会でございますが、その中の専門委員会のところに相談所というようなものを位置づけておきたいなと。その窓口を舟形町の役場の産業振興課のほうに置きたいと。その中にそれぞれの立場で、今話した4目の方の指導員あるいは15目で計上しているところの指導の中の相談所の中で、相談内容によっていろいろ対応していくというふうな考えでございます。

3番 ちょっと私は理解できないんですけども、活気あふれる農業推進機構でもある程度の実績を上げてきたので、その先生方から、例えば4目にあるその指導員のほうに引き継ぎをして、そっちのほうで一本化して指導していくというほうが私はいいと思うんですよ。今度また名前を変えてここに指導員ということで15目で残して、何をやるのかなと聞いたら、また同じような名前を変えて総括的

にやって、また来年から新しい事業をスタートさせるんだよって、かえってややこしくなって、受ける町民側からも相談する窓口が2つあるようで非常に複雑になっていると思います。このあたりはもう少し整理をしたほうがいいと思うんですが。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 ご意見ありがとうございます。この営農相談所につきましては、先ほどお話したとおり、舟形町営農協議会のほうの中で取り組むということなんですが、来週、この内容を具体的に有効に稼働できるような内容ということで、全体で協議する予定でございます。もちろん町の中では1つの考えはあるんですが、要は、もっともっと農家さんがいろんな面で、営農でもいい、技術的な面でもいい、相談しやすいような機関、場所をもっともっと提供していかなければならないのではないかなというふうなもので、この相談所というものが農家さんにはわかりやすい相談しやすいものにしていこうということでございます。この方法につきましてはいろんな考えがあるかと思うんですが、どうかその辺のご指導方、今後ともお願いしたいと思います。（「指導できねえよ、俺は」の声あり）

4番 84ページ、6款1項8、ため池等整備事業費の中の地すべり防止施設管理委託事業14万円ということで、去年と同じ金額のようですけども、これはどこの地すべりの管理委託料で誰に、どういった会社なのか、そういった質問をさせていただきます。

地域整備課長 地すべり防止管理委託ですけども、これは県が地すべりの事業を整備した箇所について、地元はその管理をお願いしているというふうな形になります。場所につきましては、大平地区と西又地区の2カ所になります。それで、管理の内容としましては、その地すべり区域の施設の草刈りとあとは水路の土砂上げ等というふうな形となっております。大平地区には4万円の委託料、それから西又地区には10万円の委託料で14万円というふうな形になります。これはずっと毎年同じ金額で今のところ来ていますので、変わりありません。

4番 そうしますと、私はそこの裏の山の上り口の八幡神社のあるあたりの地すべりの管理委託料のかなと思って今質問したわけですけども、違っておりましたので、これは関連で質問していいかな。それとも、あそこの急傾斜関係は河川費の中の急傾斜のほうですかね。それによって今するか、後でするかしたいんですけども。

委員長 地域整備課長、わかりますか。

地域整備課長 舟形急傾斜につきましては8款のほうでなっていますので、そちらのほうでお願いします。（「はい、いいです」の声あり）

委員長 ほかにありませんか。

2番 今回質問しました旧富長小の加工所に対する平成27年度における補助金720万という計画ですけども、このお金というのはどこから出ているのか。（「款項はどこ」の声あり）款項はちょっとわからない。（「農林水産業ではない気がするんだけど」の声あり）

産業振興課長兼農業委員会事務局長 7款のほうで、観光費の観光総務費のほうに入っています。（「わかりました」の声あり）

委員長 ほかにありませんか。

1番 歳入のほうでも質問させていただきましたけれども、ページ数86、87ページ、14目です。日本型直接交付金事業の中で、もう一度中山間地域の取り組みの団体数と多目的面積事業の団体数、面積をお聞きします。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 中山間のほうは30団体で、多目的のほうは19団体になってございます。

1番 多目的機能、要するに、農地・水保全事業の移行かなと思いますけれども、19団体ですね。この2つの事業は、中山間がことし3期、そろそろ終了で4期目なのかなという中で、数年前に、農地・水と中山間の事業が面積がダブってはいけないよというふうな形で、分離しているような形があると思います。しかし、今回この事業名が変わった中で、そこら辺がちょっと変化しているような受け取りを私はしておりますので、農地・水並びに中山間を舟形町が農地面積全体で積極的に取り組んだ場合の総体的な金額、しっかり取り組んだ場合の総体的な金額が想定される範囲はいかほどでしょうか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 きのうも話したんですが、中山間の面積は約400ヘクタール、そして多面的のほうの面積は約780ヘクタールということになっています。佐藤委員さんがおっしゃるとおりに、3年ほど前に重複することはだめだというふうなことで整理しまして、多面的のほう、今まで農地・水なんです、それが25あったやつが19のほうに減じられまして、今は19団体と。

これが委員さんおっしゃるとおりに重複してもいいよと制度的に考え方が変わってきてございます。そうしますと、中山間と多面的のほうとどちらのほうに網が広がっていくかとなりますと、中山間についてはやはり傾斜があるところでこの広がりはないので、多面的な中山間地域のほうに入ってくるというふうなことになります。そうしますと、多面的の支援事業のほうが最大限に面的に広げれば400ヘクタールを広げられるというふうなことでございまして、それを広げますと、単純に今よりも一千数百万円ほどが増の交付金を受けられるというふうなことが試算されると思います。

1番 ちょっと質問の仕方が悪かったのかと思いますけれども、それは今までの中山間地域の400ヘクタールを可能であるというふうな捉え方で多目的機能に移行した後、足し算しただけの数字ですね。私が言うのは、舟形町の農地1,500ヘクタールとも言われている農地の何割かは自然化になっている、要するに復帰できない農地があるかと思いますが、町全体で取り組んだ場合、総体的に取り組んだ場合を試算していないんですかということをお伺いしたところです。そういうところから、事業をどういうふうに進めていく、想定される金額を試算してそこから事業推進というのがやるべきではないかと思いますが。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 大変済みませんでした。中山間地域と多目的機能の地域は合わせて1,200に近い面積になるんですが、これは全体の8割程度というふうなことで、残りの2割も取り組んだらということになりますと、また面積を大きくして事業費を試算することになるんですが、これは中山間地域も来年度からまた切りかえ、多目的機能につきましては今年度切りかえして、多目的機能で切りかえをする今年度当初につきましても、できる範囲内で取り組めるよというふうなことで、町のほうでも啓蒙、説明などをしていたんですが、やはり用地はあと2割という用地があるんですが、面積的には、ただ現実的に、それまで受け入れられる地元の対応がどうかとなりますと、やはりいろんな事情があって今は8割までは網羅していると。これは他市町村から比べますと非常に高率の設定になっているというふうな状況なんです、これは町では、今佐藤委員さんがおっしゃるとおりにもっと広く取り組んでいけたらというお願いというか説明はしているものの、地元で受けられる限度のところの数字がここに来ているというふうな解釈してございます。

委員長 ほかにありませんか。

8番 88ページの15目ですけれども、先ほど出ました営農指導推進事業費の中で、この営農相談所運営補助金というふうな20万ほどつけておりますけれども、この相談所は新たに場所はどこかに開設するんですか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 場所につきましては、相談を受けるところにつきましては、舟形町役場産業課の農政係のほうに置こうかなと。これはやはり町の中央でありますし、もっと来やすい

ようなところで、あるいは産業振興課内には隣に和室もございますし、相談場所としては、あるいは相談するスタッフのそろっているところといえば、町役場の農政班のところの方がベターというふうに判断して、今考えているのは相談所の場所は役場産業振興課農政班地内というふうに考えてございます。

8番 今、課長の答弁していただきましたように、農家が来やすい場所にできれば設置をお願いしたいというふうに思うわけです。やはり階段を上って普通の農家の方が、変な話ですけども、長靴を履いたままでもちょっと立ち寄れると、そういう場所がやはり1つの相談所になるのかなと思うんです。これを見ましても、この相談を受ける方は推進指導官ですからね、この指導官というのはどこかの指導官という役職についている方を嘱託でもお願いをするということですか。それとも、町でこの指導官というふうな名称を与えてポストをふやしたということですか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 これは町で新たに、この方に委嘱してその業務に当たっていただくというふうに考えてございます。

8番 今はやはり農家も、米価が下がったりしてかなり苦しい状況の中で一番期待をしているのは、そういうえらい方からのアドバイスではないというふうに思うんです。やはり率先して先導してくれるそういう方だというふうに私は思うんです。そういう中で、こういうふうに逆に敷居を高くするようなやり方はどうかなというふうに思います。その辺もう少し、私は営農相談所を開設するのはすばらしいことだと思うんです。ただそのやり方についてはもう少し考える必要があるのかなというふうに思うんですが、その辺どうでしょうか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 来週、営農改善協議会の臨時総会もして、その辺の相談所のあり方、相談しやすい対応、体制というものをじっくりとそちらのほうでも協議して、今言われるような農家の方に本当に実践的に相談できるようなものを協議していきたいというふうに思っております。

委員長 ほかにありませんか。

1番 もう一度86ページ、14について質問させていただきます。

先ほど言いたかったのは、ずっとさかのぼれば、中山間という名前が出て、もちろん日本版CTEという事業もありました。中山間取り組みは当初できるだけ多くの場所が該当になるようにということで、掘り起こし掘り起こしながら、急傾斜関係者全てのものを取り入れて400ヘクタール30団体、その辺は当時の団体数とは違っているかと思えますけれども、まあ、暗礁になったから。それが経緯で進んできたと思います。今、国の政策がころころ変わる中で、国が振興しなさいと予算を投入しているわけです。であれば、地方では、町にはできる限りその予算を吸い上げるような試算をしながら、それに向かって事業を組むような形ではないですか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 今おっしゃっていただいたそのような内容のとおりでございます。来年度、中山間地域の切りかえの時期でございます。これも今話したとおりに、なるべく多くの地域の方々から取り組んでいただくような切りかえのときの説明やら啓蒙やらしていきたいというふうなことで、担当のほうも考えておりますので、そのようなところをご指導のほうよろしくお願ひしたいというふうに思います。

1番 そうではなくて、この多面的機能云々というやつは、きょうきのう政策が変わるとなったわけではないです。昨年度から話があっっていて、実際に変わっているわけです。その中での取り組みに対してどういう推進をしてやろうとしているのかということなんです、要は。できれば、舟形町に引っ張ってくる金の金額が上がるような推進、まち・水に取り組む団体が減っていると。23とかもあったのが19になっていると。やめているところがあるわけです。事務的な形で取り交わすやりとりがなかなか面倒だということ。であれば、舟形町で団体数をプラスして面積をふやすような取り組みとい

うのはもう一つ考えられるんじゃないですか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 今、それぞれの団体数が数多くあるんですが、これを少なくしてあるいは一本にして、そして取り組む面積も大きくしていくというふうな制度的には可能でございます。できればそのようなことで取り組みやすい方法をしていければなということのうち課の中でも考えてはいるんですが、現実には反対に、今ずっと来ていますと、団体数が分かれて分割して多くなったり小間切れになったり、これは水利関係や利害関係、人間関係等々でなかなか一本になれないという現状で推移してきているところがございます。

ただ一本にするメリットというものは今質問をくださった中で大きいものがございます。そういう一本にするにはいろんな課題や難題がございますが、やはり今までの形を大きく変えるには難題、課題というものはつきものかと思えます。方向性としてはそれは理想なので、その理想というものを頭に置きながら、やはりうちらも取り組んでいかなければならないと考えています。一般質問にありません舟形一農場というふうなものが、これが一本化すればそれにもつながっていくものなのではないなかというふうにも私も思いますので、そのような考えでございます。

1番 すぐそうそうできるものではないかと思えます。今、課長が言われた、私が一般質問しますけれども、舟形一農場に関して今回の地域集積協力金であれば4億引っ張ってこれると、数字だけでいくとそういうふうな形が単純的に試算されるわけです。要は何を言いたいかということ、国の施策でしっかりとした予算を組んで国会で話をされているわけです。であれば、これを最大限活用できるような農政の振興策をしっかりと考えるべきであるというふうに言いたいんです。今後とも一番根本となる数字はどのくらいになるのと。じゃ、これをみんなで引っ張って来て地域を盛り上げていこうぜというふうな形の中の振興策をぜひつくっていただきたいと思えます。

委員長 いいの。（「いいです」の声あり）

委員長からのお願いです。質疑、答弁、簡潔にお願いします。ほかにありませんか。

8番 90ページの3項の水産業費ですけれども、ここに工事請負費2億2,000万ほどあります。これは前から聞いております鮭の孵化場の整備事業だというふうに思いますが、この事業主体というのはどこになるんでしょうか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 舟形町になります。

8番 町が事業主体ということになりますと、完成後にはその業務を委託するというふうなことになるんだと思うんですが、やはり隣に鮎の中間育成施設がありますが、これをまず一体としたような管理で漁業組合のほうに委託するというふうな考えですか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 そのように考えています。

8番 そうなりますとひとつくりのような形で、例えば指定管理者として委託をした場合、1つは鮎の中間施設の指定管理者、もう一つはこの鮭の孵化場の指定管理とそういうふうな分け方をするのか。それとも、これを1つの育成施設というふうな形で指定管理というふうな形で委託をするのかということが1つ。

それから、今それに伴って、鮎の育成施設については長年水の問題で苦勞してきたわけです。その辺もまた孵化場となればその水の問題が出てくるんだと思うんですが、これからその水源を確保するのは鮎の育成施設とするのか、孵化場とするのか、その辺もどうもはっきりしなくなるというふうなことがあるのかなということが1つ。

それから、ここに鮎の育成技術指導委託料というのがあります。これについては指導委託ですから、どこかの水産試験場なりにその指導を委託するという内容なんでしょうか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 最初のご質問であります管理形態の内容でございます。今、舟形町鮎中間育成施設等の指定管理につきましては、平成25年4月1日から平成30年3月11日の期限で指定を行われる公の施設ということで、この鮎中間施設一式ということになってございます。今後のこの鮎孵化場も含めた改修事業の考え方につきましては、町長の指導を得ながらということになるんですが、来年度完成したときにつきましては、方法論として、別個にこの鮎と鮭の指定管理のまた契約の承認を得るというものと、今ある鮎中間育成施設等の指定管理の変更というふうなものの方法としては2つあると思います。これは、済みません、私の考えなんです、今契約している舟形町鮎中間育成施設事業等の指定管理の契約の内容の変更、管理を行わせる公の施設を追加するというふうなものでお願いできないのかなと私は思っているんですが、これはあくまでも上司のご指導を得ながら対応していきたいと思っております。

それから、水なんです、今一番困っているところの水源の確保というものは今年度から実施しております。来年度は井戸を3基掘って安定した水供給を図っていくという中で、鮭と鮎、これが飼育期間が若干しか重なりません。2月3月、3月周辺の若干しか重ならなくて、それも使う水がお互いに減っているときなものですから、年の使用につきましてはある程度の水量、あるいは鮭は鮭、鮎は鮎で稼働できるのではないかなと思っております。

3番目の鮎育成技術指導委託料111万8,000円なんです、これは鮭、鮎の技術の習得ということで、具体的には遊佐の鮭の孵化場があります。あと、北見あるいは岐阜あるいは庄内の三瀬、この4カ所をそれぞれ必要な期間で研修をする計画で、その費用を宿泊を伴うところは宿泊して、その4つの合計が……済みません、間違いました。118万8,000円ということで計上してございます。

委員長 委員長権限で許可します。

8番 すると、この鮎だけではなくて、鮭も皆入っているということですね、育成技術の中には。まとめて118万だというふうな今の答弁でしたけれども、今、実際に指定管理者制度で漁協のほうにやっているわけです。我々から見れば、そういう技術育成等もその施設管理の中に含まれるのかなというふうに思うわけです。だとすれば、やはりそれは指定管理をしている団体のほうでやるべきではないかなと思うんです。だから、補助金的な形で、その育成技術の補助金ですよということで漁協にやるのであればわかるんですけれども、その指導の委託料というのはちょっとおかしくないかなと思いますので、それだけお願いします。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 漁協で、今お年寄りなんです、ベテランの飼育員がおりまして、これは常時新しくなる後継者の指導にずっと当たってございます。この山地生産業強化支援事業というものにつきましては、ものをつくるということものをうまく運用するというふうなソフト面のセット事業になってございます。やはりものをつくってもそれを稼働する技術を養成するというもののソフト事業もセットになっているものですから、有効活用いたしまして、そういうふうな研修で費用がかかるみたいなものはこの強化事業で使ってくださいよというふうな事業の趣旨でもございますので、漁協で通常指導してもらっている内容にプラスして、さらにこの支援強化事業でも育成していくというふうな考えで入っております。

委員長 ほかにありませんか。

5番 同じく水産業費について伺います。今、課長から説明いただきましたが、ただこの2億3,815万という姿が補助率がどのようになっているのか。また、町の持ち出しあるいは起債をどういうふうに考えているのか、その辺お聞きしたいと思います。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 全体事業費はここにありますように2億4,098万5,000円という

ことで、この中で山地水産業強化支援事業というのがあるんですが、その山地水産業強化支援事業の基本事業費、補助事業費につきましては2億1,472万円になります。補助率につきましては国が2分の1、県が4分の1で、補助金が1億6,104万円ということで計上しております。そのほかに起債といたしまして……。

総務課長 起債については、7,580万円を過疎債ですることにしております。過疎債ですので、元利償還金の70%が返ってくるというふうなことになります。

5番 町の姿勢は、水産業にかける、鮎あるいは鮭も同じですが、意欲は並大抵のものではないということはわかります。ただ今まで鮭の孵化場というのは長者原にあったわけです。その中で長者原に稚魚を養殖するに当たり数百万で最初は始まったと思うんです。それも補助なしで、町の一切の補助も受けなくて始まったと思うんです。それが今はおんぶにだっこで、全部行政が手ほどきをしながらしていけないというような状態を私はどうかと思っているんです。

やはり漁業組合なら漁業組合の別の団体があるわけですから、団体から補助申請をお願いしたいというような姿で、そういう基本的な姿を持つてくるならばわかるんですが、全部行政の力、県の力を借りながらそういうふうにならざるを得ない場合に、今後の姿がどうなるのかなと私は心配でなりません。ということは、起債もしながらいろんなことを頑張ってくれるのはわかるんですが、ただ1つの団体、漁業組合という立派な団体があるわけです。逆にいえば、そういうののお株をとって行政だけが先走っているようなものをしていくということは、私はおかしいと思うんです。独立採算の姿から見れば、それぞれの団体が自助努力で頑張っていくはずなんです。それがいつの間にか鮎を起点にして全部がそういうふうになるということは、これから逆にいえば借金を抱えているのと同じじゃないかなと。ポンプの更新のときには更新、そういうふうな姿を今まで何回もしているわけです。その辺の見解はどうなんでしょうか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 鮭の設備を整備するという考えにつきましては、もちろん大きい考えで水資源の確保というものがございまして、恐らく昔は鮭とれば売れるような時代もあったかと思えます。ただ時代は変わって鮭を食べる人もいなくなったと。じゃ、何もしなくてもいいのかとなりますと、やはりいつも鮭が戻ってくる川を守っていかなければならないというふうな使命は確かに出てくると思います。そんなことで、舟形町は鮎、清流の川、それも鮭ものぼってくるというふうなものを、行政挙げて支援していくというふうな考えが必要かと私は思っております。

5番 今の課長の説明はわかるのよ。ただそういうふうな資源の確保と、やはりこれからの姿を見た場合に、どこでも鮭の孵化事業には相当月光川、全部相当の金を出してこれは養殖しております。それは当然単に組合の中でやっている事業なんだということよ。これは確かに国の補助なり町の補助を受けている団体もあると思うんですが、ただそれだけで、町の判断でしているというしか私には感じられません。逆にいえば、漁業組合の自主性とこれからの川資源を守っていくためには鮭の孵化も大事だと思えます。ただそれをあたかも行政の仕事だというような考えになってきたような気がします。それはちょっとおかしいんじゃないかと私は、考え方そのものについてもう一度お聞かせ願いたいと思います。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 小国川漁業組合のお考えというのにつきましては、やはりこの清流最上小国川を自分たちの手でしっかり守っていくんだというふうな強い気持ちは、どこからも負けないくらいあるんだなというふうな解釈の中で、やはり鮎なり鮭なりをこれから将来にわたって守っていくには、自分たちではできない面も今出てきているというところを、行政でうまくサポートしていかなければならないというふうな今の状況かなと感じております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第6款 農林水産業費について質疑、審査を終結いたします。

第7款 商工費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第7款 商工費の質疑に入ります。ありませんか。

8番 94 ページの1項4目の商工振興費の中で、町商工業の振興資金の原資活性化金というのがあります。これは毎年同じくあるわけですけれども、27年度からなくなるよというふうな話を聞いていたんですが、この当初予算化になっているということは今後も続くということでしょうか。この1点だけ確認をお願いします。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 この資金につきましては、八ヶ岳委員おっしゃるとおりに、利用状況がだんだん減ってきておまして、そういうふうな要求も小さくなってきているというふうなことを私もお聞きしております。ただまだまだ活用するというのも考えられるというふうなことの話がございまして、これがいつまで続くかというのはちょっとお約束できないんですが、来年度はぜひお願いしたいというふうなところがございまして、来年度計上した次第でございます。

委員長 ほかにありませんか。

4番 7款1項5目のまちおこし事業費の若鮎まつり事業の中の仮設ステージ・売店設置・撤去委託料130万ほど計上されておりますけれども、去年、わたしがちょっと感じたことなんですけれども、障がい者の方々も多数見に来られておるといって1件こういうことがありました。それは障がい者施設の方々ではない個人の方が来て、多分その近くにそういった方用のトイレなりあるいはおむつ交換なりができるところがなくて、車の影だと思ってそこで着替えている、おむつ交換をしている。要するに半分お尻を出してやっているような方がいらっやいまして、これは町はそういった方々が入れるような施設、隠してそういったことができる例えば授乳室とかおむつ交換所、そういったものを用意していないではないかなというふうに感じたものですから、そこら辺のところはどうなっているのか質問いたします。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 身障者用の仮設トイレとしましては計上してございません。仮設トイレの数が少ないということで、この前実行委員会の中で来年度は少しふやそうというふうな話もあったんですが、障がい者用のトイレにつきましては、小国川観光さんの既設のトイレのところに1つ設けてございます。仮設用の障がい者用トイレとなりますと場所も費用もかかると思うんですが、どうかその辺のところのご利用でお願いしていかなければなというふうなことで感じております。

4番 今の課長の答弁ですと、使い勝手が悪くてもそこでやってほしいというように聞こえますけれども、いろんな方々にやはり来ていただいて、去年私が感じたのは、やはりそういった身障者の方も来ていただいていると、実際に。やはりそういった面から考えて、正直言って人にお尻を見られながらやっている姿を見て、結構においもしていたんです、正直言うと。やっぱりそういった面への配慮をしながら、こういった若鮎まつりの誘客の拡大をしていくべきではないかなと強く思いました。ですので、もう一度そういったところを、きちんとしたトイレでなくてもいいと思うので、まずは着替え所なりおむつ交換所なり、あるいは授乳室なり、そういったものをつけ加える必要があると私は思います。どうでしょうか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 来年度の若鮎まつりの第1回の実行委員会が6月ごろにございます。そのとき、その内容で協議したいというふうに思います。

4番 課長、ことし、今年度末で勇退されるそうなんですけれども、引き継ぎを忘れないように、ぜひしっかりと協議してもらえるようにしてください。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

7番 94ページの観光物産センター管理費の中で質問します。

昨年12月の初めごろ、駅食堂ということで開店されました方が、きのう行ったら臨時休業というふうに言うておられました。これについて町ではどのような情報が入っているのか、その辺お伺いします。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 今、叶内委員さんがおっしゃった情報につきましては、きのう、私、議会が始まる前に、直接女神食堂をしている叶内さんから「きょうでやめさせてください」というふうな電話で連絡を受けました。すぐにという意志だったもので、もう少し何とかというものではなくて、もはやもう決めたのだというふうなことでありました。何でというふうなことでちょっとお聞きもしたんですが、「1つのことだけではなくて、二、三の事情が重なって」というふうなことでの話でありました。きのう聞いたばかりなので、それに対してどうこうというのはまだ具体的には検討していないんですが、きのう午前中、電話でその内容をお聞きいたしました。

7番 物産センターにつきましては、昨年2,000万ほどの改修事業でやった経過があります。今やめられた方のかわりにテナントとしてこれから入れて、駅前の活性化、あの辺の駅を利用する方の便宜を図るというふうなこともあると思いますけれども、その辺の具体的な今後の利用の考えがありましたら、お伺いします。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 この観光物産センターめがみの運営につきましては、商工会のほうに緊急雇用等で委託しておりまして、今回、女神食堂さんが入るにつきましても商工会のほうでの取り組みというふうな、観光物産センターめがみの運営の中での1つの取り組みというふうなことで、商工会の中でそれを入れる入れないというふうなことの考えでございます。恐らくきのうの段階で商工会さんのほうにもその女神食堂さんの閉店するという連絡はいったかと思うんですが、商工会さんのほうに、ほかにそのテナントとして前にも申し込んであったというふうな事情等がどうかということもあるかと思うんですが、その辺のところにつきましては商工会さんと話をさせていただいて、駅のほうで何とかにぎわいを継続してふやしていくような観点で商工会さんとも話をしていきたいというふうに思っております。

7番 要するには、今までやってきた人が儲からないからやめたということだと思わなければならないけれども、そのいろんな何でやめたかの反省を踏まえながら、よく聞きながら、そしてテナント料の関係とか維持管理の関係とかいろんなことを反省しながら、早急にまた別の方が入るような強力な指導なり手当をしていただきたいと思いますが、その辺のお考えをあるのかどうか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 今、叶内委員がおっしゃっていたように、駅を切らさないでにぎわいをというふうなことで、大変ありがたく思っております。そんな観点で私のほうもそこら辺のところを、繰り返すようなんですが、商工会とも話し合いながら、そのようなことを一日でもなるような方向で話をしていきたいというふうに思っております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 1件お伺いします。96ページでございます。7-1-5で97ページの右のほうの説明でございますが、説明の枠の中の一番下でございます。販路拡大モデル事業補助金50万でございますが、事業の具体的な内容をお伺いします。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 販路拡大モデル事業補助金の50万でございます。これはこれま

で都市との交流等で販路拡大あるいは農産物生産等の絡みでいろいろと長年お付き合いしてきておりました。その中で野田岩さんとかはぎ乃さんとか、あるいは東麻布の保育所さんとかあるいは三光小学校さんとか、あるいは加工品の納入とかいろいろな面で都市等の販路拡大に向けた取り組みをしてきております。これは個々のではなくて、今後大きく舟形町の特産品、農林水産物を販路拡大していくには統一した取り組みが必要だということで、まだ仮称なんですけど、販路拡大を目的とした農産物の生産と販売に対する都市との販路拡大生産組合というふうなものをつくって、それらの取り組みで必要な作業なりあるいは経費なりについて補助していきたいというふうな内容でございます。

3番 今、課長の答弁で生産組合という言葉が出ましたが、昨年からでしたか、野田岩さんとか云々ありまして、白菜1,500玉ほど注文があったという話がありましたよね。（「はい」の声あり）今言った生産組合云々というのは、そういう形での白菜をまとめてつくって販売するとかそういう組合をつくるための50万円なんですか。こっちから出向いて販路拡大をする、先日でしたか、そういうセールスの専門の方も養成していくという話もございましたが、そういう方向での販路拡大の50万ですか。生産組合をつくるための50万なんですか。どんな形でこの販路拡大をしていくつもりなんですか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 この生産組合をつくるための経費ではございません。今話したとおりに、白菜、キャベツ、あるいはネギ、あるいは米、あるいはその他の農産物、カボチャ、いろいろなものをいろんなところに提供してきました。それぞれの費用的にやりくりしながら、あるいは交流のためには少し足出でもと、ここでとめてはられないというふうなところも多々あったりもします。そんなところで、これから継続的に自立して進めていくには今支援が必要かなと。その支援体制をきちんとするための補助金でございます。

3番 ちょっとよく理解できないから、その支援体制をつくる補助金ということでございますが、その具体的な体制をどのように考えているのかとお伺いしたいんです。今1,500玉の白菜の話が出ましたけれども、その話は富長小につくった加工所の事業、農山漁村活性化プロジェクト支援事業ですよ。その事業が2年間にまたがってあって、1年目はハード面を整備して、その後また同じような継続事業があって、そういう農家の生産組合のようなものを立ち上げて、どんどんと都市のほうにそういう野菜を送るというふうな話がプロジェクト支援事業ではなかったんでしょうか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 ここで計上している販路拡大モデル事業補助金につきましては、今話した農プロ、加工所をつくったあの事業とは直接関係ないやつで、もっと広い対応の中でございます。加工所だけの販路拡大だけではなくて、今話した舟形町の農産物の米あるいは野菜等が、加工所だけではない、都市の消費がなってそういうふうな形が確立しつつあります。販路拡大を目的とした農産物の生産と販売あるいは流通、営業、販売などのマーケティングに関する研修などの費用に対して、この補助金で対応していきたいというふうな考えであります。

委員長 ほかにありませんか。

4番 では、7款1項1の観光費の中の大体半ばぐらいの農林水産物加工施設運営費補助金ということで、旧富長小学校の運営費補助金だと思うんですけども、前回、ここの旧富長小学校の管理も委託するというような案が、考え直すということで取り下げられましたけれども、今この来年度の予算の中で、ここで働く方々がそういった富長小学校の管理をしてしまうという部分はないのでしょうか。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 加工所に従事する方につきましては、富長交流センターの管理には携わらないというふうに考えております。

4番 そうしますと、この予算書でいう51ページ、ちょっと戻ってしまいますけれども、51ページの交流センター管理の中の管理人雇いあげで窓あけと鍵あけ等をやると言ったそういった人たちが、こ

この農産物加工施設の方々とは関係なく、この予算の中で窓あけとか鍵あけとかそういったことをやるという理解でよろしいのでしょうか。

委員長 まちづくり課長。

総務課長 産業振興課長が説明したように、交流センターの……俺じゃない。

委員長 総務課長でないです。まちづくり課長。二人して手をあげているから。まちづくり課長。

まちづくり課長 43 ページのところに集落支援事業というのがございます。その中で、富長交流センターのほうに集落支援員を1名配置して、そういった地域づくりも一体として、そちらのほうの1階の事務室等を中心的にそこを管理して、町民の方々もそこに来やすいような形で事業をやりたいというふうに考えております。

4番 済みません。委員長。また戻ってしまうんですけど、いいですかね。

委員長 だめです。

4番 だめですよ。じゃ、関連した形で聞きますけれども、農林水産物加工の方々はそれに当てはまらないということで安心はしましたけれども、今の課長答弁を関連させて質問させていただくとしたら、集落支援員が51ページにある地域交流センター管理費のこの3つの旧小学校の跡地の窓あけ等をやるといった56万4,000円と仕事がダブルというか、人がダブルというふうに私は見えたんです。また、そういったところでのここで言うなら富長小学校の跡地の管理、あそこの施設をつくる管理において人がダブっているというふうに私は聞こえたんですけども、その辺は精査できているのでしょうか。

総務課長 51ページのほうでは、先ほどご説明しましたように、当初この集落支援員の関係をなかなか整理できなかつたので、こちらのほうには若干ダブっているというふうなお話をしましたけれども、集落支援員が配置になった段階で、こちらのほうの仕事も若干お願いをしながらするというふうなことです。51ページとはダブらなくなります。こちらのほうは余ったら減額をするというふうなことでございます。（「いいです」の声あり）

委員長 ほかにありませんか。

2番 農林水産物加工、92ページ、7款1項1目観光費の農林水産物加工施設運営費補助金720万、これはよろしいんですけども、先ほど課長答弁の中で、この販路拡大についてもこの50万何がしという96ページのやつを使っていくような話がありましたが、基本的には、私は一般質問で言いましたが、町では720万円をやると。あとの経営、運営については全て任せるべきだろうと私は思うんです。でないと、いつまでたっても町におんぶして、結果的にひとり立ちできなくなってしまうというふうな感じがするわけでありまして。そういった中で、厳しいようではありますが、この720万を補助したほかについては、あとは自分たちで頑張って売って利益を上げなさいというふうな形を構築していかないと、いつまでたっても行政の重荷になっていくというふうな感じがするわけです。これについて町の考えをもう一度聞きたいと思えます。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 97ページの販路拡大モデル事業の補助金につきましては、先ほど斎藤委員からもご質問があったんですが、これは加工所から出る加工品というよりは、舟形町の農産物、米、野菜等が今現在いろんなところに販売してございます。これは先ほども話したんですが、いろんな自助努力とか、なかなか労働力まで生産性とかといういろいろなところもあるんですが、それを今支援していかないと断ち切れになってしまうというふうなところで、97ページにあります補助金につきましてはそちらのほうの主体というふうなところで計上してございます。

2番 そうしますと、富長の加工所の運営については町としては一切関与しない、任せるというふうな

考えなのか、ここら辺をちょっとはつきりお聞きしたいと思います。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 旧富長小学校にある加工所につきましては、関与しないということではなくて、販路拡大に向けた営業体制の強化、これは軌道に乗るまでやはり町と振興公社と一体となって進めていかなければならないと考えています。

それは具体的にはこの補助金ではなくて営業マン的なものの対応と、具体的には、振興公社では今、こういったらあれなんです、支配人が支配人の業務をしながらしていたんですが、やはり営業の厳しさあるいは難しさ、信頼度を確保するためというふうなことで、4月からは男性の、臨時職員ではなくて、振興公社の職員で継続して対応できるような営業体制を今以上に進めていきたいというふうに考えておるといふふうに聞いております。町としましても、その営業の専門員というものを、前にもまちづくり課長からも話があったんですが、地域おこし協力隊等々の募集等も含めて、その営業の体制の強化というものがやはり一番の喫緊の課題というふうなところからすれば、そういう面で町と振興公社と一体となって、少しでも早く自立できるような町としての取り組みもしていかなければならないというふうに考えております。

2番 それは十分わかるんです。というのは、町でも来年度は720万、そしてその次の年も250万だけか、出すということなので、十分な支援はしているわけです。そういったことで考えていくと、基本的にはやはり公設民営的な体制を早くつくっていかないと、結局はその加工所が使えなくなるというのが私は一番心配しているところなんです。そういったことを考えていくと、早期にひとり立ちできるような形で進めていただきたいというふうなことです。答弁をお願いします。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 これは町としましても重々その辺のことは認識してございますので、町長からも、販路の確保には十分対応しろというふうな指示もありますので、強固に担当課としましても取り組んでいきたいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第7款 商工費について質疑、審査を終結いたします。

第8款 土木費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 ここで休憩します。3時まで休憩します。

午後2時45分 休憩

午後3時01分 再開

委員長 再開します。

4番 100ページの土木費の河川費の急傾斜地盤崩壊対策事業負担金260万、この事業の内容について質問いたします。

地域整備課長 急傾斜の事業ですけれども、これは舟形急傾斜、八幡様のところからほなみの施設がありますけれども、あそこまでの分の急傾斜事業についての負担金となります。

4番 そうしますと、八幡神社を含めたほなみまでの事業がスタートするということの認識をさせていただきますけれども、昨年、地域説明会というのがあって、意見を聞くという形での聴取をされたわけですけれども、ほなみさんと大堰があって山があるわけですけれども、その大堰とほなみの間に土砂をとめる土堤のようなものをまずはつくるという話でした。地域の方々からは、それでは山が本当に崩れた場合にほなみさんは守れるだろうけれども、大堰が埋まって、そして水が流れていけばその

水があふれて、それはそれで災害になるんじゃないかというふうな、ですから要するに、大堰よりも上の山側のところに八幡神社から来る土堤のようなものをずっと延ばしてくるのがベストじゃないかというそういう要望をしたわけですが、その要望に対しての答えが、そういう計画をすると非常にお金がかかるので、今私たちが提案しているこの計画ではないそっちの計画をすれば、何年も先あるいは何十年先というようなご説明があったわけです。

ですから、そういう計画を立てる前に、この地域説明会とか住民の意見とかというのを聞くべきだろうというふうに思うんです。そこまでもう行ってしまってから話を、計画は変更できませんよというふうな段階になってから地域への説明会というのはいかがなものかなというふうに思ったんですけれども、そこら辺のところは町との協議等があったんですか。

地域整備課長 今、委員が言われたとおり、県のほうから、地元説明する段階で町と前もって話をとかそういうやつは全然ございませんでした。直接県のほうから地元の関係者のほうに説明会が入ったような状況で、後から町がそれを確認したような状況になっております。

擁壁を立てるわけなんですけれども、その擁壁については、山側よりもこの水路の下のほうが地盤的な支持力があるというふうなことで下のほうに持ってきたというふうなことを聞いております。

4番 ほなみさんがあるので、やはりもう工事優先で考えなければ八幡神社のほうにまで影響してくるということになるでしょうから、やはり事業的には進めていっていただかなくちゃならないと思います。反対するものではないんですけれども。例えばほなみさん側にできる土堤、あそこら辺は本当に地盤が崩れていまして、消防団でも土のう袋を積んでいるという実績もあるくらい緊急を要するようなところですから、しっかりしていただきたいんです。

早くしていただきたいんですけれども、例えば大堰に丸いコンクリートのトンネルのような、何て言うんですか、トンネルのようなものをかぶせて、ある程度山から崩れてくる土が大堰に入らないような対策は追加してできないものかなというふうに思うんですけれども、そういった提案とかまだできる状態でしょうか。

地域整備課長 万が一土砂が崩壊した場合に大堰に入らないような対策ということで、これから県のほうと相談してできるかどうか検討してみたいと思います。やはり委員が言われるように、土砂が入れば当然上流のほうで水があふれてほなみのほうに流れてくるという可能性もございますので、その辺をちょっと検討させていただきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

1番 100 ページ、土木費の中の3-1河川費の中のきれいな川で住みよいふるさと運動事業。河川清掃の事業かと思いますがけれども、近年、小国川の水が大変きれいになっているという中で、清掃に指定の時間に行ってもごみがなかなかないと、袋と手袋を渡されるけれどもごみを探すのに苦労するというふうな形の中で、そのから袋をつけるためにダンプが来るというような形の中で、ちょっと私は感じられるんですけれども、今、全町の中で小国川の河川を清掃するというふうな、支川を清掃するというふうな中で、いろいろ分かれて取り組んでいると思いますけれども、もう少し事業の中身を変えたほうがいいんじゃないかという感じがするんですけれども、どうでしょうか。そういう意見はありませんか。

地域整備課長 きれいな川で住みよいふるさと運動は、県下一斉にするわけがございますけれども、舟形町は鮎の解禁にあわせて6月末の日曜日ということで行っております。この事業は河川清掃という1つの目的がございます、本来ならば河川だけの清掃ということになっております。しかしながら、地元でも道路清掃とかそういうところをやっている地区もございますので、やはり委員が言われるよ

うに、ごみ袋と使った軍手が逆にごみになるような状況もございますので、その辺については河川が余り汚れていない、ごみが落ちていない地区については、例えば道路清掃とかそういうふうな方向に持っていくことも可能ではないかなというふうに思います。

1番 そうですね。いろんな形で方向性を検討していただければという考えがあります。

きれいな河川でというのは、私たちの担当区域の場所に行きますと、JRの真下のあたりまで行くわけですが、近年、河床が上がりすぎて、水の流れが変わりすぎて、逆に人が行けなくて危ないような状況が多々あります。流木等々が多く引っかかる場所ができすぎているというか、そういう状況の中でごみ袋に入らないようなごみが多く落ちている、引っかかっております。ですので、きれいな川であればそういう河床整備をぜひ検討する方向性も、町の事業ではないかもしれないけれども、強く県のほうに訴えながら整備していくことも大事かと思いますが。

地域整備課長 河床整備、それから河床しゅんせつにつきましては、前に県のほうに要望を上げているところでございます。その要望について県のほうも前にヒアリングを行って、どこをするかというふうなことで順番を決めてやっているようでございます。ただ最上管内全地区に渡るものですから、なかなか思うようにその整備が進まないというような状況でございまして、舟形町においてもところどころやってはおりますけれども、目に見えてはかどらないというような状況でございます。

1番 河川清掃、清掃とかが単純なようですごく大事なことであると思います。近年、庁舎などは職員の当番制で清掃されているのではないかと思いますけれども、若干掃除に手抜きではないかという感じが出ています。歌ではやった文句の中に、トイレには神さまがいるというふうな歌の文句がありました。掃除をすると心がきれいになる。心がきれいになると穏やかになって犯罪も減っていくというふうな形があらうかと思えます。小学校の教育でもしっかりと清掃を教える課程があらうかと思えます。こういう河川清掃というよい形を子供たちと一緒に、河川に行くのはちょっと危ないからということもあらうかと思えますけれども、地域の道路維持を子供たちとともにごみ拾いをすると。子供たちとともにすることによって、子供の心を清掃していくような形、整えていくような形が必要かと思えます。舟形の高速道路のインターは物すごいごみです。それをどうこうというわけではないけれども、地域でやっております、ボランティアしながらやっております道路清掃を、子供たちとやる、そういうこともこれから展開していく計画をぜひとってもらいたいと思います。

教育次長 今、沖ノ原インターが大変ごみでという話ですけれども、教育委員会としては高校生ボランティア等で行ってはいるんですけれども、それと河川清掃の折には、学校のほうにもお願いしてぜひ子供たちもというふうなことで、なかなか今子供たちもスポ少等で忙しい団体もあるようですけれども、なおできるだけ参加するように務めていきたいと思えます。

教育次長 地域整備課長、あるか。（「ないです」の声あり）ほかにありませんか。

5番 私からは98ページの道路新設改良費についてお伺いします。

町道紫山内山線なんですけど、予算が6,305万円ほどついております。これはどういう工事か。あるいはこれからもこの事業が継続なのか。その辺からお聞きしたいと思います。

地域整備課長 社会資本総合整備事業6,305万ですけれども、これは継続で行っております紫山内山線ほか舟形一関線、それから福寿野岡矢場線等の事業が全て含まれている予算でございまして。工事請負費だけで見ますと5,140万ということになっていまして、そのほか測量業務委託等を全部足しまして6,305万という事業となっております。（「その事業の中身。続けて」の声あり）

地域整備課長 事業の中身については、紫山内山線は路肩の拡幅、耐雪幅の拡幅ということで路肩拡幅工事を行っております。それから、舟形一関線につきましては歩道の整備ということで、今現在、調

査測量を継続で行うような状況でございます。あと、福寿野岡矢場線についても調査測量でございます。それから、消雪施設がぐあい悪くなっているということで、洲崎 真木野線の消雪の散水施設の改修。それから、舟形一号線の消雪井戸の調査というふうな形で、全部含めた事業の中身となっております。

5番 この欄にただし書きがありまして、国庫補助金の配分により補正予算対応と検討ということになっておりますが、これはこの予算のほかに国からの配分が来ればまた対応、増額になれば対応するというのでしょうか。

地域整備課長 国庫補助事業についてはまだ決定が来ていないので、今の段階では概算要望で行っているような状況でございます。最終的に国庫補助金が増額になった段階で補正させていただくというふうな形になります。

委員長 ほかにありませんか。5番、もう一回。はい。

5番 この紫山内山線は毎年社会資本総合整備事業で行っておりますが、これは最終的にはこれからも続ける事業だと思うんですが、内山までを路線として考えているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

地域整備課長 紫山内山線は、今、温泉までのとりつけまでです。内山までの部分については、今のところ、この社会資本総合整備事業の中には含まれてございません。

6番 今の道路新設改良費の中の5,140万の工事費の中でなんですけれども、全部合わせて設計調査、点検業務委託、合わせると6,300万になりますと課長の説明にありましたけれども、この事業概要を見ると、6,305万を事業で紫山内山線道路改良事業ということで、温泉から内山寄りだと私は思ったわけなんですけれども、こういう測量も300万入っているわけですから。今、課長が答弁されましたけれども、何カ所のところを引くくめて6,300万という話ですけれども、この内山線の計画はどういうふうな計画になっているか、お聞きします。

地域整備課長 先ほども言いましたけれども、温泉から内山の工区につきましては、今のところこの事業の中には含まれてございません。今後、その区域が必要になってくれば、社会資本総合整備事業等に含めて、国のほうに補助金申請しながら整備を図っていくというふうな形になると思いますので、その段階になったときに検討していくというふうな形になります。

6番 前から、課長がかわればちょっと答弁が何というか、そこの計画に入れてもらえないところがあります。前の答弁は大平町道ができたという答弁もありました。その後、太郎野線もできたという話もありました。それで、今、冬期間は閉鎖ですよ。除雪不可能で閉鎖。暮れにありました、通行どめではなく、閉鎖です。こういうばかな話ねえべと電話しました。こういうので、今、この危険箇所とわかっていてどうして改良しないのか、お聞きします。

地域整備課長 改良しないということではなくて、今、継続でやっている事業があります。社会資本総合整備事業につきましては、かなり幅広い形で路線が入っております。その中でやはり緊急に入ってくる消雪施設の改良とかそういうやつもございまして、今現在行っている事業が徐々に終わり次第、必要な箇所には入っていくというふうな形になります。

紫山内山線の温泉から内山までですけれども、交通量もそんなに多くないということで冬期間は閉鎖させてもらっているわけでございますけれども、やはり改良が必要であれば、地元とも協議しながらそういうふうな改良も見込んでいかなければならないのではないかなというふうに思っております。

委員長 ちょっとここで休憩します。

午後 3 時 2 1 分 休憩

午後 3 時 2 8 分 再開

委員長 再開します。

6 番 ただいま私の不届きの発言がありましたので、おわびいたします。

質問のほう、いいですか。今 2 回だから。もう一回できるんだね。（「はい」の声あり）

6 番 それで、内山紫山路線も、県道もあることだし、内山線を大平線ではなくて、温泉の道路を格上げ、町道を格上げする話もありました。今後さまざまな検討をして早めに改良工事をするようお願いいたします。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3 番 今、野尻委員の件と同じページ、99 ページ、社会資本整備関係でございます。先ほどの課長の答弁の中で、岡矢場線の話がございました。岡矢場線についても今年度調査測量をする経費を見込んでおるといふような話でございしますが、岡矢場線につきましては今年度 26 年度たしか調査測量しているはずでございしますが、来年もまた調査測量をする予定なんですか。

地域整備課長 岡矢場線につきましては、2 本立てで整備するような形になります。先ほどの紫山内山線と同じように、路肩拡幅整備事業と、それから新たな道路新設改良という形で整備するわけなんですけれども、昨年度 26 年度はその路肩拡幅分、耐雪幅の拡幅事業のほうで測量ができております。今年度はそれを参考に正規の図面等をつくるような事業になります。認可協議するための設計書をつくるわけなんですけれども、そのような作業に入るような形になります。

3 番 そうしますと、前から懸案であったこの岡矢場線でございますが、国まで行って先生方へお願いもしてきた経緯もございします。県道との交差点の関係で構想がおくれているようにも伺っております。そのあたりの今の進捗状況はどのようになってございしますか。

地域整備課長 委員が言われるように、やはり進捗状況はちょっと進んでいないような状況でございます。先ほどは消雪等のことをお話ししましたが、緊急でしなければならないそういう消雪等の整備が入ってくるような形になってございまして、そちらのほうにお金がかかるというふうな形もございします。それで岡矢場線がなかなか工事に着工できないというような状況もございまして、あと、国から来る予算についても思ったように補助金がついてこないというふうなこともあります。そんなことでなかなか進んでいない状況でございます。

3 番 そうしますと、26 年度で道路拡幅の測量をして 27 年度で道路新設の測量をする予定なんですけれども、消雪なりほかの事業のほうに事業費を取られて、27 年度のこの道路新設の測量も危ぶまれる可能性もあるということなんですか。進まなくなってしまうということもあるということですか。

地域整備課長 測量設計関係はできると思います。ただ工事についてはちょっと予算がどうなるか、その辺を見ないとわからないので、工事についてはちょっと具体的にわからない状況でございます。

地域整備課長 先ほどお話ししましたが、耐雪幅確保分が新庄次年子村山線のほうから、全長 700 メートルほどあるんですけれども、その半分を耐雪幅確保でやります。あと、半分は道路新設改良というふうな形で、2 つの事業でやるような形になります。今回は耐雪幅確保分の測量ができていますので、その設計をするというふうな形になります。

委員長 ほかにありませんか。

4 番 それでは、102 ページの土木費住宅の住宅管理費の中の工事請負費 648 万、これを見ますと、町営住宅舟形団地 1 号棟の雑排水の改修工事ということのようですが、どの程度の工事になるのか。そ

して、1号棟、2号棟、3号棟までの計画なのか、質問いたします。

地域整備課長 舟形団地1号棟、2号棟、3号棟、それから、木友団地等の修繕工事というふうな形になります。内容につきましては、1号棟の排水管の修繕工事、それから2号棟の排水管の修繕工事、3号棟も排水管の修繕工事になります。それから、その団地の周りの舗装工事の修繕がございます。あと、木友団地につきましては、屋根の塗装とベランダの手すりの修繕ということで、もろもろ合わせて648万円というふうな工事になっております。

4番 そうしますと、この概要の説明では1号棟とだけなっていますけれども、1、2、3と、木友も全部含めての工事だということの説明でした。それで間違いないというふうに理解しました。

それで、排水管工事なんですけれども、これは流しとかトイレとか雑排水の本管なんでしょう。それとも、本管に流れるまでのそういう工事なんしょうか。

あと、この財源なんですけれども、一般財源と特定財源から出ているようなんですけれども、もし一般財源で充当させてあるんだったらいいんですけれども、特定財源の中のその他の財源が充てられているとしたら、100ページの下ですが、その他948万という特定財源のその他の財源であるとしたら何の財源でこれをやるのか、質問いたします。

総務課長 住宅の特定財源のその他のほうに948万というふうにありますけれども、これについては住宅の家賃収入になります。

総務課長 済みません。修正をさせていただきたいというふうに思います。

家賃の住宅使用料のほうに使用料を410万4,000円、それから、滞納繰越分の家賃収入を37万6,000円を見込んでおります。それから、公共施設整備基金のほうから500万円の基金の繰り入れを見込んでおります。

4番 3回目の質問です。財源はわかりましたので。

先ほど言った、水関係のことにちょっと詳しいということもあって、この工事の内容が雑排水の工事、要するにキッチンから出る部分と汚水から出る部分、雑排水からするとキッチンから流れているところの雑排水だと思うんですけれども、それを流していく本管があると思うんです。4階まであるところの雑排水の本管の部分の部分を修理を行うのか、そのキッチンから本管まで流れていくまでの雑排水の管を工事するのか。そういった細かいところをまず聞きたい。というのは、引っ越しが伴うのかなという観点でまず聞いていますので、そこら辺のところの工事の詳細をもう少し聞かせていただきたいということです。

地域整備課長 排水管の工事につきましては、特に引っ越し等はしないで入居したままできるということです。排水管の管が縦にずっと1本4階から1階までつながっているわけなんですけれども、その排水管の管を、特に下階の部分が詰まりがあるというふうな形でございますので、その辺の部分を今回は修繕させてもらうというふうな形になります。（「わかりました」の声あり）

委員長 ほかにありませんか。

3番 今の広幸委員のお話と同じなんですけど、町民の方からこの冬に、このことだと思うんですけども、排水が詰まって部屋が水浸しになってしまったと。ブルーシート等々で処理はしたんですけども、役場に行ったら、「今は冬だから雪があるから工事ができない」と一喝されたという話を聞きました。そういう対応をした経緯ありますか。

地域整備課長 今の内容はちょっとわからないんですけれども、排水が詰まったのではなくて、建物のベランダのひび割れ、亀裂等々から浸透水があって、下の部屋のほうにその水滴が落ちてきたというような話は聞いております。その工事につきましては、冬期間でちょっと工事がうまくできないとい

うことで、雪が消えてから対応させていただきたいというふうなことで担当者が対応したというふうな形になっております。

3番 そうしますと、そういう事実はあったわけですね。すると、浸透していつて雨漏りしたわけですが、それは雪が消えなければできないと言った経過もあるし、すると今のその状態とすぐ、まだ雪があるから工事のやり方はどうなるかわかりませんが、対応したのか、そのあたりをお伺いします。

地域整備課長 雨漏りみたいな形で部屋の中に落ちてくるものですから、その水滴が落ちる部分からパイプみたいなものを取りつけまして、外のほうに排水するような仮設的な工事的なものはやっております。

3番 そうしますと、その相談があった時点で現場に行って町としては対応したと。その水漏れですか、雨漏りですか、それはならないように対策は講じたということで受けとめていいんですね。私が町民の方から伺ったのは、町に相談に行ったら「雪が降ってできないから今は我慢してくれ」という話を受けたということで、大変その方も困っておったようです。何か町の相談窓口での行き違いがあったのか知りませんが、その町民の方は大変怒っております、「何でそんな対応しかできないんだ」という話で、私のほうに来たものですから、その後どうしたのかなとお伺いしたわけでございまして、それはもう全部きれいに済んで今はこの亀裂から水が漏ったりはしないという、今後しないということによろしいんですね。

地域整備課長 工事そのものはまだ完全な形でできておりません。ただ仮設的に雨水が落ちてくるやつを排水できる形だけをとったので、工事はこれから行うという形になります。

委員長 ほかにありませんか。

1番 98ページ、8-2-3除雪対策費。除雪対策費に関しては近年かなりの勢いで伸びてきております。前年対比からすれば倍以上の予算。これから補正で予算をつけるよりは思い切ってつけておけという考えなのか。この数字に対しての意見をちょっとお聞きします。

地域整備課長 今回の新年度予算につきましては、決算ベースで予算を置いていただいたということで、委託料が1億1,900万というふうな予算措置になっております。

ことしの場合ですけれども、今現在、委託料をどのぐらい使っているかということなんですけれども、12月で1,800万ほど、1月で2,220万ほど、2月で936万ほど使っております、合計で4,958万ほどの除雪委託料、機械代を抜いた分ですけれども、4,958万ほどになっております。それと、排雪分ですけれども、12月に170万、1月に2,261万、2月に55万9,000ということで、合わせますと排雪分で2,488万7,000円ほどの予算がかかっております。委託費と排雪分を合わせますと、2月末で7,683万9,000円ほどの予算を今現在使用しているというふうな形になります。

1番 このように除雪費が今現在で約8,000万近く、7,600万、排雪ともにかかっていると。3月末にはさらには排雪事業の計画があるかと思えます。この事業のやり方は若干検討の変更、立て直しが必要なのではないかというふうな考えがしております。近年の大雪が原因で伸びた部分、燃料高騰になって伸びた部分、いろいろあるかと思えますけれども、オペレーターの中では違和感を感じている部分があるというふう聞いております。そういうものを解消するためには、町でもう直営方式というのも除雪対策費の削減のためにも検討するべきではないかということが、オペレーター、町民から多く言葉が聞かれます。その対応について検討する余地はありますか。

地域整備課長 委員が言われるように、除雪経費につきましては年々増加しております、1億を超えるような除雪経費がかかっていることは確かでございます。今まで業者に委託して除雪を行ってきた

わけなんですけれども、オペレーターの賃金等につきましては、委託された業者さんがそれぞれ考えもございまして、業者ごとに違うような形で賃金は支払われているとは思いますが。ただそこに対して町がどうこう指示するわけにもいかないので、業者さんがその賃金の支払いを行っているわけなんですけれども、直営にするということにつきましては今のところ町のほうでは考えていないんですけれども、直営したから委託料が安くなるかというようなことはちょっと検討しないとわからないんですけれども、今後管内の市町村の状況を見ながら、どういうふうな状況で委託を行っているか、その辺も考慮しながら、直営ということも検討をしていきたいというふうに思います。

1番 どこまで調査できるかわかりませんが、今現在、オペレーターたちがいただいている給料をもって、今の委託している費用を町直営でやる場合の換算で考えてみたときに、おのずとどういう差が出るかというのは出ると思います。もう雪がそろそろ消えてきます。12月の雪が降るまでもう10カ月ぐらいある中で、しっかりと委託じゃない町営方式がどのくらい費用を削ることができるのか、しっかりと検討していただきたいと思います。

なお、24年3月の定例会のときも、今回の一般質問と同じく流雪溝対策に必要なだと、除雪対策に関してはということを質問させていただきました。町長からは、「水道の整備がほぼ終わったので、今後考えている」というふうな答弁をいただいております。そういうことも踏まえて、しっかり除雪対策費を再検討する必要があるかと思っておりますので、検討のほどをひとつよろしくお願ひします。

総務課長 まず、除雪が舟形町では前に、私は道路のほうを担当したんですけれども、除雪は昔は直営でしたけれども、議会の要望があつて民営化をなささいということで、1回実験事業をして、半分を直営半分を民間委託をしてした経過があります。そこら辺は議会の議事録を読んでもらうとわかるんですけれども、議会の要望があつて、民営化すべきではないかというようなことがあつて今の形になっているということを、まず1つ申し上げておきたいと思ひます。

それから、そのときに役場職員も、直営のときは役場職員がいて、管理のパトロールをしたり伝票の整理をしたりいろいろするわけです。そういったことも考慮すると、そんなに民営化とは金額的な差がなかったということを議会に報告をして、それで民営化に行ったというふうなことでございます。

それで、今、世の中はほとんど民営化でやっているというふうなことからして、役場職員の数も減らしながら民営化に進めていくという当時の行革の流れもあつて、職員を減らすためにいろいろ民営化もしているというふうなことでございまして、今度民営化から直営にしますと役場職員のほうに、それは臨時でいいのかどうかということもありますが、職員を配置しないとまずいと。あと、今、水路ぶたとかいろいろ事故もあつて、人身事故も前にあつたわけなんですけれども、そういった対応も全部業者のほうでやっていただいております。それが直営にしますと全部町のほうで責任をとって、保険を適用しながら町のほうがやらなければならないというふうな負担もあります。そういったことも含めてトータル的に民営化のほうがいいというのが全国的な流れで、書類を見ますと流れ的には民営化というようなことになっておりますので、そこら辺も含めて、1番委員さんが言うのはわかりませんが、議会の要望があつてこの方式になっているというふうなことについてもご理解をいただきたいというふうに思ひます。

それで、矢野課長のほうで検討するというふうなことでするので検討はするんでしょうけれども、そこら辺も入れながら判断をしていかないとまずいのかなというふうに私的には、当時道路を担当したときには、そういう問題もあつていろいろ調べたところそういう経過があつてやっているということですので、ご理解をいただきたいというふうに思ひます。

委員長 ここで皆さんにお諮りします。この8款土木費について、まだ質疑予定される方はいますか。

(「なし」の声あり) なし。どっち。

ほかに質疑ありませんね。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第8款 土木費について質疑、審査を終結いたします。

なお、本日の審査はここまでとします。明日 11 日は午前 10 時より開会しますので、9 時 45 分までご参集ください。

これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 3 時 5 3 分 散会

平成 27 年 3 月 11 日（水曜日）

予算審査特別委員会会議録
（第 3 日目）

平成27年予算審査特別委員会第3日目

平成27年3月11日(水)

出席委員(9名)

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 鍬 太
4番 佐藤 広幸	9番 加藤 憲彦
5番 大場 清之	

欠席委員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	総務課財政管財班長 小野 芳喜
総務課長 兼選挙管理委員会書記長 中山 進	代表監査委員 林 恭司
まちづくり課長 沼澤 繁夫	監査事務局長 高橋 明彦
税務福祉課長 矢作 めぐみ	農業委員会会長 加藤 勝義
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教育委員長 太田 二三男
地域整備課長 矢野 正	教 育 長 齊藤 涉
会計管理者 結城 恵美	教 育 次 長 伊藤 幸一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 明彦	主 任 大場 由美子
--------------	------------

本日の会議に付した事件

議案第30号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
議案第31号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
議案第32号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
議案第33号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
議案第34号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
議案第35号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
議案第36号 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

午前10時01分 再開

委員長 おはようございます。ただいまの出席委員数は9名です。定足数に達しております。ただいまから3日目の予算審査特別委員会を再開いたします。

議案第30号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

委員長 第9款 消防費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第9款 消防費の質疑に入ります。

1番 消防費の中で、団員をできるだけふやすというような対策を総務課のほうでは、危機管理室のほうではどのような体制をもって考えておりますか。

総務課長 消防団を確保するというのですが、先般、消防団員の報酬、それから消防団の装備関係を充実するための特別職の報酬のほうも上げさせていただいているところです。役場のほうではそういったことで対応していますが、消防団のほうにあっては、団長をはじめとして消防団の自分のところの集落は自分で守るということで、今4月1日の辞令交付までに団員の確保に奔走をしていただいております。今回やめる方と入る方を整理しますと1名増になるような今の状況であります。

役場職員については、特に男性職員については必ず入るよとということ、もう既に新しく来年度の4月1日からなる職員については消防服の採寸も終えている状況でありまして、そういったことでしております。また、消防団のほうでは、なるべく退職をしないでずっといてくださいというふうなことで団長のほうから各部の分団長等をお願いをして、各分団長も各部のほうに、そういったことでなるべくやめないよとということ、慰留に努めているところあります。

1番 消防団は、きょうは3・11という中で防災に改めて考え直す日でもあります。地域で見ればやはり高齢化社会、酒田飛島でいえば、お母さんたちが自主防災をしっかりと漁にいったときは守るというふうな形があるかと思えます。高齢化社会の中で今女性消防団の組織も活発な活動をしております。その中で婦人の方、高齢者の方ができる範囲の防災、地域防災も取り組んでおられますけれども、元気な高齢者が多数おります。高齢者の知恵を絞っての防災、ケア等々ができるような体制の考えは、今どのような考えでやっておるのでしょうか。

総務課長 まず1つ問題なのが、消防団のほうに加入をしないと、万が一事故に遭ったときにその補償が得られないということがあります。そういったことで、今消防団のほうと話をしているんですが、ちょっと難しいだろうなというのが、予備消防団とかという話も消防団のほうではしていただいております。今言った高齢者を活用する、女性も男性もあるわけですがけれども、そういった方々をお願いできないかということについても消防団のほうと話を進めて、そういった保険の問題とかいろいろありますけれども、今消防団のほうとはそういう話をしております。ただなかなか難しい状況にあるというふうなことであります。

1番 きちんと防災体制を整えるためにも、できるだけいろんな障害になるところをクリアしながら、検討しながら、できるだけ消防団員という補償身分があるような体制で団員をふやしていただくことによって、今後交付税につながる部分があるかと思えます。

その中で、消防施設の維持管理を消防団のほうでやっておるわけですがけれども、消防ポンプの建物に関しての共済的な守り、要するに集落で火災保険等に建物は入るのか。それとも、町のほうで一括してそれに対応しているのか伺いたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

総務課長 消防ポンプ小屋等については、基本的には地域の施設でありますので町のほうでは入ってお

りません。ただ消防自動車、ポンプ車等、積載車等については、地域のほうから負担はいただいております。ただ消防自動車、ポンプ車等、積載車等については、地域のほうから負担はいただいております。

4番 106 ページの防災費の中に最上地区山岳遭難対策委員会負担金の 6,000 円と、その下に同じような山形県山岳遭難対策協議会負担金 4,000 円と、すごく少ない金額で一体どういった活動をされているのかなと不思議なところがあるので、質問いたします。

総務課長 まず、このことについては年に 1 回総会を開いて町のほうでもそれに行き、その事業計画については担当となる委員会を持っている新庄市のほうを中心に活動をやられているものに対して町のほうで負担金を出して、町のほうでは総会等で 1 回そういった事業内容でいいかというふうなことでやっているということで、お金は余りかからないということになります。

具体的には、最上地区山岳遭難対策委員会については新庄市の環境課のほうで事務局を持っていて、総額 7 万ほどの事業費になっているようで、それを市町村に区分すると町のほうではこのくらいの金額になると。これについては事業計画としましては、毎年山菜取り並びにキノコ取りにおける遭難事故が発生しており事故防止を図るための啓発活動をしているというふうなことであります。主な事業としましては、総会をすること、それから事故防止活動として、啓発看板を出したり広報誌に掲載をしたりポスター等で啓発をしたりするというふうなことになります。大体 6 月と 10 月、先ほどの山菜取りのシーズンに活動を実施しているというふうなことでありまして、もう一つのほうについても、同様の総会等で新庄市を中心に委員会をつくって各町村のほうで負担してそういう啓発活動をしているという内容になります。

4番 なぜ聞いたかと申しますと、雪山に友達が登る、今アウトドアの普及でそういった雪山に登るなんていう、杓蔵山なんですけれども、そういう友達がいるものですから、そういった方々に対しての、それは登録しなければわからないことでしょうか、そういった山菜等の遭難のほかには雪山等の啓蒙活動なんかもされているのかなというそこら辺のところをもう一度質問いたします。

総務課長 そのところは承知しておりませんが、負担金の調書の中では冬山のことについては記述をされていないようであります。

ただ、今、山岳でこの間雪崩で亡くなった方についてはやはり自分の命を自分で守るという意味で、まず入山届けを出していくとか、それからビーコンというやつで自分の位置を知らせる、雪の中に雪崩で埋まっても位置がわかるようなものがあるようです。この間の山岳遭難された方で埋まった方は、そのビーコンがあったがためにすぐ発見されたというようなことになりますので、そこら辺については個人のほうで持っていていただくというふうなことになりますけれども、こちらのほうの委員会とすればその啓蒙、啓発活動ということで、冬山については私の手元には入っていないようであります。

4番 この金額を見ると本当に事務費程度の金額で、活動が活発に行われているのかなというのをちょっと心配しました。と言いますのは、やはり蔵王山では火山活動が活発になっているという報告もありますし、こういった協議会に出た際には、やはり入山下山の記帳なり、あとは冬山への啓蒙活動なり、そういったところをしっかりといただくような形での会議での発言をお願いしたいなということをや望したいと思っております。

委員長 答弁は要りますか。（「お願いします」の声あり）

総務課長 この委員会に出た際には、いまの要望をお伝えしたいというふうに思います。

1番 104 ページ、先ほどの質問で建物火災保険関係、建更に関しては各地域で考えるようにというふうな意見だと思いましたがけれども、この建物災害保険料 42 万何がしという部分に関しては、どの部分の費用になるんですか。

総務課長 これにつきましては、消防団員の方々に対するものでありまして、消防団員のほうは日消の保険に入っておりますけれども、それに対して町のほうで補填をするということで、消防団員の方々のうちの火災保険料になります。

1番 以前団員のときにそういう説明をたしか聞いたようなことを思い出しました。

例えば地域で消火器保守点検するに当たり、冬場は雪が降ります。除雪をします。機械等、手でやったりスコップでやったり、いろんな形でやろうかと思えます。その時に破損する場合、または災害で火災等倒壊等、並びに今交通事故が頻発している中で車が突っ込んできたと。無保険の車両であったと仮定した場合に、誰がどうして直していくのかというときに、やはり町内だけでというふうな形で今は進めているのですか。

総務課長 具体的に今そういうふうな事例がございませんので、事例が発生したときに対処等について考えていかなければならないのかなというふうに思います。今のルール等がちょっと私は承知していないので……そういったことで、そういうふうな心配、事故があれば、その段階で議会のほうと相談をして、どの程度まで整備をするかというふうなことについて話し合いをしながらやっていく必要があるのかなというふうに思います。

1番 消防の施設は、土地に関しては地域で用意してくださいというふうな記憶をしております。上物に関しては、今こちょこちょと言葉が聞こえてきましたけれども、公共施設というふうな認識で私は思っているんですけれども、それに対しての対応というものが地域とのずれがあるような気がします。もし地域でそれを補いなさいというふうな形がしっかりルールがあるのであれば、地域で建更なり等で対応する形をとっているかと思えますけれども、どうなんですか。はっきりした答えをください。

委員長 ここで休憩します。

午前10時17分 休憩

午前10時19分 再開

委員長 再開します。

総務課長 消防小屋については地域のものということになっておりますので、地域で建てる場所も決めていただいてそこですと。税金云々等がありますので、今町のほうで指導しているのは、地縁団体としてやっていただいて、誰かの土地を借りたりすると相続とかが出てきたりすると大変なので、地縁団体をつくっていただいて、その土地を消防団の土地に、地域の地縁団体の土地にするというふうな指導をして今やっているところであります。

それから、事故等については、事故を起こすというのは突っ込んでこられた場合は当然相手方がいるので、それは事故を起こされた方から対物で直していただくというふうなことになりますので、そういったところについては相手方から補償をもらうということになります。

先ほど申し上げましたとおり、消防の車等については町の公有財産として取り扱っておりますので、保険はそれには掛けているというふうなことになります。あくまでもポンプ小屋等については各地区のものというふうな扱いですので、今後そういったことについても何かあるというふうなことであれば、今はそういう整理をしています。消防団のほうと話をしながらそういう必要性があれば検討してまいりたいと思います。

委員長 1番佐藤君。（「4回目」の声あり）許します。

1番 わかりました。答弁については理解しましたけれども、やはり地域に自主防災組織もあるかと思えます。消防団、ボランティア活動にほとんどそういう形で自主的に参加しながら団員となってやっ

ているわけです。今、人口減少で団員が減少して消防団活動もままならないというような状況が現状であります。ぜひそこら辺を勘案しながら、地域に保守点検を委ねるという言葉でしたけれども、ぜひこれはもう一回町のほうでも検討していただいて、消防に自主的に参加しながら地域を守るという姿勢を持っていただくためにも、消防団活動費並びに保守点検を町でしっかりできるような体制づくりを強く願っておきたいものです。

委員長 答弁は。（「できれば」の声あり）

総務課長 自立の町をつくる上でそういったことも必要なんだろうなというふうに思いますけれども、そういったことも勘案しながら、地域でできることは地域でしましょうというふうなことで、今まちづくりを進めております。ただそういったことでもう高齢化の関係でできなくなるというふうなことが見込まれて、消防団のほうからもそういったことが必要だろうというふうなことになれば、まずは消防団、消防委員会のほうでいろいろ話をしていただいて、必要なものについて財政的なことが許せばそれらに対応する必要があるのかなというふうに考えております。あくまでも消防団、消防委員会等のほうで話を進めていく必要があるのかなというふうに思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 1点お伺いします。106 ページでございます。9-1-3の防災費の関係だと思いますが、右のほうの107 ページに防災無線の関係で電波利用料とか保守の業務委託料がございますが、町民の方から、防災無線がよく聞こえないときがあると、うちの中では聞こえるんだけど外では聞こえないとか、逆とかさまざま声が聞こえています。時々試験、点検ということでやっておるようでございますが、今はみんな携帯電話を持っております。その携帯電話にメールでそういう火災とか地震とか、この間話しました認知症の方の徘徊とかそういう事件が起きた場合に、町民の方にメールで知らせるような仕組みを検討した経緯はございませんか。

全員ということではなくて、希望者の方ということにはなろうかと思いますが、私の知り合いで千葉県の市川市に住んでいる方がいます。その方には市からその都度その都度メールが入るんですね。何か犯罪がありましたとか火災がありましたとか、そういうシステムはいいなと思って感心しておったので、もしそういうシステムを検討された経緯があるのか。またあわせて、最上8市町村あたりで具体的にやっているとか検討されているという話を伺った経緯があればお伺いしたいと思います。

総務課長 具体的に町のほうで検討をしたという、消防関係では検討をしたというふうな事実はございませんが、ただ、今、NTTとかauとかというところでエリアメールというものがあります。そのエリアメールについてどうでしょうかというふうな話をいただいたところですが、舟形町の場合エリアメールができるのは当時そのお話を受けたときはドコモさんだけしかないということで、ほかのソフトバンク、au、その他の電話会社といったところではちょっと難しいということでその当時は聞いておったので、ドコモの方だけのサービスというのはどうなんだろうというふうなこともあって、それから、そのメールの内容をタイミングよくロスがないように受けて出すというのが、そうすると役場のほうに24時間の体制でいなければならなくなるとかいろんな問題があつて、ちょっとそれについては話は内部ではしましたけれども、実現に至っていないという状況にあります。

3番 そのドコモとかソフトバンクとかできないできるという話は私はよくわからないんですけども、聞くところによりますと小学校のご父兄の方にメールで知らせていると。大場さんから前に聞いたんですけども、この間のスキー大会のときに天気が悪くて、スキー大会の段取りが中でやるというそのメールを父兄の方に学校から送っているという話も伺っておりますので、その仕組みはどういうふうになっているのか、もしご存じであれば、次長ですか、済みません。

教育次長 小学校、中学校マ・メールというシステムで、学校のほうで保護者に登録していただいて、それで周知しております。今月2回ほど小学校のほうで不審者情報、声かけ事案があって、その際にも保護者全メールというふうなことで周知して注意を促したりしております。あとは、授業関係、スキー大会とかそういった準備関係の連絡網、そういったものを活用してやっております。

3番 今ちょっと聞こえなかった。何メールと言ったっけ。（「マ・メール」の声あり）マ・メール。そのマ・メールというのはさっき言ったソフトバンクとかドコモとかというのは全然関係ないんですか。これで3回で終わっちゃうからちょっと待って。

そういうのが利用できるのであれば、我々議員は防災メールというのは登録してもらっていますけれども、我々だけじゃなくて、町民の方広くそういう重要な事件とか事故とかがあった場合に知らせる仕組みづくりを検討すべきではないかなと。防災無線は防災無線としてあるにしても、先ほど言ったように聞こえたり聞こえなかったりする場面もあるので、こういう携帯電話時代ですのでそのあたりも検討すべきではないかなと思いますので、今後の、私が要望しても実現しないかもしれませんが、検討のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

総務課長 消防については、今斎藤委員さんが言われたように、広域のほうに自分のメールアドレスを送って登録をするとその方に消防情報が流れますので、今でも消防関係、防災関係については登録された方はそういうふうにする体制が広域的にはあります。

今、委員さんが言われるような町の全体のいろんなものというふうになると、一旦メールアドレスを皆さんのほうからご協力をいただかないと町のほうではメールアドレスがわかりませんので、そういった作業があってそれに登録をされた方について送ることができるというふうなことになるかと思ひます。例えばそういったことをするというふうになったときに、防災無線とあわせてそういうふうなことをするようなシステム、一斉メールはパソコンでもできると思ひますが、そういったことでメールアドレスをまず皆さんのほうから頂戴をしなければならぬし、夜の態勢をどうするかというふうな問題もあると思ひますけれども、日中だけであればちょっと職員をそこら辺に割り振れば不可能ではないのかなというふうには今の段階では思ひています。なので、してくださいということですので検討したいというふうに思ひます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

8番 105 ページですけれども、消防団員報酬。先般、特別職の条例の改正がありまして、この団員報酬が若干上がったわけですがけれども、先ほども出ましたように、きょうは東日本大震災の祈念する日ではありますが、地域防災にとって消防団員の必要性がかなり言われている中で、この2,000円のアップというのは正直言って少ないのかなというふうに思ひわけです。この2,000円という金額のアップをした根拠というのはどこにあるんでしょうか。

総務課長 最上管内の消防団員の報酬を調べまして、その平均をして端数がついている分を1,000円アップをするというふうなことで、団員については1,000円アップ。加えて、地域づくりの一番の主体であります消防団ですので、わずかですがもう1,000円を足して、郡内の平均よりも千幾ら端数分高いようなところで設定をしたというふうなことになります。

消防団の報酬については交付税等で算定されているわけですがけれども、消防団の報酬のほかにも、先ほど言った建物災害の保険料の支援とかそういった消防団の消耗品、ホース関係いろんなものもありますので、そういったことでトータル的にはいろいろ、自分の手元に残る分はそうなんですけれども、いろんな面で消防関係については予算を割いてやっているということでもあります。団員については先ほどの算定の根拠であります。

8番 今、課長の答弁の中にも個人に行く分はという話があったんですけども、実態を見ますと、そういう報酬というのは団員個人に行くところもあるんでしょうけれども、やはり各地区のこの消防団の運営経費に回っていると、そういうふうな実態もあるように思います。となれば、各町内会でも消防の協力金等が出費をしているわけです。そういう意味からいえば、やはり総合的な地域防災というふうに考えると、やはりもう少しアップしてもいいのかなというふうに思うわけです。

今、課長の答弁に交付税算入になっているということですけども、一般的に消防団員の手当基準額があるというふうに聞いているんですけども、大体国の示している団員の基準額というのは幾らぐらいですか。

委員長 休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 再開

委員長 再開します。

総務課長 総務省のほうで積算している金額は3万6,500円というふうになりますけれども、それらはいろんなものを含めてというふうなことになろうかと思えますけれども、県内の平均は1万5,000円前後ということで、最上管内はそれよりも若干低いということで、うちのほうはそれを上げているというふうなことになります。

8番 1つは3万六千何がし、それに近い金額を払っている消防団もあるのかなということが1つと、それと、先ほどから課長の答弁の中で、郡の平均あるいは近隣町村のまず額を勘案してというふうな話がありますけれども、やはり特色あるまちづくりといったものをやっていく上では、余り平均値とかとこだわる必要もないのかなというふうに思います。そんな意味で、やはり舟形は舟形独自の消防団活動に対する考え方というものをきちんと持ってもらいたいなというふうに思うわけですけども、そういうことを勘案してこの団員報酬というものをもう少し考えていただきたいなと思うわけです。この2点お願いします。

総務課長 消防委員会もありますので、消防団の意向と消防委員会のほうの話し合いと、それから町のほうの財源の手立てということもあって、そこら辺も含めて総合的に勘案してやりたいというふうに思います。

それから、今平均にこだわることなくというふうなことでありますけれども、それはそれですばらしいことだというふうに私も思います。ただ、うちの町だけをやるとほかの町村に必ず影響しますので、その辺も郡内の総務課長会議もありますので、そういったところでどういうふうな雰囲気だということもちょっと伺いながら、消防団のほうと話し合いをしていきたいと思えます。（「委員長、もう一つ」の声あり）

委員長 もう一回。4回目にする。（「いや、もう一つ聞いたことがあったの」の声あり）ああ、そうかそうか。単価。総務課長、まだ答えてないやつ。

休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時38分 再開

委員長 再開します。

総務課長 県内ではありません。

それから、総務省のほうでいろいろ通達が来たときにいろんな問題が報道されていますが、消防団の報酬ゼロといったところもあります。そういったことで、やはり各地域自分たちのところは自分たちで守るという意識があるところは0円でやっているのかなというふうに思います。そこら辺も今それではまずいだろうというふうな国の指導があるようですので、そこら辺も含めて検討してまいりたいと思いますが、3万6,500円を団員に払っているところは県内ではございません。

委員長 ほかにありませんか。

1番 9-1-3、ページ数でいうと106ページ、防災費。今の課長の最後の言葉に全国の中では0円のところもあるというけれども、0円のところはそれなりにしっかりと対応がしてあるから0円という数字になるのであって、今の課長の答弁はちょっとずれがあるんじゃないかなという感じがします。ので、的確な答えを、調べを持って答えていただければというふうに思います。

私の質問ですけれども、災害に強い地域づくり総合支援事業補助金の中に、自主防災組織の立ち上げへの助成金、支援金というのがあるかと思います。町では35集落ある中で、自主防災組織を立ち上げたところは幾つありますか。

総務課長 最初の件についてであります。0円については、報酬については0円のところがあるというふうなことで、その中身等について答えているわけではなくて、あくまでも報酬についてお答えをさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

それから、2点目の自主防災組織の組織率でありますけれども、昨年度までが21ありましたけれども、今年度4町内会が設立されまして、今25です。光生園、えんじゅ荘、ほなみ等もありますので、あくまでも町内会さんの数ではないので、残っている町内会さんというのはまだ13あります。これについては予算のほうにあるように推進をしていくということですが、各町内会さんのほうに、いろいろと担当のほうが自主防災組織について説明会を開いたりお願いをしたりしているところでもあります。

1番 質問の前につけ加えていただいたことに対してもう一言言わせていただければ、団員の手当が低いんじゃないかと、できれば総務省の云々という数字もありました、しっかりと組織を継続するために考えてくださいという意見に関して、最低の低い数値を例にとって「0円のところもあります」という言葉は私は要らないと思いますということを言いたいわけでありまして。

地域防災、13集落まだ残っているということですが、この助成金の額は恐らく町内会住戸比率に関係なく一律ではないかと思うんですけれども、助成金の額は幾らぐらいでしょうか。

総務課長 それでは、1点目については大変申しわけありませんでした。

2点目の助成金の件でありますけれども、今年度で県のほうの20万、町のほうで加えて20万出すというふうなことについては基本的には終わるという情報でありましたが、県のほうで来年度も予算を置きまして継続するという連絡がこちらのほうに来ています。そういったことで、県20万、町20万ということになります。

ただこれは新しくできた県の補助金制度でありまして、それ以前につくられた自主防災組織については既にあるということではなかなか難しかったんですが、既存のところでも半分ぐらいの補助をしたというふうな、まだ未確認ですがそういった情報もあるようですので、そこら辺についてもそういったことがなれば推進をしていきたいというふうに思います。

1番 社会現象的に、何回も出る言葉ですけれども、地域が崩壊という言葉も多々聞かれます。その中で人口減少、空き家、過疎化、もろもろの中で、一律20万20万合計40万で防災組織を立ち上げなさいという言葉が今妥当であろうかというふうな感じがしております。地域づくり、例えば各地域に、

きのうであればLEDを各地域で、地域で一律というふうな形ではなかなか通っていかない時代に来ているのではないかなど。やはりそこにいる住宅、施設、またはいろんなものを勘案しながら、一律金額を集落単位でということをそろそろ変えて、新しく考え直した形の助成の仕方をやっていかなければいけないと思いますけれども、全般的に考えてこれからも一律という形をずっと続けていく考えなのか。それとも、こういう変化しながら対応していくという考えがあるのか、伺います。

総務課長 これはあくまでも県の補助要綱に基づいて町のほうが義務加算をするということですので、県の要綱が今言ったような方向性に変わればその世帯数とか人数とかそういうふうに変わろうかと思いますが、現段階では20万が上限ということで、20万以下でも必ず20万出すのではなくて使ったお金に対してですので、20万行かない場合は10万というふうなことになるかと思いますが、それはあくまでも県の補助要綱ですので、何かの機会にそういうふうな要望があれば、増額という意味だろうと思いますが、そういったことについては県のほうにお伝えをしたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 時間が長くなったのでついでに1点だけお伺いします。

9-1-3、106ページでございますが、防災費の中の説明のほうでございますが、防災事業の真ん中辺に編集業務委託料81万ございますが、この編集業務というのは何の編集をされる委託料でございますか。

総務課長 来年度予定しているのは防災ガイドブック作成業務ということであります。風水害を含めたガイドブックを3000部つくって配布する。それから、町のほうでとっておく分も含めて3000部をつくるということで考えております。

3番 そうしますと、これは地域防災計画書とは関係なく……。それから、地域防災計画書はもう作成済みでもう配布しているんでしょうか。

総務課長 地域防災計画書はかなり厚いものであって、議員さんと担当課長さんのほうにはお渡ししておりますけれども、住民の方々にはもう少し簡単なガイドブックが必要だろうということで、それではつくるということでございますので、防災計画に基づいたガイドブックをつくるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

3番 というのは、私が申し上げました地域防災計画書というのは、もう町民の方ではなくて、我々にも配付しましたっけか。（「したと思います」の声あり）したっけか。（「はい。このくらい厚いやつで」の声あり）

委員長 休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時50分 再開

委員長 再開します。

総務課長 済みません。担当のほうとの行き違いがありまして、皆さんのほうには配付してなくて、議長さんとか一部の皆さんに配付しているということで、今配付できますので、今ここでは配付できませんが、皆さんのほうには休憩のときにお渡ししたいと思います。ものはこれになります。よろしくお願ひします。

3番 4年前ですか、私、一般質問でこの話をしましたよね。そして、すぐつくりますという話で、今のやつも提示して、これじゃなくて新しいのをつくりますと言って、その後全然進まなくて1年2年たって、まだやっていますということで、そして、実際にこれはいつできたんですか。皆さんご存じ

のように、ある市町村でこの問題で話題になった市町村もあるようでございますが。

総務課長 26年3月には原稿的なものはできておったわけですが、印刷関係にちょっと時間がかかっておりまして、最終的にはちょっといつというふうなことはありませんが、もの的には3月にできていたということになります。

委員長 4回目。じゃ。

3番 去年の3月にできておって、印刷が完成したのがいつかわからないんですか。何を言いたいかというと、時間かかりすぎるんじゃないのという、中身がこれだけ厚いものですからそう簡単にはできないかと思えますけれども、先ほど1番委員からもあった、きょうは3・11の日でもございます。4年かかっているわけですよ。こういうものは早急に対応すべきだと思います。

総務課長 今、4年ぐらい前からということでありましたけれども、私になってから、さっさとでかせということで、この間も交代させていただいて早急にさせたところですので、4年前に本当はすべきであったんだろうなというふうに思います。今後このようなことがないようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

8番 先ほどの団員報酬の件ですけれども、最後のほうがちよっと尻切れになりましたのでもう一回伺いますが、課長の答弁に、近隣町村のほうに迷惑がかかるような、自分の町だけ勝手にそういうふうな改正をすると迷惑がかかるというふうなニュアンスの答弁がありましたけれども、管内の町村で何かそういう取り決めみたいなことがあるんでしょうか。

総務課長 取り決めはございませんが、いろんな、消防団とかいろんな報酬等、町内会長さんの報酬とかを上げたりする場合については、各総務課長さんのほうで、調整ではないんですけれども情報交換はずっとしております。

8番 私は、ぜひ町の独自の特色的な政策をしてほしいというふうな質問をしているわけです。そういう中でやはりもう少し前向きな答弁が欲しいなというふうに思うわけです。

ちょっと外れるかもしれませんが、きのうあたりから、この予算特別委員会の審議の内容を見てみますと、答弁で、まず1つは、議会でそういうふうなものを提示してほしいと、それは約束できない。また、きのうの町営バスの料金の話では、100円でも200円でもどっちでもいい、どうでもいいんだみたいな話もある、最後には、除雪対策の審議で、地域整備課長は検討する、総務課長のほうはこれは以前に議会から出された話であるからというふうな、どうも整合性がとれていない、そういう答弁が目立ちます。それでは、この予算審査というのは必要ないのではないかと。こういう状態であれば何も審査は必要ないので、打ち切ってすぐに採決をしたらどうかというふうにも思います。その辺、町長、どうですか。

町長 今、ご質問があった件でありますけれども、課長等の連絡調整が少し不足していたのかなというふうに思います。過去にあった審議は審議といたしましても、時代は変化しているわけでありまして、すぐにこの時代に変化できるような対応というものがこれから大事な要素であろうというふうに思います。しっかり総務課長を中心にして各課が連携して、前向きな住民サービスが前に進むような政策というものと答弁に資するというふうなことで、これから取り組んでまいりたいと思いますので、いろいろと不都合な点、あるいは迷惑と申しましょうか、そういう点があった件については私のほうからも訂正しながら謝りたいと思いますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

8番 やはり我々議員も執行部の方々も、今後のまちづくりに対してきちんとした効果的な予算編成と予算執行があるようにということでこういうふうな審議をしているわけです。ですから、ぜひその辺

を気をつけてお願いしたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第9款 消防費について質疑、審査を終結します。

第10款 教育費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第10款 教育費の質疑に入ります。

4番 108ページ、10款2項の中の109ページの3の教育委員会事務局事業の中の五、六段目ぐらいにあります、いじめ防止対策委員報酬14万になっていますけれども、まず、何名でどういった活動をされているのか、質問いたします。

教育次長 いじめ防止対策につきましては、国のいじめ防止推進法が制定になりまして、町のほうでも条例制定について現在検討してございます。本来、昨年6月に上程する予定でありましたけれども、最上管内の状況、さらには一応内部的なところでの組織調整的なところで、今総務課と検討してございます。

内容につきましては、ここに定めてございます防止対策委員については、7名現在予定してございますが、条例の原案に基づいて今回予算要求させていただいておりますので、6月までには一応上程予定でいるんですが、それまでちょっと総務課のほうと検討させていただきたいというふうに考えてございます。

4番 済みません。じゃ、わからなかったのもう一度質問しますけれども、7名の人を6月までに決めて上程するということなんでしょうか。ついでに、1回目の質問は、その方々の仕事内容、どういった形で子供たちとかかわって報酬をいただいているのかということも1回目には質問したんですけども。

教育次長 7名についての役職につきましては弁護士さんも入っており、さらにはスクールカウンセラー、それから精神科医、あと学識経験者というふうなことで構成されている組織でございます。(「6月にとやったやつは何ですか。6月」の声あり)

一応、条例で定める組織というふうなことで国のほうの法律になってございますので、町で条例化を6月を目指して今検討しているというふうにご理解いただければと思います。

4番 この7名の方々がどういった話し合いをしていくのかは私はわかりませんが、わかるのであればその内容を聞きたいんですけども、1つこういった点に気をつけてほしいなということで質問いたしますけれども、ある家族の娘さんたちが舟形町から出ていきたいということで、高校卒業の後には大学に行って就職はほかの町村でということだそうですねですけども、その理由がこういうことでした。

転校生なんですけれども、転校してきた家族なんですけれども、今、舟形町でも一貫教育ということでやっていますけれども、もう過去のことなので保育所は4つあった時代でしょうけれども、今は1つ。小学校からはずっと統合になってきています。その中で、そういった子供たちのグループがもうできてしまって、転校生が入ってくるとその中に入れないと。それで、いじめといくのかどうかはわからないですけども、仲間はずれみたいな形になってしまって、そういった幼少期のころの学校の環境がそのまま大人に成長して行って、この町では住みたくないというようなことの中で成長していったと。やっぱりこういったことに気をつけなくてはならないんじゃないかなと思いました。

いじめとまではいかないでしょうけれども、やっぱりそういった話し合いはこのいじめ対策委員会等で話をし、あるいは教育委員会でもそういった転校生なりそういった方がいらっしゃったならばやっぱりそういったところに目をかけて、しっかり議論をしていくべきではないのかなと思いましたが、ぜひそこら辺のところを要望したいと思いますけれども、いかがですか。

教育次長 ご意見ありがとうございます。最近、やはり子ども・子育て支援住宅等々で転入なさってくる児童もいらっしゃいます。そうした中で、やはり幼児の教育課程の中でのダブルエイジというふうなところで、いわゆる幼少期に仲間を組んでというふうな成長期でございますけれども、そういった旧過程を配慮しつつ、さらに新しいお友達、転入生につきましても学校のほうで十分な対応ができるように指導してまいりたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

1番 教育全般のことに對して質問ですけれども、款的にはここから外れるから途中でとめられるのを覚悟しながら質問させていただきますけれども、町のほうではいろんな形の中でしっかりとした教育を保小中一貫というふうな形でやっております。今中学校を卒業されて県町内に就職される方はおられるかわかりませんが、町のサービスとして、高校を卒業した町出身生徒の中に舟形町の広報誌の無料配付サービスを申し込んで受けているかと思っております。今現在配布している申し込みの数はどのぐらいあるものですか。

まちづくり課長 大変済みません。把握していないので、午後にその数を調べて報告したいと思います。

1番 町の教育というものはしっかりと子供を育てて大学に行って勉強してもらって、しかしながら、投資はしたけど帰ってこないという意見が多くあります。高校卒業する段階になると、やはりこういう情報誌に目を通すような年代になろうかと思っております。そういうふうな大学に行った生徒もしくは就職された方に町の情報誌をしっかりと提供して、町のよさを訴えてそれに意見をもらえるような町政づくり、まちづくりをやっていく。それを教育の一環として、やがてはふるさとに帰ってもらう道筋をつくるためにも、申し込みではなくて、ある程度の期間そういう卒業された方々、町外で頑張っている方に情報誌を無料提供するサービスを拡大する考えを持っていただきたいというふうな意見なんですけれども、教育に関して、そこら辺までまちづくり課長の思いはございませんか。

まちづくり課長 大変よい考えかなと私自身個人的には思います。ただ郵送料をいただいてたしか希望者には配付しているというふうなことだと思いますので、その方のご希望によってそういうふうになりたいというふうな形では思います。

1番 希望という言葉がまた出てきましたけれども、できれば大学は4年生2年生いろいろあるかと思っております。就職される方もいると思っております。教育をして町に戻ってきていただくという観点でも、希望じゃなくて、町の情報誌をお届けするサービスをぜひ拡大していただきたいと思っておりますので、今後検討していただきたいと思っております。

まちづくり課長 その辺は十分検討させていただきます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 1点お伺いします。116 ページの中学校管理費でございますが、右のほうの117 ページに工事請負費、今年度も400万近くの工事請負費がございます。昨年たしか当初で600万ほどの工事費の計上があったかと思っております。毎年毎年これくらいの工事費をかけているわけでございますが、その上に敷地料毎年400万かかってございます。外の金額、毎年400万ずつの式地料もかかってございます。工事費もかかってございます。前々から町長が申し上げておりました保育所1つ小学校1校になって、あのあたりに中学校も持っていったって教育ゾーンにしたいという構想が前あったように伺っておりま

す。その中学校をあのあたりに新しく建てるという構想はあろうかと思います。感じによろしゅうございますが、いつごろをお考えなのか。もしあれば、町長、お伺いします。

委員長 休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時09分 再開

委員長 再開します。

町長 舟形中学校も大分、昭和58年開校でありますので大分老朽化しております、今昭和90年でありますから、何年だ……32年。普通であれば老朽危険校舎として、今まで舟形小学校も、あるいは長沢小学校、富長小学校も30年スパンという中で改修・改築してまいりましたけれども、そういう年限にもなったのかなというふうなことで、前にも言ったかもしれませんが、やはり文教施設を集中するというので、今の舟形小学校、ほほえみ保育園、そして舟形中学校のあの前のあたりがいいのではないかなど。これは構成があそこで建設したいというふうな中であったとき私も皆さんに申し上げた経緯もありますので、私はあその土地に集中して文教施設を整備したいなと思います。時期については財政的な期限はありますし、これから第6次の基本構想の後期の計画もありますので、その後期の中でできるかどうか、これも含めて検討したいと思います。

3番 構想は前々から町長もお持ちなわけでございますので、隣の新庄市で今度は萩野学園という名称でスタートするようでございますので、舟形も保小中一貫ということで、中学校だけ離れて建っているわけでございますので、その教育の考え方からもそばに校舎があったほうがよろしいのではないかと考えておりますので、私も早急にそういう対応を検討していただきたいと思います。

そうしますと、町長の考えの中では、構想はあるんだけど、今のところいつごろという具体的なものは示されないといいますが、まだそこまでは考えていないということによろしいでしょうか。

町長 舟形中学校になれば大分事業費も多くなる事業でありますので、町全体の計画、いろんな事業があるわけでありまして、それらを総合的に検討しながらも、今言ったとおりに第6次の後期計画に載せられる、あと交付金が4年しかありませんので、その辺がリミットなのかなと思いますし、あるいは第7次のほうに向かうかもしれませんけれども、時期については財源の調整というふうなものも含まれますので、今の段階でいつ年度ということにはちょっと検討したいと思います。

3番 わかりました。3回目ですので、もうないんですけれども、教育長に一言だけ。教育の観点、教育長の立場から、保小中一貫での集中した建物といったものの考え方をお伺いしたいと思います。

教育長 民生委員の皆様方には毎年、昨年度から進捗状況ということでお示ししております。その中で少しずつ考え方をさせていただいております。1番はやはり園が教育委員会管轄になったこと、それから、小学校が1校になったこと。これで前からあった中学校が1校ということで、環境的にはそろったというふうなことで、狙いとして考えているところは3つほどあるんですけれども、それが非常にやりやすくなったというふうに考えております。

1つはやはり今委員さんが言われるように、もし中学校が建設しておれば狙いのところがさらに充実するのではないかと考えます。狙いは3つであります。1つは、生きる力、簡単に言いますとこれは学力向上でございます。それから、2つ目は一人一人へのきめ細かな指導ができるというふうな狙いがございます。それから、やはり3つ目として郷土愛、地域に対しての誇りと愛情を持たせることが、三つすることによって、もっともっと充実するのではないかなというふうなことで、この3つを考えております。これがもし集中的にそこにそろうのであれば、もっともっと充実した形で、教職員の

交流、児童の交流、保護者の交流、地域の交流、こういうふうな4つの視点が充実するのではないかと考えておりますので、そういった意味からも期待しているところでございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 110 ページであります。10-1-4、スクールバス管理費の中で、スクールバス管理の中で前々から話が出ておったわけでありましてけれども、町営バスとの要するに子供たちと地域住民とのバスへの混住というか、一緒に乗ってバス事業もやっていくというような話があったわけでありましてけれども、このことについて検討したのか。もし検討したとすればどういうふうな経過なのか。はたまた検討してないとすれば、今後検討する考えがあるのかをお聞きしたいと思います。

教育次長 スクールバスの混乗につきましての検討は、まちづくり課の町営バス担当とやってございます。内容的には、現在スクールバスを利用している児童生徒の人数を把握して、残りの座席をというふうに考えて混乗のスペースを出してございます。ただいろいろと衛生面とか、先般の議会でもちょっと出ましたけれども、伝染病関係とかというふうなところで、ちょっと今の段階では想定する混乗人数が把握できない中で、その分のスペースを提供していくというふうなことは難しいのではないかと。

今後、じゃどうするかというふうなことの中で、出生及び児童生徒数の中で、もしくは児童生徒の住まいする場所における停留所関係そういったことも踏まえて、バスを少ない台数で活用となった場合スクールバスが余ってくる状況が来ると思われます。そういったときに再度、混乗というよりも町営バスとしての活用というふうなところでの利便性を検討する必要があるのではないかとというふうなことで話はなっております。

2番 回答の中に病気云々という話がありましたが、現実はこの混住のスクールバスを運営している行政があるわけでありまして。そこでは何ら問題なく行っているということを考えていけば、余り神経質になる必要はないのではないかなというふうに思います。逆に、地域住民と子供たちの触れ合いのほうむしろ子供たちの教育にとってはプラスになっていくと考えるわけでありまして。そういったことを考えていくと、やはり片っ方では七、八百万の町営バス運行のほうにお金を出している、片っ方ではスクールバスが走っている。この有効活用はやはり早期に考えていくべきだろうというふうに思います。そういったところで、余り病気とかさまざま、逆にこれは変ないじめと言いますか、偏見のように感じるわけでありまして、もう少し実際にやっているところを研修していただいて、早急な実施をお願いしたいなというふうに思います。答弁をお願いします。

教育長 スクールバス混乗ですが、昨年のご質問の後に、今のような次長の検討を経てきましたが、一番最初に私が考えたのは、やはり人数的なところが一番だと、課題であるというふうなことでございました。この後の保育園の子供たちの推移を見ますと、あと二、三年定員の無理な路線があるというふうなことでございますので、ちょっともう少したつと今のような考えが一気に大きな検討材料として動き出すのかなというふうにも思いますので、ちょっと今一番人数が多い状況、もう少しこのまま見させていただいてというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。（「わかりました」の声あり）

委員長 ほかに質疑ありませんか。

4番 120 ページの文化財保護費の 121 ページの文化財保護委員報酬 14 万 4,000 円とこの文化財指定調査御礼 8 万 8,000 円の相関関係について質問いたします。

まず、私が考えるに、文化財指定になっているのが 15 件ほど舟形町にはあるようですけれども、

その指定になっているものの再調査なのか。あるいは今後指定されるものの調査なのか。そして、そういった調査をしたものを、この保護員の方々にその調査報告というものをして話し合い等をさせているものなのか、その辺のところを相関関係について質問いたします。

教育次長 文化財保護委員の報酬とは別に、文化財指定調査謝礼とのかかわりというふうなことでご質問だと思います。毎年、文化財指定の調査につきましては、天然記念物の生息調査とかをやってございます。その際につきましては、やはり専門的な調査でございますので、県のほうからご紹介をいただいて専門員を派遣していただき、それで調査していただいている謝礼でございます。

その調査結果につきましては、文化財保護委員会の中で毎年度報告をさせていただいて、今後の対応等について検討させていただいております。

4番 そうしますと、毎年毎年県から、大体同じぐらいの予算がとられておるようなので、新しいものの発見とか、あるいは今現在あるものの調査なのか、そこら辺のところをもう少し詳しく質問いたします。要するに、新しいものを探そうと思ったらそんなにないと思うんです。ですから、今までのものの再調査ということなのかなというふうにも思いますし、そこら辺のところどういった調査がなされているのか、内容的なものを質問します。

教育次長 毎年、文化財保護委員会の中でいろいろと今後候補となっているものがございます。それについてはその管理状況等についていろいろ話題になるわけですがけれども、ちなみに今年度3月に文化財保護委員会があるわけですがけれども、松橋のほうの薬師の仏像関係について調査を行い、そしてその際県のほうから専門の方をご紹介いただいて一緒に見に行き、そして町の文化財にするかどうかというふうなことの検討をそこでさせていただいているというふうな、そういう過程の中で町の文化財の指定が行われております。

4番 あともう一点、文化財保護委員のこの会議というのは年何回ぐらい行われておりますか。

教育次長 予算的には、会議報酬というふうなことで6,000円掛ける3回というふうになっております。

内容につきましては、いろいろ現場に調査に行くというふうなこともあつたりしますので、そういった際にご理解いただきながら協力して参加していただいている部分もあるんですけども、そういった中では十分な情報交換等、人数的にも8名というふうなことでするので、融通のきく動きをさせていただいております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 122ページ、今、佐藤さんと同じ文化財保護費の123ページの説明の中の3番の国宝の関連事業で、下から3行目に教育用器具158万6,000円ございますが、事業の内容についてお伺いします。

教育次長 昨年、3D、立体の機器材を取り入れたのですけれども、今度はその物体を取り入れるための3Dスキャナの購入ということで、今回予算計上させていただいております。

3番 そのスキャナを導入しないと3Dプリンターは使えないわけではないですよ。

ある町民の方から、自分の町内会の公民館の看板をつくりたいと。3Dプリンターで。貸して欲しくないかと公民館にお伺いしたら、町民には使用させておりませんということで断られたそうでございます。そういう150何がしをかけてした事業でするので、1年に1回しか使わないものであれば、町民の要望があるのであれば、そういう方々にも広く利用していただいたほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、そういう経過を次長はご存じでしょうか。

教育次長 ある町内会の方からそういうお話をいただいた経過は存じてございます。それで、基材ですので、ある程度管理要項等を少し検討させていただいて、そういったことにも対応できるように前向きに考えていきたいと考えております。

2番 ページ、120 ページ、10-4-2、地区公民館運営費補助金と地区公民館施設整備費補助金ということでありますけれども、これはもう何十年と変わっていないと思うんです。要するに、公民館長手当と、あと公民館の整備するために使えるお金というのはわかるんですけれども、要するに公民館を活用した地域づくりというのが今すごく重要になってきているわけでありまして。これまでの公民館長の任務というのはあくまで公民館の施設管理にとどまっているのではないのかなと感じるわけでありまして。むしろ逆に一步出て、公民館長主催の地域づくりのことができるような活動を支援するような補助金をつくってもいいのではないのかなというふうな感じがするわけでありまして。もう少し地区公民館長の意識を高めるためにも、公民館長提案の地域活動、そういうようなことを支援するような方向づけというものが必要ではないのかなというふうに思います。

あともう一つ、私を感じるのが、公民館長、月1回でもいいから2回でもいいから、この日は朝から晩方まで公民館をあけておくよと。だから、誰が行ってもいいから自由に使ってくれというふうな活用ということも考えてもいいのではないのかなというふうに思います。もう少し公民館長の意識を高めながら、地域づくりにもこの公民館を活用していくというふうな方向づけというふうなものをもっと少しやっていくべきではないのかなというふうに感じます。そういったことに対する教育委員会の考えをお聞きしたいと思います。

教育次長 各町内会には集会所という公民館、地区公民館という呼び方をさせていただいておりますけれども、いろんな補助金を活用して整備されているものでございます。教育委員会としていろいろ内部検討、いろいろ話をしておりますけれども、いわゆるここで言う地区公民館の整備補助金については、今、集落の世帯数もしくは人口の格差がすごくあります。そういった中で整備関係については大ざっぱなところで10万円以上の整備については20%の補助ということなんですけれども、前にもちょっと同じような話題でなつたかもしれませんが、例えば西堀地区100戸ございます。あそこの公民館、いわゆる松橋地区の公民館とちょっと似ているような、同じ規模ではないかもしれませんが同じつくりみたいなもので、片や10戸で10万以上の補助について20%の負担をするというふうなことで、教育委員会の中でいろいろとその負担について今年度検討させていただきました。補助規定についてはまだ教育委員会の段階には来ていないんですけれども、ある程度そういった配慮をして整備について考えていきたいというふうなことを、今年度中に決めようと思っています。

もう一つ、地域づくりについての公民館の活用というふうなことで、先般、町長のほうからも地域づくりというふうなことで公民館の活用ということがございましたけれども、教育委員会では今現在、シニア塾もしくは大人塾というふうなところで、いろんな話題を提供しながら講師を呼びながらいろんな考えを皆さんとともに考えたいというふうなところでやっております。いわゆる地域づくりについては、うちのほうはまちづくり課がございまして、社会教育としては人づくりというふうなところで、いわゆるいろんな考えを持った方を招聘して同じ土俵の中でいろんな意見を言って、人と人をつなげていくというふうなところで社会教育は担っていくべきだろうというふうな考えでございまして。ですので、大人塾、シニア塾の中でいろんな語らいをしながら、その方々が地域に帰って地域づくりに生かしていただくというふうな環境を、社会教育としてはつくってきたいというふうに考えています。

2番 答弁の内容でつけるわけでありまして、今言った思いを公民館長の方々がきちんと自覚していただくような方向づけというふうなものをお願いしたいんです。だから、町内会主催じゃなくて公民館長主催のそういうふうな勉強会をするよというふうな意識づけを持っていただくための方向づけというふうなものを、ぜひ考えていただきたいということです。

あわせて、地区公民館のありよう、要するに公民館がたまり場的な存在になってくると私は非常にいいなと感じております。今はなにせ隣近所との付き合いが減ってきている中で、公民館の果たす役割というのは非常に大きくなっていると思いますので、ぜひとも公民館長さん方への啓蒙活動をお願いしたいと思います。どうでしょう。

教育次長 地区公民館の活用については、それぞれ地区の事情等、町内会それぞれ条件も違うようですし、また活用の仕方についても違います。やはりそういう中でいろんなことに、例えばひとり暮らし老人の方が公民館に自由に集まってというふうなこともあれば安全の確認とか、そういった地域の中で大変役に立つというふうなこともあると思います。公民館の活用についての方法論的なものをぜひ、地区公民館長会議もごさいますので、そういった事例を挙げながら情報提供していくような活動もこれから取り組んでいきたいというふうに、今のご質問で考えました。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

4番 それでは、124ページの西ノ前遺跡周辺地区整備事業、125ページの工事請負費、これは大分繰り越しの事業も含まれていますので、その後変更なかったかどうかも含めて、この事業内容、どういった整備になるのか、概要を質問いたします。

教育次長 ここでの工事請負費7,322万につきましては、造成費、あとため池の整備、それから水道管の布設、あと削井工事というふうなことで、チェック・ボーリングというふうに予定してございます。あと、トイレの工事というふうなことで、当初予定している中でのとおりでございます。

4番 そうしますと、1年半ぐらい前でしたか、大体こういったイメージでこういったものを整備していきますというデッサンの図をもらったわけですがけれども、まだこの内容を聞きますと完結はしないのではないかなというふうに思います。よって、今後もここの造成は、またこういった教育委員会管轄の中でさらに造成をして充実させていくというような計画、考えなんでしょうか。

教育次長 今現在計画してあるのは、国交省でしている都市再生整備事業に基づいて当初の計画でやっているわけですがけれども、そういった事業内容について地域の方々等にも周知をしながら、意見を聞いてやっていきたいというふうに考えております。

4番 ここの整備は発掘されてからというものやと二十数年かかって整備が始まるということで、大変おこなっている事業でもありますし、さらに、ここを拠点として駅と物産館とをつなげるという町長の構想があるという話も聞きました。あるいは、私も一般質問しました川につなげていくという問題や、また山の太平山につなげていってはという質問もしました。

これは教育委員会だけでできる問題ではないですけれども、今こうやって話を聞いていますと、課の連携が随分とれていないなという意見が出ています。ですので、これはやはり観光資源ですから、教育委員会とほかの課とやはり課をまたいで、そういったひとつ町長の構想の実現であったり、我々議員が提案するそういった構想の受けとめ方、受け入れであったり、そういったものを課でまたいで、今度は国交省になるのかどの事業になるかわかりませんが、ぜひ継続してそういったものをどんどんおくれを取り戻すような形でしていただきたいなというふうに思いますけれども、教育委員会になるのか、どこになるのか、その大きい範囲でのこの遺跡地の周辺整備を進めていってほしいということで質問いたしますけれども。

町長 この整備事業でありますけれども、何と言っても事業規模が大きいわけです。これは3年間で約2億でしたかね。ですから、財源の確保がまず要ということでもあります。これは財源も国の社会資本整備事業、再生事業、45%の補助率でありますけれども、これはやはりすぐというふうなわけにはいかなかったということ、まずご理解願いたいと思います。

それから、整備のありようでありますけれども、私も前に言ったかもしれませんが、舟形駅を中心にして今4番さんが言ったように、猿羽根山、若あゆ温泉、小国川、あるいは堀内のブナの実とか、あるいは猿羽根山に行く山菜道路というふうなものが、やはり舟形駅であるというふうに思います。ですから、舟形駅からこの縄文の女神の跡地の整備のほうに行く縄文の小径もいいのではないかなど。と同時に、最上・小国川の推進機構、これがことしの4月に正式に立ち上げになりますので、その一貫としてこの縄文の女神を通る小径などもその段階で整備したいと。これは補助事業はいろんなメニューがありますので、単独で大規模な事業というのはやはりなかなか難しいわけがありますので、最上・小国川のその推進機構の補助金とか、あるいは今やっている社会資本再生整備事業をしてみたり、あるいは農業サイドからの補助金の考え方も投入してみたり、これは今言ったとおりに各課がそれぞれ知恵を出してやっていかないとうまくありませんので、そこは私のほうで調整をしてみたいと思っております。

1番 同じページのその下の行になりますが、用地購入費 10 万円になるのかな、これの内容を聞きたいと思っておりますけれども、昨年、西ノ前の発掘の下のほうであります農地を教育委員会のほうで一旦買入れの予定だと、中身を聞いたら駐車場にするというふうな構想だということで、あるところに水田に迷惑をかけるといけないので殺虫剤の散布の委託をされたかと思っております。その土地とこの土地と今後のそれと、いろんな関係がいろいろあるかと思っておりますけれども、伺いたいと思っております。

教育次長 購入した土地の隣接地の農家の方から話がありまして、購入した後の管理の仕方等についてご指摘をいただいて対応したというふうに、防虫……空中散布ですよ、していただいたというふうになんか記憶してございますけれども。（「これは違うよ。この 10 万円は」の声あり）用地購入費。済みません。ちょっと休憩していただけますか。

委員長 休憩します。

午前 1 1 時 4 2 分 休憩

午前 1 1 時 4 4 分 再開

委員長 再開します。

1 時まで休憩したいと思います。

午前 1 1 時 4 4 分 休憩

午後 1 時 0 1 分 再開

委員長 再開します。

まちづくり課長から報告があります。

まちづくり課長 午前中に質問をいただきました学生への無料配布の件であります。現在、一般の方々、町外の方々に町報を郵送している件数は 20 件あります。そのうち学生の方が 3 名いらっしゃいます。

午前中の私の答弁で、学生の方も一般の扱いで郵送費をいただくというふうな答弁をしましたが、現在においても学生の方については無料配布を行っております。町外へ転出された学生で 18 歳から 22 歳までの方については無料配布しますというふうなことを年 1 回 3 月または 4 月の町報で、スペースの関係もありますので、ご案内をしております。ただし、全員の方にとというふうなことがありましたが、住所がわからない関係で、やはりその住所を教えてもらうということで一旦ご案内して、無料で配布しますので住所をお知らせくださいということで住所を教えていただくと。その方には無料で

配布するということですが、なかなか現在ホームページでも同じようなことを見られますので少ないのではないかなということではありますが、これから町報の3月、4月のスペースが決まりますけれども、いずれかの月でまたご案内はしたいと思います。よろしくお願いします。

委員長 教育の質疑ほかにありませんか。

教育次長 午前中の用地購入費の10万円についてご質問いただいた件ですけれども、これにつきましては、西ノ前遺跡に大型車が乗り入れするための町道の拡幅のための用地購入というふうになっております。

1番 わかりました。

なかなか町長の答弁では3カ年計画で整備するという中で、西ノ前遺跡周辺地の整備が町民からすればおこなわれているというふうな感覚で捉えられていると思います。今、町では定住促進住宅を建設中でありまして、縄文の女神里帰り展も計画されております。縄文の女神に対しても定住計画がおこなわれております。この前の一般質問でもお伺いしました。改めてその縄文の女神の定住計画の構想をお聞かせ願えますか。

教育長 現段階での計画につきましてですが、縄文の女神は現在、県所有で博物館にございます。そういったこともございまして、やはり町民としてはここで発掘された国宝を舟形町へという熱い希望があるんだろうというふうに考えます。

そうしたときに、いろいろな事情で県に行ったわけでございますので、それを何とかして舟形町にということがスムーズにできないかという中で1つの考えとして、例えば県立博物館に今あるわけですけれども、その分館を舟形町のほうに持つてくることによって、所有権等はそのままなるわけでございますから、そういった形で何とか持ってきて舟形町のほうに定住するような形にならないものかというふうなことで、これは町もそうなんですけれども、さまざまところでそういった形でぜひやってほしいというふうなことがございまして、例えば商工会さんのほうでもそういったことでいろいろ要望等を県のほうに上げて、ぜひこちらのほうにそういった形で持ってきていただけないかというふうなことがございまして、そういったこととあわせて私どもも博物館の分館等をこっちに持ってきたいし、そういったことで推進していけないかというふうなことで今動いているというところでございまして、これはまだ形になってどうのこうのということではなくて、まずは要望段階で今動いているというふうなところでございます。

1番 122ページにありますように、縄文の女神活用検討委員会という組織があるわけですが、事務局には東麻布の野村さんにいただいていると承知していますけれども、中央のほうのいろんな幅広い学識経験者の意見を拾い上げながら、そういう縄文の女神の分館的な形で、できれば舟形町に定住構想という形があるかと思えます。しかしながら、長い目で見ると、維持管理費用等々の面を見ますと、やはり町でもただという形ではなくていろいろ費用がかさむような形になろうかと思えます。いろんな幅広い町民の意見も吸い上げて、しっかりとした計画をしていただきたいと思います。改めてもう一度お願いします。

町長 今、教育長のお話あったとおりでございますけれども、一昨年でしたか、縄文の女神の条例をつくったわけでありまして。その狙いはやはりこの国宝の女神を舟形町の象徴として新たなまちづくりをするということが一番大きな目途であろうというふうに思います。

そもそもこの歴史を見てみましても、重要文化財になってその後10年間の後に国宝になったわけでありまして、国宝になった時点で物すごく、吉村知事もあそこに来たわけでありまして、ぜひこの縄文の女神という立像を舟形町のほうに永住するような方策、これは念頭に置いており

ましたので、そのときには高島町に県立の施設があるんですが、ああいう施設ができないものかなというふうには思っておりましたけれども、ただ県に要望するタイミングがなかなかできなくて、26年度は非常にいいタイミングがあったということで、今教育長が言ったとおりに、私は縄文の女神を県立博物館の分館、分館になれば県立であるわけでありますので、そういうふうな面で今質問があったとおりに維持管理という問題が非常に莫大な様相になりますので、その辺は県とこれから煮詰めていく中で、どういう方法がいいのか、維持管理も含めて、それをこの活用委員会の中で十分議論をしていきたいなというふうに思っております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第10款 教育費について質疑、審査を終結いたします。

第11款 災害復旧費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第11款 災害復旧費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第11款 災害復旧費について質疑、審査を終結します。

第12款 公債費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第12款 公債費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第12款 公債費について質疑、審査を終結します。

第13款 予備費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第13款 予備費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第13款 予備費について質疑、審査を終結します。

これで、議案第30号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出予算の審査を終結します。

議案第31号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

委員長 議案第31号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たりましては、ページ、款項目など提示され、できるだけ完結をお願いします。質疑ありませんか。

4番 では、歳入の158ページの一般被保険者国民保険税、今年度が1億4,355万ということで、前年度あるいは前年度の予算書のまたその前年度を見てみると、やはりこの収入がどんどん減ってきているというふうに見受けられます。全国の統計とかの資料を見てみましても、何十年も前は農林水産業関係の方々の保険税の納付者が多かったんですけども、それがほとんどいなくなって、今は無職者からの保険税の納付がどっと多くなっているという現状のようです。そういった現状も踏まえて、今後の舟形町のこの国民保険税の納付の状況がちょっと心配になっているんですけども、今現状の舟

形町のそういった状況をどのように捉えているのか、質問いたします。

税務福祉課長 ただいまの佐藤委員さんのおっしゃられる保険税の動向につきましては、今申されたように、まずは農業所得が昨年は大幅に落ち込んでおります。米価の下がり、または所得補償の2分の1というふうなこともあります。それと、事業主の企業という個人事業主という方が入っておられる保険であるということもあります。あとは、先ほどおっしゃられたリストラというふうなことで会社を離脱した方ということでも結構そのような移動があり、収入は2,000万ほどずっと下がっているような状況が続いています。

それで、26年度につきましては、給付基金ということでこれまでの積立がありましたので、それらを充当しながらなんとかやってきたのですけれども、27年度につきましては、やはり今後の医療費の推移もずっと上がっている関係でなかなか大変な状況です。加えて、介護納付金と後期高齢者のほうの納付金がいずれも高い状況で推移している関係で、保険税といたしましては医療費と介護納付金とあと介護と後期高齢者と3本立てということでもらっているわけですが、それが納付額に満たないというふうなところもありますので、平成27年度につきましては、今後になりますけれども、税率改正というふうなことで考えているところでございます。7月賦課に向けまして6月に条例で制定のご提案をさせていただきたいと思っております。以上です。よろしくお願いいたします。

4番 そういった傾向というのは全国的に同じなのかもしれませんが、舟形町がやはりこの最上管内では少し高めに推移しているという話を聞いております。去年、平成29年、30年あたりに県のほうにそういった国民健康保険税の事務の一本化になるような話も、国だったか、その方針を聞いておりますけれども、そういった情報等が入っていたら教えてもらいたいということで質問いたします。

税務福祉課長 ただいまの件につきましては、国民健康保険の広域化ということで、県単一の保険財政に持っていく仕組みが平成30年度から始まります。これは山形県だけではなくて、国全体の方向性ということでございます。

そういうふうな移行になりますと、事務的なことでかなり作業的にも財政的にも変更があるのではないかなというふうに思っていましたところ、後期高齢者のような組織形態はつくらないで、山形県のほうにまずはそういうふうな体制をしいて、そこで保険税の課税、徴収も今までどおり、あとは窓口の処理も同じ、あと給付事務も同じというふうなことで、ただ山形県全体で医療給付費がどのくらいかかるということが今までの推計であったりとかこれからの見込みということで、それを山形県の県下の町の保険者から分布金というふうなことでいただいて、それを今度は町のほうでかかった給付費に見合った金額を県から、県で集めた分を今度はさらに町のほうに交付するというふうな形で、その財政基盤の強化を図るということの目的のようですので、町としては余り事務的な軽減にはならないかなというふうなことで思っております。詳細につきましては、これから3年間の期間の中でそれぞれ調整する部門もありますので、その中で联合会を中心に進められていくというふうなことでございます。以上です。

4番 そうしますと、今度は国民保険に加入している方々からすると、要するに県一本化になった場合に、山形県民は同一保険料納付になるのかならないのかが、一番心配だというふうに思うんです。舟形町では来年度もしかすると税改正があると。それが町単位では最後になるのか。あるいは今の段階で、山形県にその事務が移管したとしても市町村別でまた料金が違うのか。山形県で統一になるのか。そこら辺のところをもう一度明確に答えていただきたいと思っております。

税務福祉課長 保険税の賦課につきましては、30年の広域化になっても市町村のそれぞれの医療費の給付にあわせた課税をするというふうなことで、後期高齢者のように県下一斉の税率を決めるというふ

うなことはないようです。あくまでも町の保険者の医療の動向によった課税というふうになります。

委員長 ほかにありませんか。

8番 それでは、今の質問にも関連しますけれども、178 ページの上のほうですね、保険財政の共同安定化事業拠出金、これが前年度あたりの予算と比較しても倍以上になっております。それが今4番委員から質問がありましたけれども、これの交付金で各町の保険料をまず調整するというそういう考えだというふうに思うんです。そういう意味で、これは医療費がかかった町村においてはやはり今までどおり保険税額が上がるのかなという気がするわけですが、そういう考え方でいいのか。もう一回お願いします。

税務福祉課長 ただいまの保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、それぞれの保険者で毎月高額のレセプトが参ります。それが20万以上であったりとか、多い方では心臓の手術をすれば1,000万とかそういうふうな状況の中で、その保険者が毎月毎月支払うことに財政的な規模の中では大変だろうというふうなことで互助制度をしいています。

それがこの保険財政共同安定化事業ということなんですけれども、この内容につきましては、レセプト、診療報酬明細書、これまでは30万から80万までの中間の医療費に対して国と県が4分の1ずつ……済みません。これは連合会のほうに町のほうで支払っているお金の中から県と国は補助金がなしで、それをそのかかった見合いでいただくというふうな仕組みになっているんですけれども、今回予算が大幅に増額になった点につきましては、限度が30万から80万だったんですけれども、これが0円から80万まで全てのレセプトが対象になったということで、これによりまして出す金額もうちのほうで入ってくる金額も今は同額にしておりますけれども、このようなことで改正になったということです。これがすなわち、全体の医療費の広域化なっても、こちらのほうで全体のお金を集めておけば互助制度並みの広域という形の財政基盤の強化というふうな捉え方で結構だと思います。

8番 その給付額が30万以上から1円以上全額交付の対象になったということで、当然拠出金もふえれば交付金もそれなりにふえるというふうになると思うんですけれども、その拠出金の算定において、今後所得割導入云々というふうな話もあります。そういうふうになれば、その拠出金の所得割という部分が町の国民健康保険料とどういう関係があるのかなと。その拠出金の所得割という部分も個人個人の保険料に影響するのか。そこだけお願いします。

税務福祉課長 こちらの拠出金につきましては、所得割というものは反映していません。といいますのは、これは医療給付費ということで、山形県全体の医療給付費のかかる総額、3年間の実績になりますけれども、これに対しまして舟形町の医療費の3年間分のその割合に町が抱える被保険者の数ということでの積算根拠になりますので、所得割というふうなことについてはその計算の中には勘案されていない状況です。

8番 ここに1つその保険財政安定化の共同事業の資料があるんですけれども、これによりまして、厚生労働省は今共同事業によって格差、例えば100ある格差を半分の50にしたいと、そういうふうな考えのようです。その中で、今後はそういう医療費の格差あるいは保険料の相違というものを緩和するために、この所得割をしてその調整をしていくと。そういうふうな資料があるんですけれども、今の課長答弁ですと、この事業に関してはそういったことはないというふうな話のようですけれども、ちょっと私の資料が違うのか、もう一回お願いします。

税務福祉課長 ただいまの件につきましては、ちょっと資料を持ち合わせていない関係で即答できませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

委員長 休憩します。

午後1時32分 休憩

午後1時32分 再開

委員長 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、議案第31号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算の質疑、審査を終結します。

議案第32号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

委員長 議案第32号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の審査をします。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、議案第32号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について質疑、審査を終結します。

議案第33号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

委員長 議案第33号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番 それでは、222ページの5款の地域支援事業費に関して質問したいと思います。

先般の一般質問でもこの認知症の問題が取り上げられました。それで町長の答弁の中でもかなりこの認知症対策については詳しく答弁がありましたけれども、この支援事業の中で行っていくというふうな話でありますけれども、この包括的な支援事業の内容を見ましても、はっきりと認知症対策とわかるような事業がないわけでありまして、この辺お伺いしたいと思います。

税務福祉課長 地域支援事業の認知対策の件ですけれども、昨日の条例のほうでも猶予期間ということで、認知症対策につきましては29年4月から本格化始動したいというふうなことで条例の提案を議決いただきました。と申しますのは、認知症対策につきましては、今国から制度的に町のほうに移行になってきているわけですが、その中に認知症の専門医とそのかわるスタッフというふうなことでの体制をしくこととなります。ところが、認知症に関連する専門の医師が最上郡内では2人しかいないということもあわせて、その中で新たな医師を探すとなると研修を受けていただく必要があるというふうなことで、その体制整備がまずは1つできないところがあるということです。時間がかかるということと捉えております。

あと、認知症対策の中で町のほうでできるものから進めるということで、きのうもサポーターの養成講座なり、あるいは今小中学生までをも認知症について理解をいただく学習指導というふうなこともやっているところもございますので、そんな中でサポーター養成講座なり、あとは地域の中でそう

いうふうな、今までは民政児童委員の方にその情報を提供しながらお互いの情報交換をしながら対応してまいりましたけれども、それを地域の担い手をつくるというふうなこれも新たな体制ということではかれておりますので、そんな中でそういうふうな体制を町内会長におろしたりとか、あとは、今ある自主的に活動している任意の団体の方々をさらに育成をしながらできることからやりたいというふうなことで思っております。

ですから、まずは 29 年 4 月に向けてできるものから順々に予算をとりながらやっていきたいというふうなことで、今回は通常どおりの予算規模ということになっているかと思えます。以上です。

8 番 29 年というふうな課長の答弁ですけれども、残念ながら、この認知症あと 2 年待ってくれとは言えないわけであります。そんな中で先般から事故のケースも出ております。そういう経過を踏まれば、この 2 事業等の中でやはり 1 個ぐらいその対策を明記すべきではないかというふうに思うわけです。ずっと見ましても、ケアマネージャーの雇い上げ賃金なり、その連絡協議会委員報酬、それから包括支援センター長の報酬と、人件費にかなり終始しているようなケースに見られるわけです。そういう意味で、であれば、今課長が言ったようなそのサポーターなり講座なりそういうものは、雇い上げのケアマネージャーへの報酬の中にそういう業務というものを位置づけているのでしょうか。

税務福祉課長 今ある予算の中にはそのような体制の方の方は入れてはいない状況です。今いただいたご意見をこれから反映するようにしたいというふうに思います。

8 番 今回当初では間に合わないとしても、これからぜひ早急な予算措置というものを考えていただきたいというふうに思います。

委員長 答弁いいですか。（「お願いします」の声あり）

税務福祉課長 先ほど申しあげましたサポーターの養成講座なり、それも今年度 26 年度につきましては全然できなかった状況ということもありますので、まずは町の私どもの課の体制なりそのスタッフというふうなことで今後調整をしながら講座なり、あとは、認知症の今は食事指導とかということで栄養講座もやっております。あとは、さらに町全体での認知症予防対策というふうなことで講演会ということも考えておりますので、そんな中で町全体で高齢者の見守りということができるよう、予算の規模の範囲ではありますけれども、そんな中で今後内容を踏まえて補正予算なりで対応しながら努力したいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、議案第 33 号 平成 27 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について質疑、審査を終結します。

議案第 34 号 平成 27 年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について

委員長 議案第 34 号 平成 27 年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。

4 番 152 ページの水道施設整備事業、この 1 と 2 の項目で工事がそれぞれ 3,000 万と 1 億 4,400 万ほどかかっております。大規模水路改修をするようですけれども、それに至った経緯、理由とその工事の内容、なぜこの 2 つに分けているのか等も含めて質問いたします。

地域整備課長 最初に 1 番の簡易水道事業第 2 舟形簡易水道生活基盤近代化事業ですけれども、これに

つきましては以前に水道整備をしましたところ、石綿管を使っている箇所がございます。その布設がえということでの工事費になります。

それから、2番目の簡易水道事業簡易水道再編推進事業でございますけれども、これにつきましては小松地区の水源地がございますけれども、その水源地の改修と、それから上水道を整備するというふうな計画になります。これにつきましては老朽化に伴っての施設改修。それから、第1と第2の簡易水道事業を合併するというふうな計画がございます。それも補助事業で対応するというので、このような事業費になっております。

4番 今の2のほうの1億4,400万に乗っかかるほうの答弁で、第1、第2の合併の話が出ましたけれども、そうしますと、第1簡易水道のほうは十二河原の上のほうというんですか、あそこが水源地になっていたと思うんですけれども、それを小松地区の水源地に一本化するような事業となるというふうな意味合いの捉え方でよろしいのでしょうか。

地域整備課長 水源地そのものは変わりございません。第1は今現在の場所で十二河原水源地になります。第2は小松地区という形になるんですけれども、第2の水源地の改修を行うに当たり国の補助事業をいただくことになっております。その段階で第1と第2を合併するような事業でないと補助がもらえないような形でございました。それを合併することによって補助対象だということになっていきますので、水源地は変わりないんですけれども、第1簡易水道に第2簡易水道が合併するというふうな方向での作業が出てきます。それに伴って、今、特別会計で行っているわけなんですけれども、企業会計に切りかえていかなければならないというふうな作業も出てきます。

4番 いいですか。ちょっとあれだや、いいですか。

委員長 休憩します。

午後1時53分 休憩

午後1時54分 再開

委員長 再開します。

4番 課長の答弁だと、第1も工事するような形でないと第2簡易水道を工事する補助金がもらえないというようなご答弁ありますけれども、それだと第1簡易水道を工事もしないのにそれを工事する予算だと言ってもらって、第2簡易水道しか工事しないと、国からの予算を、言い方が難しいですけれども、やんばい言ってもらってきているという、いいほうに捉えればそういうふうな感じに聞こえますけれども、そういったやり方は大丈夫なんですか。

地域整備課長 第1簡易水道のほうは工事はしないんですけれども、第2簡易水道の小松地区の水源地、それからあそこの浄水場を整備することによりまして補助をもらうわけなんですけれども、その補助をもらうために給水人口を5,000人以上でないと補助が出ないというような形もございます。それで第1と第2を合併する計画で5,000人以上の人口を確保しまして、今の特別会計から企業会計に切りかえるというふうな作業がまた伴ってくるわけです。そういうふうなやり方で補助をいただいて整備をしていくというふうな形です。（「委員長、もう一回。だめなの」の声あり）

委員長 ほかにありませんか。

1番 同じような質問に入ります。今、第1、第2を合併すると。第2水源地の今の工事が今月で終わるのかなと思いますけれども、進捗状況をお伺いしたいと思います。

地域整備課長 26年度事業につきましては間もなく完了すると思います。また、27年度、28年度と継続で事業は行われます。

1番 今月中に終了するというので、ひと冬雪を除雪しながら、あの大変な道を通いながら今工事をやっているかと思います。圃場整備の計画もあるわけですが、3月5日の日に第1期工事分が9,000万ほど県のほうから公告になりました。しかしながら、あそこ全域が圃場整備今年度でいくかわかりません。工事に支障があったりメンテナンスに支障があったりするような感じが見受けられます。

以前、前の振興課長のほうから、一方通行とか行きどまりの水源地、大切なライフラインです。一方通行の水源地の道路だけじゃなくて、高規格道路の側道があります。そっちのほうに経由してメンテナンスが両方面からできるような道路をつくる構想というものちょっと聞いたことがあります。今、ゲリラ豪雨等々で小国川が氾濫しメンテナンスに行けないような状況、3・11のときには除雪しながらようやくどり着いた水源地です。ぜひそういうふうな面から見ても、一方通行じゃない回れるような点検路のための計画というのは、引き継ぎとかという形では計画道路に入っていないんですか。

地域整備課長 小松補助整備事業で、まず今現在ある道路の部分をつけかえというふうな形で新たにできるわけなんですけれども、それに伴って高速道路の側道みたいな形での迂回路というふうな道路計画は今現在はございません。しかしながら、委員さんが言われるように、やっぱり行きどまりの道路では確かに万が一の場合は好ましくないということで、回れるような道路を計画するというのもやはり考えていかなければならないのではないかなというふうに思います。

1番 できればそういうふうに、大切なライフラインです。舟形町の6,000人の町民の喉を潤すには、今言われたように第1と第2の2つの水源地しかございません。ぜひそういうふうな形の中で、の場合は回れる道路を整備する必要性があると思います。

それと同時に、合併した場合には、今回第2水源地に多大な費用をかけて計画しているわけなんですけれども、その後、第1水源地が異常を来した場合に事業費を引っ張って来られなというような状況にはならないですか。

地域整備課長 よく聞き取れなかったんですけども、第1水源……

1番 合併することによって1つの水源地だというふう形にして5,000人云々という形で先ほど答えた中で、第2水源地が急遽何かあった場合に、事業上、第1水源地、第2水源地を合併して供給人口という形で事業予算をもらっているというふうに答えた中で、もしかして急遽第1水源地に対して事業を起こさなければいけないことが発生したら、そのルール、事業を持っていくことが難しくなるんじゃないですか。

地域整備課長 第1水源地で緊急事態が発生した場合というふうなことだと思うんですけども、そういう状況になった場合につきましてはそれなりの対応はできるというふうに思います。第1、第2簡易水道で大きな事業をやっているということで、第1簡易水道が万一の場合は何もできないということとはございませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

委員長 ほかに。

4番 再度、同じ項目で質問させていただきます。第1と第2を合併する計画でこの工事をやるということなんですけれども、この計画がそうである以上は、将来的にそうなるということの理解でいいんですか。要するに、計画はして工事はするけれども、将来にわたっても第1と第2は別々に水を供給するで、それで国の審査なり町の方針はそれで通るわけですか。

地域整備課長 水の供給につきましては特に支障はございません。ただ会計上が企業会計に変えていかないとまけないという形で、水を供給するには別々の箇所であっても支障ないということです。

4番 本当でしょうねという質問もちょっと変ですけども、計画があつて予算が来ると、私はずっと

そういうふうと思うんですけども、その計画どおりにやらないものに予算が来るのに、大丈夫だというふうな答弁をされると、後任者が大変なんじゃないかなと私もちょっと思ったりします。

あるいは、1番委員が先ほど言ったように、この第2の工事で第1を合併させると言った場合に、第1を同じような老朽化でやるときに、第2とまた合併しますなんて言ってもらえないはずだと思うんですよ。わかりますかね、言っている意味が。今は第2の水源地を工事するのに第1と合併するから工事をするというでもらっていますけれども、合併をしないで、第1が今度は老朽化したときに、今度は第2と合併すると言って国から補助金をもらうということができるとかなというふうに私は不思議に思うんです。そこら辺のところをもう一度質問いたします。

地域整備課長 この事業を行うに当たり、給水人口が5,000人以上いないと補助事業は該当しないというふうな条件がございます。それで、第2簡易水道を……（「静かに」の声あり）今水源地を修繕し、そして浄水場というものを新たにつくるわけなんですけれども、その事業費が億単位でかかるものですから、国の補助事業に該当させていただくというふうな申請をしております。それで、第1簡易水道につきましては特に工事は入らないんですけども、その給水人口を確保するために条件として第1と第2を合併した条件で補助をいただくという形になります。

委員長 休憩します。

午後2時05分 休憩

午後2時05分 再開

委員長 再開します。

いいですか、4番。佐藤君。（「いいです」の声あり）

ここで、税務福祉課長より先ほどの件であります。

税務福祉課長 先ほどの八鍬委員さんの質問にお答えしたいと思います。

国民健康保険の保険財政共同安定化事業につきましては、先ほど申しあげましたように、対象の金額が30万から1円というふうなことになります。

あと、もう一つの要件といたしましては、医療費の実績割というふうなことで先ほど県内の医療費を町の医療にあわせた場合というふうなことの率でもって計算するというで申しあげましたけれども、そのルールを平成30年4月から改めるということで、それが市町村の所得割水準というか、所得の格差がそれぞれあるものですから、その水準に合わせた所得割ということで新たに仕組みを設けるというふうなことです。ただそれが一律にしまうと市町村の財政規模が違うものですから、それを段階的にやっていくというふうなことで、県の広域化推進方針のほうでは整理をしているようです。よろしいでしょうか。以上です。

委員長 8番八鍬君。質疑ありますか。（「いいですか」の声あり）

8番 それでは、直接、今までの国民健康保険税にその安定化事業の拡大なり改革が影響することはないというふうな理解でよろしいんですね。

税務福祉課長 県内の市町村の所得を是正するというふうなことなので、それをこの事業の中で調整するというふうなことなので、今のところは平準化に向けた機能ということに捉えておりますので支障ないかと思っておりますけれども、これから試算をする中でまたご説明ができるかというふうに思います。

委員長 いいですか。（「はい」の声あり）

じゃ、質疑に戻ります。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、議案第 34 号 平成 27 年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

議案第 35 号 平成 27 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

委員長 議案第 35 号 平成 27 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、議案第 35 号 平成 27 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

議案第 36 号 平成 27 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

委員長 続きまして、議案第 36 号 平成 27 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、議案第 36 号 平成 27 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

ここで休憩します。

午後 2 時 12 分 休憩

午後 2 時 40 分 再開

委員長 再開します。

ここで、討論についてお諮りいたします。本委員会に付託されました議案第 30 号から議案第 36 号までの 7 議案を一括して討論することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。よって、本案件につきましては一括して討論を求めます。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。本委員会に付託されました議案第 30 号 平成 27 年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第 31 号 平成 27 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第 32 号 平成 27 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第 33 号 平成 27 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第 34 号 平成 27 年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第 35 号 平成 27 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第 36 号 平成 27 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算、以上 7 議案を予算審査特別委員会として原案の

とおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

委員長 挙手多数です。よって、7議案は原案のとおり可決されました。

次に、委員長報告の作成についてお諮りします。本委員会の委員長報告作成は委員長に一任していただきたいと思います。ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、よって委員長報告の作成は委員長に一任することに決定いたしました。

長時間の審査、大変ご苦労さまでした。

以上を持ちまして、一般会計並びに6特別会計予算の質疑、審査を終結します。皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

これを持ちまして、平成27年度予算審査特別委員会を閉会いたします。

なお、明日は本会議を午後2時より開会いたします。

これにて散会といたします。どうもご苦労さまでした。

なお、東日本大震災発生から4年を迎える本日の午後2時46分に、震災で亡くなりました多くの方々のご冥福を祈り、黙祷を捧げたいと思います。しばらくお待ちください。

午後2時43分 散会